

昭和五十二年九月二十二日

四日市市議定会定例会会議録（第一号）

四日市市議 会

○議事日程 第一号

昭和五十二年九月二十二日(木)

午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一二二号 専決処分について
- 第四 報告第一三三号 専決処分の報告について
- 第五 報告第一四四号 昭和五十一年度四日市港開発事業団特定事業会計の報告について
- 第六 報告第一五五号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について
- 第七 議案第九〇号 昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 第八 議案第九一号 昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について
- 第九 議案第九二号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
- 第一〇 議案第九三号 昭和五十一年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 第一一 議案第九四号 昭和五十一年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 第一二 議案第九五号 昭和五十一年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 第一三 議案第九六号 昭和五十一年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)

議案説明

第一四	議案第九七号	昭和五十二年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………	議案説明
第一五	議案第九八号	昭和五十二年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………	〃
第一六	議案第九九号	四日市市公告式条例の一部改正について……………	〃
第一七	議案第一〇〇号	四日市市職員定数条例の一部改正について……………	〃
第一八	議案第一〇一号	四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について……………	〃
第一九	議案第一〇二号	四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について……………	〃
第二〇	議案第一〇三号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について……………	〃
第二一	議案第一〇四号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
第二二	議案第一〇五号	四日市市民ホール条例の一部改正について……………	〃
第二三	議案第一〇六号	四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について……………	〃
第二四	議案第一〇七号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	〃
第二五	議案第一〇八号	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………	〃
第二六	議案第一〇九号	四日市市防災会議条例の一部改正について……………	〃

第二七	議案第一一〇号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	議案説明
第二八	議案第一一一号	あらたに生じた土地の確認について……………	〃
第二九	議案第一一二号	町の区域の変更について……………	〃
第三〇	議案第一一三号	四日市市と孤野町との境界の一部変更について……………	〃
第三一	議案第一一四号	町及び字の区域並びに名称の変更について……………	〃
第三二	議案第一一五号	市道路線の認定について……………	〃
第三三	議案第一一六号	市道路線の廃止について……………	〃
第三四	議案第一一七号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三五	議案第一一八号	工事請負契約の締結について……………	〃

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

青	天	小	伊	岩
山	春	井	藤	田
峯	文	道	信	久
男	雄	夫	一	雄



○欠席議員（二名）

○議事説明のため出席した者

都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	助役	市長
杉本義広	川合一文郎	谷沢治芳	杉本治郎	矢田三治郎	伊藤藤久美	斎藤南輝彦	阿部清三	平井倉哲	坂倉喜代司	三輪喜代司	加藤寛嗣

前川辰男	高橋力三	山本勝
------	------	-----

建設部長	下水道部長	副収入役
石井三夫	奥村仁人	荒木三郎

教育委員長	教育長	次長
龍池清真	山鹿静夫	六田裕

病院事務長
蔽田裕

水道事業管理者	技術部長
村山了	黒川薫

消防長	次長
松村佳美	岡本林衛

代表監査委員
森幸雄

○出席事務局職員

事務局長	佐々木 晃
議事課長	小坂 靖
議事係長	板崎 大之丞
主事	山口 克彦
主事	金森 伸夫

午後二時二分開会

○議長（大谷喜正君） ただいまから、昭和五十二年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は、四十名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（大谷喜正君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号によりとり進めたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において橋本増蔵君及び野崎貞芳君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から十月四日までの十三日間といたしたいと思います。これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から十月四日までの十三日間と  
決定いたしました。

日程第三 報告第一二二号 専決処分について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三、報告第十二号専決処分についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の報告第十二号は、損害賠償の額の決定についての専決処分報告議案であり  
まして、去る六月二十八日、諏訪栄町地内市道上で発生した道路事故について、相手方と和解し賠償額を決定するに  
当たり、緊急を要したためやむを得ず、地方自治法第一百七十九条の規定に基づき専決処分したものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段、ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を直ちに採決いたします。

本件は、これを承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第四 報告第一三号 専決処分の報告について、ないし

日程第六 報告第一五号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第四、報告第十三号専決処分の報告について、ないし日程第六、報告第十五号財

団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況についての三件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第十三号は、いずれも市有自動車等の交通事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第十四号及び報告第十五号は、昭和五十一年度四日市港開発事業団特定事業会計決算並びに財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

○議長（大谷喜正君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 報告第十五号のオーストラリア記念館の経営状況に関してお尋ねをしたいと思っております。

毎年度、この議会での問題をお尋ねしているわけですが、加藤市長に対しては初めての質問でございます。

このオーストラリア記念館の経営状況を拝見いたしますと、ことしもまた、わずか十七万七千円のホール使用料収入を得るのに、光熱水費百二十一万も使っているわけでございます。そして当期欠損金だけで五十二万六千円も出しているわけでございます。繰越欠損金合わせて二百八十九万九千円となっておりますが、しかし、ここには人件費も含まれておりません。先ほど、港管理組合を通じて県に問い合わせましたところ、五十一年度に県の職員に払ったお金が、人件費が四百六十三万だそうでございます。そしてまた、市は五十一年四月から嘱託職員に切りかえまして、この点私が前にただしまして、一定の善処をされたことと思うわけですが、嘱託職員に五十一年四月一日

から切りかえられまして、それでも実際に支払われたのは七月からの、通勤費とか時間外は別といたしまして、八十四万七千円市費を使っているわけでございます。これらの職員派遣は、県におきましては四十六年の七月から、市におきましては四十六年の九月からでございますが、その人件費も合わせますと大変な欠損を出していることになるわけでございます。これは単に欠損というのみにとどまらずに、大変な市費のむだ遣いであるわけでございます。この点は当局側がもっと責任を感じていただかなければならないと思うわけでございます。それで、さらに五十二年度の損益計算書を見ましても、九十万円、いわば収支を合わすための寄付金というものを計上したんだということを管理組合が説明しておりますけれども、これも当然また来年度も赤字ということになるかと思うわけです。

ところで、このオーストラリア館の問題については、かねてから私はあの周辺の開発整備とあわせて、たとえば科学博物館、海洋博物館とか、あるいはあの運河のところをコンビニナートのあんな船着き場にしないで市民に開放してヨットハーバーとかボート、そして一連の緑地とあわせて海浜公園的なものに整備する中に位置づけて、このオーストラリア館の活用という問題もなすべきではないかということを上申してきています。これに対して当局側は、検討しているんだけれども、検討しているんだけれどもと言って、これももう何年もたつてその方向づけがなされない。岩野市長の最後の段階でもお尋ねしましたが、知事が病気であったので、何ともしようがない、もう少し待ってくれと、よく相談してみると、こういう状態で過ぎてきております。果たして、新しい市長としての加藤市長は、そしてまた加藤市長自身もこの問題についてはずいふふんど多くの責任をお持ちのほうでございますが、一体、県、市とあわせてどのようなこの処理を、解決をなさろうとするのか、この点についての考え方を伺いたいと思えます。それからこの赤字の処理の問題、そしてまた肝心かなめの建設元金六千二百万円がまだそのままになっております。ことしの五月付で清水建設からは、六千二百万円残っているぞと、さらに、利息を計算すると三千万あるぞと、こうい

うことが港管理組合の方に言われてきているそうですが、どうした問題について一体どうするのか、そしてこの建設資金には一億六千九百万の、いわゆる市民の財産、開発事業団のお金がつぎ込まれておるわけですが、けれども、これにかわる見返りの県事業をやるという約束になってますし、そういうものを得るように努力をするという約束になってますし、この点についての見通しをあわせてお答えいただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） オーストラリア記念館の問題につきましては、かねてから皆様方のお心を煩わしております。大変申しわけないというふうに思っておる次第でございますが、ご指摘のありましたように、毎年、現状の状態では現在利用されている以上にあの館を利用していただく、市民の皆様にご利用をいただくということについては、きわめて不十分だというふうに考えております。

そこで、去る七月に行われました財団法人の理事会におきまして種々議論が出たわけでございますけれども、最終的な結論といたしまして、これを、現在の赤字をどうするか、あるいは建設費の未払い分についてどうするかということ、それからさらに、今後どういう形で運営をしていったならば、ある程度の利用状況を向上させることができるかというような、三点について、今後の運営方針について事務局の方でこの懇談会を、市民の各層の方々にこの運営方法に関するご意見を十分聞かせていただくということで特別の、運営のための委員会を設置いたしました。今年中に最終結論を得て理事会に提案をするということになっております。したがって、現在この運営委員会の結成を急いでおりまして、運営委員会で十分検討をしてもらった結果を踏まえて、最終的な運営方法あるいは借金の返済方法等についての結論を出すことになっておりますので、いましばらくお待ちをいただきまして、そこで明快な案を出すこ

いうことでございます。

見返りの問題についてお話がございましたが、この点に關しましては、現在まだ触れておりませんし、いまの段階でその点に触れていくことは、必ずしも私はいりやり方ではないというふうに考えておりますので、時期を見て解決を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 従来のご答弁とどこが違うかと、やや新味らしい点と言えば、事務局のもとに運営の問題について相談をする委員会をつくったと、こういうことだけでございます。一年度に人件費だけで六百万近いお金を使って、使用料わずか十七万、光熱水費百二十万と、こういうむちゃくちゃですね、市費、県費、公費の浪費をしているという問題についての責任の自覚がですね、私は乏しいと思うんです。この点について一体、わたしはこれもう冒頭に申し上げたとおり、四十八年度から毎年度この九月議会で申し上げているんです。一般質問でも取り上げたことございます。これ一年に六百万からの、人件費だけで、そして運営費で欠損が五十万、六十万と出しているわけでしょう。毎年それだけの金を湯水のようにどぶに捨てるようにですね、捨てておる問題についての、私は、当局側なり、県もそうでしょうし、大変ですね、責任感が乏しいと思うんですね、この点一体どう考えられるんですか。もっと積極的に対処していただきたい。

で、いまお話のように、懇談会をこしらえて、運営委員会をこしらえてやるとおっしゃるけれども、少くともこの問題について、あのペビリオンを中心にしたその辺の開発についてはいろいろのアイデアをわたしどもも提案もしておりますが、市としてはどういうふうにあそこの発展を考えていくか、内容の充実を考えていくかというものをやり持ち合わせる必要があると思うんです。運営委員会にただ任せるだけですか、いままで県に任せてきておった、管理組合なりその辺の財団法人の動きだけに任せてきただけで、ずるずるところきたわけじゃないですか。やっぱり市としてはですね、あそこはどうするという青写真を先に発表して、そしてその運営委員会なりに臨むなり、そういうものが皆の賛成を、少くとも、四日市の市議会の賛成を得られるというものならば、それを積極的にですね、県にも根回しをして推進をしていくという立場を、ぼくは加藤市長がとるべきだと思うんです。四日市の市長がとるべきだと思うんです。その中に、一億六千九百万の見返りの問題もやっぱり、当然組み込んでですね、こうするんだというものを、青写真を出して、そして進めていくべきだと思うんです。この点をわたしは、単にことしいっぱい委員会の結論を待つてという姿勢じゃなくて、早急に市としての青写真を出すお考えはないか、そうしてぜひひいていたきたいと、それがたくさん、この何年間か六百万も七百万も、何の益にもならないと言っても過言ではない、そういう市費の、公費のむだ遣いをしてきた、これの責任の償いだと思うんです。この点を明確に、ひとつこの際出していただき、きょうその青写真を出すというのが、市長なりの構想を出すというのが無理とおっしゃるならば、この議会中ですね、大方の構想的なものでもいいです。市長としてはこう思うというやつを出していただきたいと思えます。この点について改めて伺っておきたいと思えます。市長の責任の自覚の度合いも含めて伺っておきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 市長として当然に、あのオーストラリア記念館というものが活用されました、そして市民の皆様喜んでいただけるような方向にこれを解決していかなければならないというふうに私自身考えております。もちろん、現在事務局の方で懇談会を持って検討をいたしておりますけれども、この事務局に対しましていろいろと私

は私なりのアイデアを出しておるわけでございまして、それをいま私自身が、市はこうだという考え方で「アドバルーン」を上げることは、わたしは必ずしもいい方策ではないというふうに考えております。私は、いたずらに放置をいたしておるわけではございませんで、それなりの検討をしながら、事務局を通じてそれらの意見をただしていくという方向をとって、先ほど申しましたような形で、将来あの地域が大いに市民のリゾートエリアになるように考えてまいりたいと、こう思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 今度で最後にしますが、いたずらに放置をしておるつもりのものではないとおっしゃいますけれどもね、四十八年からこの方、毎年取り上げていても実際には何も進んでないということなんですよ、言葉の問題じゃないに、実態は何も進んでないということなんです。その間に、五十一年度だけでも六百数十万のお金が、貴重なお金がむだ遣いになったということなんです。だから、この点をどう感ずるかということ、それからその点の責任を感じられれば感じられるだけに、青写真を市長がすでにいろいろアイデアを指し示してみえるというならば、やっぱり市長は、こう考えるというものを出されて、それがすばらしいアイデアであれば、議会も大いに賛成するでしょうし、その推進にみんな協力しましょう。それをはっきりさせる。好ましくないとか好ましいとかというのはあなたの判断の問題なんで、われわれ、それをいまい示してほしいということを迫っているんです。すでにアイデアを事務局に示してみえるというなら、それを示すべきです。

それから、いたずらに放置するわけではないとおっしゃる。それじゃ、市長としてはいつまでにこの問題の新しい解決をですね、そして内容の充実を図るのか、そのめどをどこにおいてみえるのか、この辺を改めて明らかにしていただくと思います。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 先ほど申し上げましたとおりでございます。私はこのオーストラリア記念館の恒久策について、本年いっぱいには検討をして理事会にはかかるということになっておりますので、理事会での結論を待ちたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 他にご質問もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第七 議案第九〇号 昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三五 議案第一一八号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第七、議案第九十号昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三十五、議案第百十八号工事請負契約の締結についての二十九件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第九十号は、昭和五十一年度の四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が二十六億八千八百七十七万五千七百七十円となり、前年度に比べ四億四百六十三万四千五百九十八円の増額となりました。これは、昭和五十一年四月実施の医療費改定に伴う入院並びに外来収益の収入増によるものであります。

これに対する総費用は、二十六億五千四百三十六万九百七十五円となり、前年度に比べ三億九千二百二十七万五千二百四十八円の増額となりました。これは、給与改定による人件費の増額と諸物価の上昇等による諸経費並びに薬品、診療材料費の増加によるものであります。

以上収支決算の結果、当年度におきましては、二千六百五十一万四千七百三十五円の純利益を生じました。これは、前年度に比べ約一千二百三十六万円改善され、当期末累積欠損金は、一億三千七百二十四万五千七百七十円となりました。また、病院事業運営にかかる一時借入金につきましては、年度末残高一億一千五百万円となっております。

なお、今後の見通しといたしましては、新病院建設に伴う移転準備、施設管理、勤務体系の整備等多くの課題を抱えておりますので、プロジェクトチームを編成し意欲的に検討を重ねていくのであります。

期間外収入及び支出につきましては、収入は、過年度損益修正で一万五千九百二十一円となりましたが、支出が過年度損益修正、修学資金等返還免除金で六百七十七万七千七百四円となり、差し引き六百七十五万四千七百八十三円の繰越欠損金の増加となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は、出資金、企業債、寄附金、補助金及び長期貸付金返還金で九億六千六百三十九万三千五百九十四円となり、これに対する支出は、建設改良費、償還金及び投資でありまして、九億七千四百四十八万五千四百円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額四千二百八十四万五千九百九十

は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

なお、建設改良費のうち、当年度末までに支払い義務の生じなかった病院改築工事費四億八千六十六万二千九百円は、地方公営企業法第二十六条の規定により翌年度へ繰り越し、また当年度許可済み企業債のうち、三億三千四百万円についても翌年度において借り入れることといたしております。

損益計算書は、医業収益と医業費用、医業外収益と医業外費用及び看護学院費用の総差し引き額二千六百五十一万四千七百三十五円が当年度における純利益であります。

剰余金計算書につきましては、前年度未処理欠損金が過年度損益修正、修学資金等返還免除金の増減により一億六千三百七十五万五千三百五円となりましたが、当年度純利益を加えますと、当年度未処理欠損金は一億三千七百二十四万五千七百七十円となりました。資本剰余金は、本年度においては医療器具購入指定寄附金六百万円及び看護学院学生等修学資金補助金八百六十二万六千六百六十七円の増加と医療器械の廃棄に伴う指定寄附金の取り崩し額五十三万円の減額により、差し引き計一千四百九十九万六千六百六十七円の増加となり、前年度繰越額六千五百五十四万円と合わせて七千五百六十三万六千六百六十七円を次年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億三千七百二十四万五千七百七十円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産の合計額は二十三億四千八百二十四万二千九百三十八円で、前年度に比べ十二億六千二百一十一万三千九百七十七円の増額であり、負債の合計額は七億二千七百四十八万二千四百四十六円で、前年度に比べ二億八千八百六十四万七千九百九十九円の増加となりました。また、資本の合計額は十六億二千七十六万四千九百九十二円で、前年度に比べ九億七千七百五十六万六千七百八十八円の増加となりました。

病院事業決算の概要は、以上のとおりであります。今後の病院運営につきましては、地域住民の健康を守り、地

域医療の発展に寄与すべき中核病院としての機能が十分發揮できるよう全面的に検討を加え、昭和五十年から四十年計画で移転改築に着手いたしました工事も順調に進捗しております。これらの事業完成とともに、なお一層高度の医療サービスの提供に努め、市民各位のご期待にこたえる所存であります。

議案第九十一号は、昭和五十一年度四日市水道事業利益剰余金処分並びに決算についてであります。まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、二十三億五千五百二十五万一千六百二十四円で、予算額に比べ一千四百四十一万二千三百七十六円の減収となりましたが、これは主として、料金収入が当年度からの料金改定による使用者の需要抑制と景気回復のおくれによる大口使用者の需要減とにより、当初見込み額に比べ大幅な減収となり、また受託工事収益におきましても、住宅団地造成工事の縮小により収益が減少したためであります。

収益的支出におきましては、決算額が十七億八千九百四十五万五千七百七十八円となり、八千三百三十万七千四百二十二円の不用額を生じましたが、その主な理由は、受託工事収益において収入が減少した結果、工事請負費及び材料費に不用額が生じたこと、配水給水工事で量水器の取りかえによる再使用を行ったことなどが挙げられます。

期間外収入及び支出につきましては、固定資産売却、水道料金、工事負担金等の過年度損益修正を整理いたしました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入において決算額は七億五千六百六十四万三千六百五十一円で、予算額に比べ八百六十六万七千六百五十一円の増となっておりますが、これは工事負担金の増によるものであります。

資本的支出の決算額は、十一億六千七百三万二千三百七十円で五千五百五万六千三百三十円の不用額を生じましたが、その主な理由は、配水給水負担金工事、路面復旧工事等が予定より少なかったことが挙げられます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額四億一千三十八万八千七百七十九円は、当年度利益剰余金処分額四億一千

三十万円及び当年度分損益勘定留保資金八万八千七百七十九円で補てんいたしました。

損益計算書は、収益二十三億五千五百二十五万一千六百二十四円、費用十七億八千九百四十五万五千七百七十八円、差し引き五億六千五百八十万一千四百六十六円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書は、利益剰余金については繰越欠損金年度末残高九千三十八万三千四百五十二円、当年度純利益五億六千五百八十万一千四百六十六円、当年度未処分利益剰余金四億七千五百四十一万七千五百九十四円となりました。資本剰余金は、前年度末残高十四億二千二十八万八千三百五十五円、当年度発生高二億四千五百二十八万九千八百四十五円、次年度繰越資本剰余金十六億六千五百五十七万八千二百円となりました。

剰余金処分計算書(案)は、当年度未処分利益剰余金四億七千五百四十一万七千五百九十四円のうち減債積立金一億五千二百二十万円、建設改良積立金二億五千八百十万円を積み立て、当年度未処分利益剰余金を処分しようとするものであります。利益を処分した残額六千五百一十一万七千五百九十四円は、翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産総額九十二億六千五百五十八万八千二百四十六円、負債総額五億五千六百七十八万一千五百二十一円、資本総額八十七億四百八十六万六千七百二十五円となりました。

決算の結果、当年度から昭和五十二年度を用途とした財政計画に基づき、水道料金の改定をいたしました。料金の収入が、改定による需要抑制と景気回復のおくれから大口使用者の需要減を招き、当初見込みに比べ大幅な減収となり、他方支出面において諸経費は増高いたしました。極力経費の節減と業務の効率化に努め、北勢水道用水供給事業からの受水期の遅延による受水費の減額もあり、五億六千五百八十万一千四百六十六円の純利益を確保することができ

ました。

今後とも、清浄、豊富、低廉な水の供給、経営の改善等になお一層の努力を続けるとともに、審査意見等について十分留意し、今後の事業運営に反映させてまいりたいと存じます。

以上が、昭和五十一年度四日市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についての概要であります。どうかよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議案第九十二号は、本市一般会計補正予算第一号案であります。

今回補正の主なる内容は、国、県補助割り当ての決定もしくは見通しを得たもの及び職員の希望退職者等に対する手当金並びに緊急に実施を要する単独事業費等の追加補正とこれに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の追加補正額は、五億一千八百五十九万八千円でありまして、補正後の予算総額は三百二十一億七千二百六十九万八千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、職員の希望退職者手当金、市税過納返還金、渉外旅費等の不足見込み額の追加と過般の機構改革に関連する本庁舎改装費、国有財産払い下げに伴う元検査庁及び法務局建物等の撤去費並びに交通安全対策費を追加したほか、復興土地区画整理事業区域内の市有土地にかかる換地清算金の第一回分割納付金を計上いたしました。

第三款民生費は、心身障害者（児）福祉施設整備費及び身体障害者センター改修費並びに養護老人ホーム「寿菜園」の火災復旧費を追加するとともに、要措置児童の増加にかんがみ新たに大矢知、県、水沢の各保育園の園舎増築費を計上し、定員八十五人の増加を図りました。

第四款衛生費は、四日市市ほか三町衛生組合負担金の増額と北部清掃施設関連排水路改良費及び橋北地区における尿中継貯溜槽の移転新設費を追加いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました農地移動適正化あっせん事業、標準小作料設定事業等の農業委員会関係特別事業費及び地域農政推進特別対策事業費並びに保々、神前地区における農林業同和対策事業、マツクイムシ防除事業に対する補助金を追加いたしました。

農地費では、県単同和対策農業基盤整備事業費及び富田浜地内の用排水対策事業費並びに県営北勢広域営農団地農道整備事業推進協議会に対する負担金等を追加補正し、新たに優良農地帯における環境汚染を防止するため、県地環境整備組合が本年度より継続事業として施行する農業集落排水施設整備事業の受託事業費を計上いたしました。

また、水産業費は、国庫補助事業費の決定に基づき磯津漁港改修事業費及び同港海岸保全事業費の追加補正と、四日市漁業協同組合が施行する共同作業所建設事業に対する補助金を追加するものであります。

第七款商工費は、中小企業経営診断経費及び宮妻峽ヒュッテ改築費の増額と諏訪商店街共同駐車場ほかの中小企業団体等共同施設建設費補助金を計上いたしました。

第八款土木費のうち土木管理費は、建築主事設置準備費を追加し、道路橋梁費は、水道局その他から委託の路面復旧費並びに国庫補助事業費の決定いたしました日永八郷線及び高角四号線の改良事業費を追加補正するとともに、市単独道路新設改良費の増額を図りました。また、橋梁関係では、国庫補助事業費の決定に基づき末広橋及び新六名橋の事業費を追加補正し、最近特に老朽化の著しい尾上橋外二橋の修繕費を追加いたしました。

河川費においては、国庫補助事業費の決定いたしました十四川外三河川の準用河川改修費の追加補正と市単独河川改良費を増額いたしました。

都市計画費は、県支出金の決定いたしました常時交通量観測調査費を追加したほか、近鉄高架下自転車置き場整備

費並びに指定寄附のありました街路植樹費を追加補正いたしました。また、財団法人四日市サイクリングパークが、年金福祉事業団より事業資金を導入するための債務負担行為の追加をお願いいたしております。

都市下水路費は、朝明、羽津、塩浜、落合の各都市下水路新設改良事業について、国庫補助事業費の決定並びに縁故債による施越事業の実施に伴い、それぞれ事業費を補正し、朝明、羽津都市下水路については、自家発電設備、ポンプ設備等にかかる債務負担行為の追加及び変更を行い、事業効果の早期実現を図りました。

第九款消防費は、職員退職手当金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金などの不足見込み額及び消防法の改正に伴う危険物の保安検査強化のための経費を追加いたしました。

第十款教育費は、職員退職手当金の不足見込み額及び小、中、幼各施設の保健室用冷蔵庫購入費並びに復興土地区画整理事業換地確定に伴う中部東小学校敷地の取得清算金を追加補正いたしました。

社会教育費では、社会教育指導員設置費及び指定寄附のありました図書館備品の購入費を追加し、保健体育費は、国庫補助金の決定いたしました中学校校庭開放事業費と全国高等学校野球選手権大会参加費補助金等を追加するものであります。

第十一款災害復旧費のうち過年発生災害復旧費については、国庫補助割り当ての決定及び実施事業にあわせて補正し、本年六月の豪雨による現年発生災害復旧費については、本年度国庫補助割り当て見込み額を計上いたしました。

以上、歳出につきまして概要を申し上げますが、歳入は歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源として市税の増加見込み額を計上して収支の均衡を図つたのであります。

なお、債務負担行為において、四日市市土地開発公社が行う事業資金の確保を円滑にするため、今回同公社に対する債務保証限度額の増額をお願いいたしております。

次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第九十三号 と畜場食肉市場特別会計の補正は、緊急に整備を要します冷蔵庫設備その他の施設整備費を追加するとともに、開設以来二十年近くを経過した今日、老朽狭隘化が目立ち、食肉需要の増大に対応することが困難となつてまいりました本施設の整備拡充について、今回専門機関に委託して計画の策定に着手したいと存じ、これが調査費を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金と一般会計繰入金を充当しております。

議案第九十四号 公共下水道特別会計の補正は、業務費においては受益者負担金前納報奨金と水洗便所改造にかかる貸付金の不足見込み額及び日本下水道事業団補助金並びに朝明、坂部両終末処理場の污泥運搬委託料を追加いたしました。

建設改良費では、国庫補助事業費の決定に基づき、日永処理区の管渠工事費、ポンプ場築造工事費及び富田、富洲原排水区の管渠工事費を減額補正するとともに、終末処理場の機械設備工事費と北勢沿岸北部流域下水道事業負担金を追加補正し、単独事業としては、常磐、日永地区の浸水対策を新たに公共下水道事業として取り上げたいと存じ、これが認可設計委託料を計上いたしました。

また、富田、富洲原排水区及び南部排水区の管渠工事並びに日永終末処理場機械設備工事について、事業効果の早期実現を図るため債務負担行為を計上いたしました。

歳入につきましては、市債、受益者負担金、前年度繰越金等を追加し、国庫支出金を減額補正しております。

議案第九十五号 土地区画整理事業特別会計の補正は、浜田第二土地区画整理事業の建物移転費及び街路築造費の追加と本年度清算業務を開始いたします復興土地区画整理事業の清算交付金を計上いたしました。

歳入では、保留地処分収入、復興土地区画整理事業清算徴収金及び市債を追加計上いたしました。  
議案第九十六号 市営駐車場特別会計の補正は、中央駐車場建物の補修費を追加するものであり、財源には前年度繰越金を充当しております。

議案第九十七号 福祉資金貸付事業特別会計並びに議案第九十八号 住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正は、ともに貸付希望者の増加に伴い貸付額を増額しようとするものであり、財源には国、県支出金、市債等のほか、一般会計繰入金を充当いたしました。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十九号 公告式条例の一部改正案は、条例規則等の公布方法の変更等に伴う条文整備をしようとするものであります。

議案第一百号 職員定数条例の一部改正案は、去る七月実施の機構改革に伴い、市長の事務部局で七人の減員、教育委員会の事務部局で七人の増員を定数化しようとするものであります。

議案第一百一号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正案は、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、公務上または通勤による災害を受け、長期にわたり療養をする者に対し新たに傷病補償年金制度を創設するとともに、この制度新設に伴う他の法令による給付との調整等所要の改正をしようとするものであります。

議案第一百二号 税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正案は、去る五十年四月の督促手数料の廃止に伴う条文整備をしようとするものであります。

議案第一百三号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部改正案は、最近における経済事情の変化に対処するため地方自治法施行令の一部が改正され、議会の議決に付すべきものとされる契約の最低予定価格の基準が、従前の三倍の九千万円に引き上げられましたので、政令改正の主旨にのっとり種々検討いたしました結果、本市におきましては昨今の物価上昇及び建設事業の大型化等の状況を考慮し、現行の二倍の一億二千万円に引き上げたく、所要の改正をお願いしようとするものであります。

なお、契約事務につきましては、今後とも研さんに努め厳正かつ的確な執行を期する所存であります。

議案第一百四号 国民健康保険条例の一部改正案は、さきの健康保険法の一部改正に準じ、保険給付内容を充実するため、国民健康保険運営協議会の答申を得て、助産費及び葬祭費の引き上げを実施しようとするものであります。

議案第一百五号及び議案第一百六号は、五十年以降に降に於ける各種の使用料及び手数料の見直しの一環として、去る四月の本市行政調査会の答申に基づき総体的な検討を加えておりますが、このうち、長期にわたり料金の改正がなされていないため、不公平な負担が顕著となっている市民ホール及び各体育施設について今回改定を行うこととし、四日市市民ホール条例の一部を改正するとともに、体育施設関係条例の統一化を図るため四日市市体育施設条例等を廃し新たに四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の制定を行うものであります。

議案第一百七号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令等の改正に基づき、非常勤消防団員等及びその遺族に対する損害補償の充実を図るため、身体障害についての評価の改善及び長期療養者のための傷病補償年金制度の創設、他の法令による給付との調整方法の改善並びに補償基礎額、葬祭補償額の改定等所要の改正をしようとするものであります。

議案第一百八号 非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正案は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額を改定し、非常勤消防団員の処遇改善を図るため所要

の改正をしようとするものであります。

議案第九号 防災会議条例の一部改正案は、去る七月の機構改革により市民部が新設されたことに伴い、委員の定数を増加しようとするものであります。

議案第十号 簡易水道条例の一部改正案は、野田簡易水道の水源が枯渇したため、これを水沢簡易水道へ統合するとともに、諸物価の高騰、ことに再度にわたる電力料金の値上げにより、事業の健全な運営に支障を来しております。小林簡易水道にかかる給水料金を改定しようとするものであります。

議案第十一号及び議案第十二号は、四日市港管理組合が埋め立てをいたしました富田地区霞二丁目地先の公有水面埋立地十二万二千四百九十九平方メートルを新たに生じた土地として確認し、霞二丁目編入しようとするもので位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第十三号 四日市市と孤野町との境界の一部変更については、県営孤野地区圃場整備事業の施行により県地区北野町及び黒田町地内において、孤野町との境界の一部に変更を生じるため、地方自治法の規定に基づき市町界変更について三重県知事に申請しようとするものであります。

議案第十四号 町及び字の区域並びに名称の変更については、本年度の住居表示整備事業実施に伴い、住居表示審議会の答申と法定の公示手続を経て、お手元の別図一に示す常磐地区及び神前地区における約〇・四三平方キロメートルの町及び字の区域並びに名称を別図二に変更しようとするものであります。

議案第十五号 市道路線の認定案は、泊山小学校敷地造成に伴い築造された道路、鹿化川、天白川及び海蔵川の各河川堤防道路、曾井町及び札幌町において土地改良事業の施行により新設され、その後地元にて管理されていた道路並びに小牧町、寺方町及び小林町地内道路をそれぞれ市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示

すとおりであります。

議案第十六号 市道路線の廃止案は、河原田地区に建設されます北勢公設地方卸売市場の敷地造成に伴い、その敷地内に介在する市道を代替道路との交換において廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第十七号及び議案第十八号は、いずれも下水道関係工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、雨水四号幹線（松武幹線）函渠布設工事については、金額七千二百五十万円をもって市内大字羽津乙株式会社久志本組に、雨水一号幹線（富田幹線）函渠布設工事については、金額一億六百万円をもって市内末広町五洋建設株式会社四日市出張所に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（大谷喜正君） この際、報告をいたします。

本日までには監査委員から報告が十件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承を願います。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月二十六日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五分散会

昭和五十二年九月二十六日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十二年九月二十六日(月)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

加	大	大	小	宇	岩	伊	小	天	青
			治						
藤	森	谷	川	田	田	藤	井	春	山
定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯
	喜								
男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○欠席議員（三名）

山 增 高      山 山 山 森 松 前 堀 古 福 平 長 橋 野  
 本 山 橋      中 路 口      島 川      市 田 野 川 本 呂  
          英 力      忠      信 安 良 辰 新 元 香 行 鐸 增 平  
 勝 一 三      一 剛 生 吉 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和

野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金  
 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森  
          貞 平 信      妙 基      三 正 長 寬 喜 博      也      洋  
 芳 藏 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正

○議事説明のため出席した者

市	助	助	収入	市長公室	総務部	財政部	市民部	福祉部	産業部	環境部	都市計画部	建設部	下水道部	副収入	教育委員長
長	役	役	役	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	役	長
加藤	三輪	坂倉	平井	阿南	斎藤	伊藤	矢野	杉本	谷本	川合	杉本	石井	奥村	荒木	龍池
寛代	喜司	哲男	清三	輝彦	久美	治郎	三郎	治芳	一文	一男	義広	三夫	仁夫	三郎	清真

次 教 育 長 長  
山 鹿 静 夫  
六 田 猶 裕

病 院 事 務 長  
藪 田 裕

水 道 事 業 管 理 者  
技 術 部 長  
村 山 了  
黒 川 薫

消 防 長 長  
松 村 佳 美  
岡 本 林 衛

代 表 監 査 委 員  
森 幸 雄

○出席事務局職員

事 務 局 長  
議 事 課 長  
議 事 係 長  
佐々木 晃 精  
小坂 靖  
板崎 大 丞  
山口 克 彦

午前十時一分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） これより一般質問を行います。

お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告が参っております。

それでは、一覧表の記載の順序に従い、順次発言を許します。

後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 おはようございます。

一般質問のトップを承りました清風会では、通告いたしました教育問題について、質問者をかえ、順次質問させていただきます。よろしくお願いします。

現在の日本の教育は、際限もなく続く進学競争中心に、大きな混乱が日々深まっているのであります。乱立する学習塾、高進学率の中で、学力不足、学歴偏重、幼児教育、障害児教育と、どの一つを取り出してみても、容易ならざ

る問題ばかりであります。

私たちの会派では、機会あるごとにこんな状況の中にある四日市の教育を知り、さらに四日市の教育を今後どう考え、判断していくべきかについて、理事者の考えをただしてみたいと思っております。幸いといえますか、市長も昨年暮れに当選されました新しい加藤市長でございますし、直接教育を担当されます山鹿教育長も、この間選任された方でございます。その上、来春三月には教育委員会の機構改革も実現されると聞いておりますので、教育問題をただすには一番いい機会ではないかと判断いたしましたので、お尋ねする次第でございます。

しかし、一口に教育と申ししても、その内容はきわめて広範なので、私を含めて三名の質問者を立てることにいたしました。

なお、この質問は、二百名の教師によるアンケート、幼稚園教員との懇談会、障害児担当教師との懇談会を基礎資料といたしましたものと、会派で検討したものでございます。

質問の一。総合計画によりますと、四十四年度から始まった学校施設整備五カ年計画も、五十三年度で一応終了いたしますが、その内容は、一つ、校舎は、小学校二十四校、中学校十二校を増築する。二、屋内運動場は十二校に設置する。三、プールは十一校に整備する。四、給食施設は十一校に整備する。五、公害関係の小学校十校の校庭に芝を張り、散水設備をする。中学校五校には散水設備をする。六、幼稚園は五園新築するというところでありますが、これらの事業のこれまでの経過と、この五カ年計画の達成見込みについてお伺いいたします。

質問の二。五十四年度以降の具体的な計画が、五カ年計画になるのか、十カ年計画になるのかわかりませんが、いずれにしろ、引き続き計画を立てなくてはならぬものと思えます。

その計画に、次に述べる点をどう考えて処理していかれるのか、お尋ねいたします。

イ、最近教育内容が教室外の活動を重視している点から、校地はできる限り広くする必要があり。中部西、納屋小のように校地の狭いところでは、施設を平面的に建設することには問題があると思われ。したがって、これからの学校のプール、体育館は、立体的に建設する必要があるのではなからうかと思われ。どんな計画をお持ちになるのか、お尋ねいたします。

ロ、屋内体育館の建設は計画の中に示されておりますが、屋外体育場、すなわち運動場については何も触れられておりませんが、学校では教育委員会の事業施行を待っておれないので、中部西、浜田、橋北中などは、PTAの援助で相当の経費をかけて運動場の整備を行いました。年々の補修費だけでも数十万円の経費が必要だと聞いておりますが、この傾向はますます強まるものと思われ。これらの学校を除いた四日市の小・中学校、幼稚園の運動場は、どこも排水が悪く、一様に困っていることは、教育委員会でも十分知っておることであり。五十四年度からの施設整備計画の中に、この運動場整備の計画を加えていく考えがあるかどうか、お聞きいたします。

ハ、日本の小学校の校舎は、多くの場合兵舎のような設計が今日でも続いております。そして、校庭が、生けがきではなく、コンクリートべいや金網に囲まれております。

しかし、最近では学校というものは単なる授業施設ではなく、放課後や休日は学童だけではなく、一般市民も一定のルールに従って校舎、校庭、プールなどを利用できるように設計されて当然であると言われております。今後の学校建設についてお考えをお伺いいたします。

小学校長のレポートの中にこんなのがあります。

四日市の教育は、他郡市に誇り得るものは何もない。教育施設でも他郡市の方が近代化しておる。五十一年に教育管理課を中心に建築基準を作成した際、校長会から調査、研究した案を出したが、市は古い基準にこだわって、進歩

的な案は余り取り入れられなかった。当局は、もっと現場の意見を取り入れてほしいというのがありました。

現場の声を聞けという言葉は、レポートの中にたくさんありました。しかし、同時に私たちは、学校を立てる場合、十年、二十年、三十年の先を見て立てるべきであると、同時に、立地条件を十分取り入れるべきであることを主張したいのであります。

質問の三。五十年ごろでございましたか、教育委員会は、四日市の残された教育施設を整備するには、約百六十四億という膨大な経費のかかることを概算いたしました。会派の粉川議員と伊藤議員は、五十年十二月の議会で、近隣町村よりも立ちおけている四日市の教育施設を少しでも充実させ、そのおくれを取り戻すため、これから四年間、教育費を当初予算の二五%を計上することを要望いたしました。当時の岩野市長は、この要望にできるだけ沿いたいというご答弁がございましたが、その実現を見ることができなかったものであります。

教育費というものは、土木費のように天災などの関係で大きく左右されるものと違って、教育は間口の広い、しかも際限のない深さであるという性格から考えてみましても、平均的、しかも上昇的に計上していかなばならぬものだと考えております。従来からの教育関係の議員さんは、教育費は当初予算の二〇%を取れということをよく言われま。この二〇%が、四日市の財政から見て平均的な配分であるのか、あるいはこれが一つの目標であるのかわかりません。何か理論的な根拠でもないかと調べてみました。わかりません。ただ、議会事務局で調査していただきました。五十二年度の類似都市二十二市の予算から見まして、教育費が二〇%以上の都市は八都市ありました。教育費、当初予算の二〇%という言葉は、四日市はどう受けとめられるのか、お伺いいたします。

教師のレポートの中に、私は、長期研修で千葉県館山市の北条小学校へ参りました。館山市の市長は、次の世代を背負って立つ児童に幾ら教育投資をしても惜しくないということで、市財政の四〇%以上をつぎ込んでいるという

ことを聞きました。

これは例外中の例外ではありませんけれども、この北条小学校は、戦前から教育活動の活発な学校で全国に知られておる学校であります。有名校の裏には、必ずこうした財政の豊かさがあることだと思われれます。

私は、予算編成が具体的にどんな形で進行しているのかわかりませんが、毎年十一月ごろ総務部長から出している何年度予算要求については、丹念に見せていただいておりますが、具体的なものは見出せないものであります。しかし、行政というものは、前例とそして条例をまず第一義に考えるところから、前年の実績が基礎となって計上されていくことは、まず間違いなからうと思われれます。

ところが、今日は経済事情が違います。なるほど高度成長時代はこれでよかったですけれども、今日においては恐らく許されないことであろうと思われれます。したがって、市の予算編成も、時代の流れに沿った、そして低成長時代にふさわしい発想が必要ではなからうかと思っております。議会側といたしましても、予算委員会を検討するとか、あるいは常任委員会で適当な方法を考慮するなどの必要な時代に入ったのではなからうかと思われれます。市長のお考えをお聞きいたします。

レポートの中に、教育予算で校舎一棟分を内容充実に回してほしい、特色ある学校づくりに回してほしいというのがありますが、端的な言い方ではありますが、こんな要望がたくさんあります。理事者にとっては、校舎を整備することと精いっぱい努力を払っているのに、内容充実にまでどうして手が届こうかと言いたいところでありましょうが、教育は、申し上げるまでもなく内容であって、外装ではありません。先ほども申し上げましたように、市も、そして教育委員会も、予算編成に発想を新しくしていただきたいのであります。

たとえば、こんなレポートもあります。教育研究所によってLJ教育の有効性が実践的に証明されたにもかかわらず、まだ港中に一教室あるだけで、教育委員会は一向に拡大しようとしておりません。楠中、菰中、八風中にはもっともっと精巧なものが設備されております。

教育の内容充実に申ししても、その内容はきわめて広範なもので、たとえばLJ教室の充実、視聴覚教室の充実、運動場の整備、特色ある学校づくりなど具体的に取り上げ、計画的にこの充実にいくという予算づくりこそ現場教師の希望する予算ではなからうかと思われれます。特に、一括上程になりやすい予算編成では、何年たっても教育の内容は充実いたしません。教育長のお考えをお伺いいたします。

質問の四。四日市の教育研究所は、終戦直後六・三制の普及と充実を図ったため、主として教師の研究、研修の場として設立されたものと思われれます。その当時の教師にはきわめて大きい役割を果たしたことと考えられますが、他郡市に誇るべき研究所ではあったと思われれます。しかし、戦後三十年を経過した今日におきましては、検討すべき点がたくさんあるのではないのでしょうか。

教師のレポートにこんなのがあります。

現在の教育研究所には、研修係と研究係の二つ係がありますが、社会教育の抜本的な改革を図るに当たり、学校関係にとどまらず、社会教育の研究を意図した係を設ける必要があります。

このような指摘を待つまでもなく、この研究所は市民のための教育センターとして大きく飛躍させなければならぬものと考えております。そして、その中に教師の研究、研修、社会教育の研究、研修、市民のための教育広場としての活動を、さらに、中部西小にある言語障害教室、難聴教室、あるいはこれから新しくつくられるであろう弱視教室、情緒不安定の子供たちの教室などを併設して、四日市の教育の拠点的な性格を持たせていただきたいのであります。

こんな構想を打ち出したのは、やがてなくなるでありましょう市民病院を改装して、ここを教育センターとして発足させたいと考えるからであります。市長の考えをお伺いいたします。

再質問はしないつもりでございますけれども、まず第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 後藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず第一番目の総合計画の経過と申しますか、進捗状況でございますけれども、四十九年度を初年度といたしまして、執行予定額を含めました学校整備事業費というものは、総額で八十九億七千五百六十六万五千円というふうになっております。お話のありましたとおり、小学校におきましては二十四校、それから中学校におきましては十二校の計画のうち十校をいたしました。小学校の事業費は五十三億五千三百万、中学校が十三億三千四百万ということで、その進捗率は七三・八％でございます。全体から申しますと、五十二年度予算を含めまして、その他屋体、プール、給食室、幼稚園等々がございますので、全体の進捗率からいきますと、七八・九％ということになっております。

そこで、残っております額が約二十四、五億ではないかと、一応この金額の中には単価アップも見込んでおりますが、約二十四、五億が残っておりますはなかるうかと思っております。五十三年度一年間でこれだけの事業を全部消化するという事は、若干困難な面があるうかというふうに思いますけれども、極力事業消化について努力をいたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、第二番目のご質問は、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思っております。

第三番目の教育予算についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

教育文化の振興ということは、地方自治体である市にとりまして、いつの時代でも重要視しなければならぬ重点施策であるということは、申すまでもないかと思っております。そのための施設整備、あるいは内容の充実、特に義務教育に関するそういった整備充実ということは、非常に重要だということに思っております。

そこで、教育予算が全体の総予算にどれぐらいの割合を占めておるかということについても、一般の市民の皆さん方が大変深い関心を持っておられるところであろうかというふうに思います。

それぞれの都市にはそれぞれの都市の特殊な事情もあるはずでございますので、必ずしも同じような割合で予算を計上しているというふうには思えません、先ほどご指摘のありましたような類似都市二十二都市をとってみますと、五十年決算での平均が二二・一％ということになっておりますし、五十一年度当初予算の比率を見てみますと、先ほどご指摘のありましたように、八都市が確かに二〇％を超えた予算計上をいたしております。

これらの八都市の性格を調べてみますと、大都市周辺の都市が、かなりその比率が高くなっておるといふ事実がございます。四日市の場合には一八・四％ということで、まだ二〇％に行っておりませんが、ただ全国の都市の平均で申しますと、大学、高等学校を除いた場合には、一八・九ということになっております。

そこで、ただ予算の比率だけを申せばそういうことでございますが、人口一人当たりをいいたしますと、この二十二都市の中では、四日市は五番目に位をいたしておるといふ形になっております。

そこで、二〇％ということが、先ほど根拠がどこにあるのか、あるいはないのかというふうなお話ございましたが、私はこの二〇％というのは、こういったような統計を見ておりますと、大体の市がその辺を目標といえますか、結果的にそういう形になっておるのではなかるうかというふうに思いますので、やはり一つのためどとして考えて差し

支えないかというふうに思っております。私自身は、できるだけその数字に近寄せてまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

なお、五十一年度決算を参考までにとってみますと、市川市では二〇・六、藤沢市では一七、清水市では一八・七、四日市では一九・一というような構成比になっておるのでございます。私は、どうしても四日市市が二〇という数字がなかなか聞きにくいというところでございますが、一つのめどとして考えてまいりたいというふうに思っております。それから、第二番目に予算の編成の仕方でございますが、確かに今日の経済情勢、大変な不況下でございます、昭和四十年代の後半から五十年代にかけての、いわゆる高度経済成長時代とは様相をかなり異にしておるのは、ご承知のとおりでございますし、今日政府で言っております今年度の経済成長率六・七%、あるいは来年度以降の成長率が大体六%前後、というのは、そういう方向で進んでいくであろうというふうに考えております。

したがって、今後の予算の編成の仕方というのは、そういった情勢も十分踏まえながら、対処をしてみらねばならないと思っておりますけれども、今日市民の皆様方の行政当局に対しまするご要請というものは、かなり各方面にわたって非常にたくさんございます。しかし、こういった予算を、市が独自ですべてを解決をするというわけには私はまいたらないというふうに思いますので、その辺でいろいろと苦心をしなければならぬ面があるうかというふうに考えております。行財政調査会の検討をしていただきましたのも、そういったことを踏まえての研究でございます。それらの答申、あるいは答申に基づいて、たゞいま作業中のいろいろな料金問題等々を十分考慮をいたしまして、来年度以降の予算の編成に臨みたいというふうに思っております。

ただ、ここで予算の編成のたてまえ上、やはり予算調整あるいは提案権といったようなものについては、現行自治法との関係もございまして、その辺は十分検討もし、また議会の皆様方にご理解を賜りたいというふうに思う次第でございますが、いずれにいたしましても、予算の審査に当たりましては、議会で出されました皆様方のご意見、あるいは委員会等で常時ご発言になられております皆様方のご意見というものを十分参考にしながら、予算編成に当たりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、第四番目の教育研究所の問題でございますけれども、私は、教育研究所というものが今日まで果たしてきた役割、そしてその成果というものは、高く評価をいたすのでございます。

ただ、ここで新たに教育センターを設置するということについては、今後の必要な課題として考えてまいりたいと思っておりますが、市立病院の敷地にそれを設立するということに関しては、病院会計独自の問題もございまして、私は病院の建設に当たります当初から申し上げておりました、約二十億という敷地費をどうやって今後償還をしておるか。当然に一般会計の方にその荷がかかってくるということを考えれば、簡単にいまここで病院の敷地を市だけで活用してまいるというわけには、今日の財政状況から判断をいたしまして、大変困難なことではなからうかというふうに考えておる次第でございますので、十分検討をして、対処をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

今後の学校施設に關しました計画につきましてもございまして、まず施設の立体構成を考えてはどうかというご質問でございますが、ご指摘のとおり、校地拡張が非常に困難な学校につきましては、これは、たとえば例に挙げられましたとおり、体育館とプールを立体化するというような、こういうことにつきましては、これは今後十分検

討しなければならぬと考えております。

それから、いわゆる運動場の整備につきましては、確かに排水等の問題ございまして、これはどちらかというところ、干手抜かりの点がございましたので、今後の施設整備計画の中で、環境整備という面から検討をしていきたいと、そう考えております。

それから、基本的な考えとしまして、学校施設を社会に向かって開放する、こういう問題を含めて、学校施設を社会体育という面から考えてはどうか、こういうご質問でございますが、この点につきましては、私は校長会でたびたび申しておるんですが、学校施設というものを社会に向かって開く、こういうふうに考えるべきだ、これは私は、現代として当然のことであるうと思えます。ただし、学校の業務に支障のない限りにおいて、学校施設をそういう方面に向かって開く、このことは、すでに社会教育法なり、あるいはスポーツ振興法で、明示されてることでございます。

それで、現在のすでに開放しておりますのは、小学校及び中学校のいわゆる校庭開放でございますが、施設面から申し上げまして、プールとか体育館につきましては、たとえば更衣室であるとか、あるいは便所等の点につきまして、その点はある程度考慮しておるのが実態でございますが、今後この点につきましては、中学校の開放を増加するという点、それからプールを一般開放にする、こういう点につきましては、積極的に検討をしたいと、そう考えております。と同時に、校舎の一部の施設、たとえば調理室といったものを開放するという点につきましては、これは今後検討をしていきたいと、そう考えております。

それから、次に予算の立て方のご質問のうちで、教育の中身について留意すべき点という点、いわゆる設備、備品の充実に留意するという点でございますが、このことの必要なことは、いまさら申し上げるまでもないことでございます。したがって、いわゆる施設の整備とともに、設備、備品の充実にについては、今後留意をいたしたいと思えます。たとえば、教育機器の導入でございますが、こういった例を挙げたわけですが、これは活用の実態とにらみ合わせて、今後十分検討をしたいと、そう考えております。

それから、そういった場合に、これは予算全般でございますが、限られた枠の中でございまして、重点事項を決めて、あるところではしんぼうしていただくが、本年度はこちらの方ということで、計画的に予算編成をなされるべきであるということを最後につけ加えまして、私の答弁を終わりたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 ご答弁いただきましたけれども、まず市長のご答弁の中に、二〇%を考えなくちゃいかぬということについて、いろいろ数字的に二十二市の例をとられましたけれども、要するに四日市は他郡市よりも、私さっきも申し上げましたけれども、設備その他非常に立ちおくれしておるわけですね。要するに、近隣の朝日であるとか、川越であるとか、あるいは孤野、楠、例をとってみましたけれども、非常にすぐれた設備のある学校ができておる。これを取り戻すために、類似都市二十二市の中の五番目と言われましたけれども、前々市長あたりのときには一四・七%ぐらいしかなかった、そういう非常にみつともないといえますか、予算編成であったけれども、これを取り戻すためにいまは一八・九%ですか、これをもう一%も二%もふやして、他郡市の教育施設に追いつくような努力をしたいと思いますという希望を申し上げます。

それから、教育センターの件については、いま私が大きな、アドバンス的な申し方をいたしました、これにいま、ただいまここで返答せよということではできないことは当然だろうと思えますけれども、よく研究してもらいたい。

教育長に対して、立体的な小学校の建て方ということを考慮しておく、これで結構なんでもございませけれども、考慮に入れていただくにゃいかぬけれども、これはもうすでに計画の中に入れてもらいたい、私はこう考えるんです。学校開放についても、そのとおり。

設備、備品の整備については非常に留意しておく。そうして、計画的にやっていく。こういうことはいんじやないかと私も考えておりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

参考までに、われわれ調べたりまた視察したりしたところのことを申し上げますと、プールと体育館を立体的に建設されて、現在できておるといふ学校は、大阪旭区にある高殿小学校、五階に二十五メートルプールがあります。同じく旭区の太子橋小学校。それから、東京の麴町中学校に、都市センターの近くです、現在そういうでき上がったのが三カ所、われわれは知っております。

それから、先日神戸の方に会派でもって視察に行っただけでございますけれども、高倉台の小学校、これは、高倉台という団地に一つの小学校があるんですね。これは、神戸市のやっておる学校公園プランという計画のもとに建てられておるんですが、その公園内に、いわゆる放課後、休日は住民のために学校開放を、最初建るときからその計画のもとにやっておる。そこでは放課後あるいは休日、その区民が学校を使うのに、学校開放運営委員会というようなものをつくって、そこでいわゆる放課後、休日に起こった事故、その他については全部、すべて運営委員会が責任を持つ。学校の先生には全然その責任は持たさないうようなやり方です。すべて運営委員会が責任をもちます。

また、仙台市の小学校に、校舎は三階まで校舎として使う、四階は市民設備として利用できるようになっておるところがございます。

仮に四日市の団地にこういう計画のもとにつくられた小学校があったとしたら、いま現在連帯感を非常に、去年もそういう特別委員会つくりましたけれども、仮にこういう学校づくりなんかがつくられておりましたら、そういう心配も大分解消されるんじゃないかと考えられますので、よく理事者側としてもこれを取り入れていただいて、計画に入れていただきたい、こういう要望でございます。終わります。

○議長（大谷喜正君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 後藤議員に引き続きまして、通告に従い、教育問題について質問いたします。

障害児教育をどうするかという事は、今日の教育の大きな課題であります。指導の方法も、内容も、現在では確立しておりません。試行錯誤の道を歩まざるを得ないことも多くあると聞いております。その上教育関係者でも、この障害児教育を独立した教育と考えないで、正常な児童、生徒の教育に従属した教育というような取り扱いをしていような気もいたすのでございます。四日市の教育におきましても、障害児教育は一人の指導主事に任せただけのよう形になっていないでしょうか。

教師のレポートの中に、教員に、同和教育室と同じように障害児教室を設置して、障害児教育に必要な指導や条件整備をしてほしいという声があります。教育長はこの声をどう受けとめられているのでしょうか。まずお伺いいたします。

さらに、特殊学級担任の教師から、特殊学級の児童が年々重度化している、情緒障害児の入級が目立ってきたという事を指摘いたしております。この指摘は、介助員の多いという点からも証明されております。一都市で九名の介助員を置いているところは、全国でも少ないと言われておりまして、このことは一面、四日市がこの教育に熱意を持

って当たっているという証左で、大いに敬意を表さなくてはならぬことだと思っております。

しかし、その反面、情緒障害児と精薄児童とを混同した学級編成に問題があればこそ、介助員をたくさん置かなければならぬとも言えるのではないのでしょうか。就学指導委員会の強力な指導を望まれるところでありますが、情緒障害児の指導がこんな形でいいのかどうか、ここにも問題があるのではないのでしょうか。教育長のお考えをお聞きしたいところであります。

五十年年度の市教委の調査によりますと、普通学級に在籍している心身障害児は、低知能千四百四十四名、情緒障害四十五名、聴覚障害九名、肢体不自由児三十三名、視覚障害三名、病・虚弱六十一名、言語障害三十二名という大変な数でございます。

このことについて教委では、心身に障害を持ちながら、普通学級の中で教育を受けている者がこのように多いのは受け入れる教育施設の問題や保護者の特殊教育に対する認識の薄さなど、多くの問題を含んでいると指摘されております。市にはみほと学園あるいはあけぼの療育センターがあって、そこに羽津小学校、山手中学校、納屋小学校の分校を設置して、これにこたえようとしている点は大きく評価できる場所ではありますが、しかし、今後これをどう拡大し、充実させていくべきかというところに問題があるかと思うのでございます。

行政の歩みはのろいと言われますけれども、養護学校もようやく五十四年度から義務教育化されますので、四日市の障害児教育も大きく変貌していくのであらうと期待されるところでございます。

県立養護学校設立の見通しと、それに関連するみほと学園、さらにはあけぼの療育センターと、肢体不自由児の教育についての条件整備をどうするかについて、おのおのの関係者からご説明をお願いしたいと思います。

七月二十六日、幼稚園の先生と懇談会が開かれたそうでございます。その席上で、この障害児を預かる先生が、む

ずかしかったこと、苦しかったこと、困ったことなどをいろいろと、泣きじゃくりながら訴えられていたということをお聞きいたしました。

そのときの話でわかったそうでございますが、四日市の市立幼稚園に九名の障害児が在籍しているとのことでございます。最近、障害児教育に混合教育ということがクローズアップされ、普通児の中へ障害児を入れ、普通児が障害児を助けて一緒に進むということを学んだら、これこそ最高の道徳であるというのでありますが、しかし、そのよさは認められても、何の条件整備もできていないところで急に実施するから、先ほど申し上げましたように、泣かなくてはならぬのではなからうかと思っております。教育委員会は、この九名の障害児のいる園にどんな条件整備をしておられるか、お伺いいたします。

次に、社会教育についてお尋ねいたします。

四日市は文化不毛の都市だと言われておりますが、果たして文化不毛の都市でありましょうか。四日市は、古くから港のある商工都市として繁栄いたしてまいりましたので、経済関係では他の都市より一段とすぐれた都市ではあります。全く文化の栄えない都市であるとは思えません。文化の一つの象徴とも言える大学もございません。博物館美術館、音楽堂、動物園、植物園など、りっぱな文化施設は何一つありません。そのようなりっぱな施設はありませんが、小さいながらもいろいろの文化活動が、じみちではあります。活発に行われております。文化不毛の都市だとの悪評のあるのは、行政面での条件整備が立ちおこなわれていることが、一つの原因ではなからうかと思っております。

文化豊かな町づくりをするために、私はまず社会教育のあり方を検討する必要があるように考察するのでございます。

通俗的な言い方でありますけれども、教育を考える場合、学校教育を中心にして、家庭教育と社会教育を考えます。今日のように社会が繁栄いたしてまいりますと、学校や家庭で受けている影響よりも、むしろ社会で受ける影響が強くなっていることは、いまだら申し上げるまでもございません。教育委員会では来春を目当てに機構改革を考えておられるところでございますが、この際時代の流れと社会情勢を十分検討されまして、いい改革案をつくっていただきたいと希望するものでございます。

この機構改革の中で、私ら会派での討議の結果、学校教育と社会教育を並列した形で教育行政を考えていただきたいと思います。今日思うわけでございます。今日の教育委員会のバランスは、学校教育に重心が偏り過ぎていようと思われるのでございます。ご承知のように、今日までの社会教育は、大きな役割を抱かえておりながら、予算にしばられた形でその目的が達成できなかったように思われますし、今日の情勢はそれが許されないような傾向にあることを感じるのでございます。

いい例ではありませんが、中学校の時間外の教育は社会教育という立場で考えるときか、プールの管理は社会教育でやれという教師の声や、子供の非行は家庭が悪い、社会が悪いと、ここに責任を負いかぶそうとする教師の姿勢などちょっと考えただけでも、教育の比重が社会教育へ大きく傾きつつあることに気づくのでございます。どんな形でこの教育機構の中に社会教育が位置づけられるのでありましようか。四日市の将来に関する大切なことでありますから、教育長のお考えを承っておきたいと思うわけでございます。

次に、青少年対策についてお尋ねいたします。

青少年対策課が七月から教育委員会に所属がえされました。ご承知のように、青少年の健全な育成は大切な問題でありますので、市長直属の課として市長公室に設置されていたのでございますが、その後その対策の経過を見まして

も、新しい成果を認めることができないのみか、教育委員会との関係もびったりいかないので、教育委員会へ付属させるべきだという声の出ている折でございましたから、当然のことであらうかと思われまします。

教師のレポートの中に、青少年対策課は、青少年の指導のあり方を適確に理論づけないうちに、非行問題が表面に出てからその事象を追っている傾向があります。課の編成に教育専門の職員を入れてほしい。

あるいは、現在の中学校が抱えている問題は、一つは入試制度、一つは非行の低年齢化、特に女生徒の非行増であります。非行の問題につきましては、現場の教師のより以上の真剣な取り組みが要求されることはもちろんであります。市当局としても、余暇善用に資する施設整備、並びに人的要素も含めて、積極的な推進策を講じていただきたい、等々、要望されております。

いろいろ問題はありましようが、指導性のある課にこの際構成していただきたいと思うわけでございます。でない、多くの団体を抱えておりますから、他の団体に加えて、振り回されるおそれが多分にあるかと察知するのでございます。

以上の二点について、教育長のお考えをお伺いいたします。

最後に、学習塾についてお伺いいたします。

最近各地で、学習塾に通う小中学生が目立ってきたようでございます。朝日新聞社の調査では、四人に一人が塾通いしているというところであります。東京都の教育委員会が三万七千人の小中学生を対象にして実態調査をした結果では、中学生五五・九%、小学生二四・四%が塾通いしているというところであります。

この風潮をどう見ているのだろうかという調査では、いまのままでよい二六%に対し、よくない五八%と、大半は現状に批判的でありました。

いまの子供は伸び伸びしていないと思う人や、いまの学校教育に批判のある人や、学校教育が昔より悪くなったと思う人々は、困った現象だと頭を痛めているのでありますが、現在の教育について、不満の大きな根はこの辺にあるように思うのでございます。

教師のレポートの中に、中学生は何といっても進学にかかわり、塾の問題等、見識ある指導が必要でありまして、高校増設では解決できません、と問題の深刻さを指摘されておられます。

塾の四日市の実態はどんなものであるのか、調査されたことがありましたら、この概況について、一つ、四日市内にどれぐらいの塾があるでしょうか。二つ、小中学生のおおの何%ぐらいが塾へ通っているのでしょうか。三、教育委員会は、この塾通いについてどんな指導を行われたでしょうか。四、その指導で、どんな点が問題として浮かんででしょうか。

以上、大変細かい質問で恐縮に存じますが、よろしくご答弁のほどをお願いいたしまして、第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十九分休憩

午前十一時十五分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 教育の各分野にわたって非常に広範囲なご意見をお伺いしたわけでございますが、該当いたしますご質問にお答えいたします。

まず第一点の障害児教育に対する基本的な姿勢でございますが、心身に障害を持つ児童生徒に対しまして、適切な教育を施して、障害児がその障害を克服いたしましたして、将来、社会の一員として自立していけるよう、社会への適性を身につけるといのが障害児教育の要諦であるわけですが、障害児教育の振興充実というのは、本市の教育行政の重要な課題であると、そういうふうに考えております。

いままさら申上げることではございませんが、制度面では、中度以上の障害児が盲学校、聾学校及び養護学校に進み、軽度の者は特殊学級、それから普通学級で教育を受けるといのがたてまえてございます。本市の特殊学級は、本年度で精薄・難聴・言語障害・肢体不自由を含めまして、二十七学級で百七十四人が在籍しております。ただ、一口に心身障害といいますが、内容は非常に多岐にわたっておりますし、また、ご指摘のありましたように、障害の重度化・重複化の傾向も漸次強まっておりますので、ご指摘の点を踏まえて、さらに障害児教育の充実・振興に努めたいと、そう考えております。

次は、情緒障害児の就学の問題でございますが、情緒障害児が次第にふえてきていることもご指摘のとおりでございますが、情緒障害児というのは、非常に問題行動がさまざまでありまして、また、その原因は非常に複雑に絡み合っておりますので、現在のところその確固たる原因をつかむというのは困難な段階であります。したがって、就学指導に当たっては、一人一人資料を集めまして、どの子にはどのところが適しているかということで、場合によっては普通学級に入る場合もあり、場合によっては特殊学級に入るとい場合もございます。それで、そのような特殊学級につきましては、介助員を現在配置しておるわけでございます。それで、今後情緒障害児の特殊学級を設置する

かどうかという問題につきましては、十分慎重に検討をいたしたいと思っております。県下におきまして、わずかではございますが情緒障害の特殊学級がございますが、これには実施してみますと、いろいろ問題点がございます。そういうことも踏まえまして、さらに検討を加えたいと、こう考えております。

それから、県立養護学校の見直し、さらにあけぼの療育センターに設置されております特殊学級のことなどのご質問でございますが、県立養護学校につきましては、精神薄弱児を収容する養護学校でございますが、昭和五十四年開校ということで福祉センター内に設置されることが現在内定しておる状況でございます。

当初は、小中学部を設置して百五十九名、完成年度は、高等部をさらにつけ加えまして二百十二名定員であると考えております。

あけぼの療育センターの特殊学級でございますが、これにつきましては、中学部を設置する必要がございますが、現施設では収容することが不可能でございますので、五十四年に間に合うよう、福祉センターのところに肢体不自由のあけぼのの特殊学級小学部及び中学部、それからもちろんここで申し上げますが、みはと学園の小中学部は、養護学校の方に収容されるわけでございます。そこで、あけぼのの方の小中学部、それからあけぼのの方のいわゆる学齢前の幼児、それからみはと学園の学齢前の幼児、これを五十四年に間に合うよう福祉センター内に設置しまして、能率的に有効的に運営していこうと、こういう考えでございます。ご了承をお願いしたいと思います。

次に、混合教育のことでございますが、普通学級の中に障害児を入れて教育する、一緒に教育をするという意味であらうかと思いますが、これはご存じのとおり、統合教育という名前でお呼んでおりました、分離教育に対してこれを統合教育という名前で呼称しております。普通学級の中に障害児と一緒に入れて教育するという効果は、非常に大なるものがあると思えます。現に難聴学級ではこれを実施しておりますし、また、遠足とか運動会等学校行事、あるいはクラブ活動でも交流の場を積極的に求めまして、よい意味での統合教育の実を上げたいと、そういうふうに考えております。

それから、幼稚園に障害児の問題でございますが、この問題につきましては、非常にむずかしい問題でございます。あの年齢の段階で、これを分離教育の方へ持っていくのが正しいか、統合教育がいいか、非常にむずかしい問題でございます。現在、国では幼稚園に特殊学級を設置することの可否について議論がなされておると、そう聞いております。本市におきまして、この幼稚園の障害児につきましては、現在もちろん特殊学級というのはございませんし、また、特殊学級設置というのは非常に問題がございますが、一応就学指導委員の方の意見を聞きまして、そのケースケースにもよりますが、保育所の四カ所の拠点保育のところでも収容していただくのは適切な場合もあるかと思えますし、それから、いまの統合教育という意味合いにおきまして、現在の幼稚園で収容する。これは、そのケースケースにもよると思いますが、そういうふうに考えております。それで特に、幼稚園の方へ入りました場合は、園長がみずからこれに特に指導に当たると、そういうふうにごちらの方は指導しておりますが、ただこれは、やはり問題があらうかと思えます。したがって、近く発足いたします幼児問題研究会での検討課題として考えておるわけでございます。と同時に、養護学校に幼稚部が設置されているところがございますので、将来養護学校に幼稚部が設置されるように運動を起こすべきであらうと私は考えておるわけでございます。

それから、社会教育についてのご質問でございますが、社会教育につきましては、学校教育と社会教育をどちらが重いか、こういう意味でなくて、確かに学校教育に比較しまして社会教育の方が立ちおけていることは事実でございますので、そういうことを踏まえて、今後この問題については対処していきたいと考えております。と同時に、機構改革につきましては、今月の初旬に、委員会内部に次長を中心といたしましてプロジェクトチームをつくりまして、

すでに検討をいたしておりますが、立ちおくれしました社会教育を、これを引き上げるところに力を注ぎたい、そういう意味合いでの機構改革というのは、一つの中での検討の項目に挙げておるわけでございます。

それから、青少年対策でございますが、ご質問の指導性の問題でございますが、これにつきましては、特にことし団体活動を育成いたしますための指導者の養成・研修というのを重点事項といたしております。それから、専門指導者を確保するという点につきましては、教育行政全般の中でひとつ検討を加えて対処したいと、そう考えております。それから、青少年の余暇活動を促進するための施設の整備につきましては、今後子供広場の整備とあわせて一層の努力をいたしたいと、そう考えております。

それから、学習塾の問題でございますが、現在市内におきます学習塾、これは主として、いわゆる習字とか絵とか、そういういわゆるおけいごの学習塾といいますが、それは除きまして、主として英語であるとか数学であると、そういった面の学習塾の主なものとは市内で十六ございます。なお、その他珠算学校が二十九ございます。

それから、学習塾通いの実態でございますが、これは五十一年一月に本市の教育研究所が行いました調査によりますと、山間部・団地部・市街部の小中学校のうち、八校を抽出いたしました調査をしたのでございますが、その利用率は、山間部では小学校が六一%、中学校が二六%、団地部では小学校が六九%から七五%、中学校が五七%から七四%、市街部では小学校が六九%、中学校は七三%になっております。ただし、このうちには、小学生のうちはいわゆるけいごとの塾も含まれておるものと考えております。これにつきましては、学習塾通いというのは、一つは、小学校におきましては、中学あるいは高等学校への進学、中学校におきましては、高等学校以上の進学、そういうものとのことで起こる問題でもありますし、それから同時に、学校の勉強がわからない、学校の勉強では物足りない、そういうところから来るのが一つの原因であろうか、こう思いますので、特にわかる授業、それから学ぶ力の育成と

いうのをテーマにいたしまして、基礎的な、基本的な学力の充実ということを強く指導をしておるわけでございます。ことに五十五年度から小学校、中学校は五十六年度から新しい教育課程が実施されますので、この問題につきましては、そういったある意味の学校への不信を除くように努力をいたしたいと、そう考えております。と同時に、学習塾へ通いますのに、塾へやっておけば、まあ家に置いておくよりは何とかましであるとか、あるいはうちにおっけてはうるさいから、塾へ行つてると、そういうもし考え方が家庭にあるとしますと、これも大きな問題でございますので、そういった家庭の塾に対する考え方、あるいは家庭の教育力の欠如というところを踏まえまして、子供の育て方あるいは学習の意義などを学校を通じて家庭へ働きかけたいと、そういうふうに考えておりますが、いずれにしても児童・生徒の学校外の学習活動の適正化には今後とも努めたいと、そう考えております。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 大変細かくご答弁をいただきましたので、教育長の教育に対する、あるいは姿勢、あるいは考え方も理解できるのでありますが、まだ少し時間もいただいておりますので、二、三質問をさせていただきますと思います。先ほども文化の象徴とも言える大学も一つもございませんというふうに申しましたが、四日市に大学が一つもないことについて、市民から相当批判を受けております。したがって、この問題につきまして、市長から今後どう考えていかれるのか、お伺いいたします。

そしてなお、社会教育の殿堂ともいうべき総合文化会館の建設の見通しについても、お伺いしたいと思っております。次に、障害児教育についての条件整備の方向づけは、ある程度理解できるのでありますが、肢体不自由児に対する

訓練士、あるいは中部西小学校の難聴教室・言語治療教室に対し、教育関係者だけではなく、耳鼻科の専門医の指導も大切であろうかと思えます。市は、専門の医者ですが、専門医委託についてどう考えておられるか、お伺いいたします。また、情緒障害児についても、専門の指導者が必要とされている今日でございますので、その養成をどうするか、すなわち、人的要素の確保をどう考えていかれるのか、お伺いしたいと思います。

次に、青少年対策でございますが、今日の青少年の考え方・行動は、私ら素人でも正常ではないように感じるときが多々あるでございます。一例でございますが、先般ある新聞に高校生の新聞記事が記載されておりました。内容は、自殺しない方がおかしいような世の中、そんな世の中をつくった大人たちは少女が死ぬと、わからぬと言っ頭をかしげる。しかし、ぼくには何となく少女の心がはっきりとは言えないが、わかるように思える。こんな社会をつくり上げた大人たちは絶対に理解できないだろう。自然を人間のためだけに破壊してきた者たちには云々と、記載されておりました。

学校教育の影響か、社会に対する反発か、あるいは青少年対策の欠陥か、私にはわかりません。しかし、切実な問題だけに、教育長のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

最後に、塾の問題でございますが、先般NHK主催で、文部大臣と日教組の槇枝委員長と小学校六年生を対象に試験が行われたそうでございます。成績の結果は、文部大臣五十点、槇枝委員長零点、小学生百点満点であつたとお聞きしております。そこで槇枝委員長は、零点の罰に三ト追放をお約束すると、文部大臣に確約されたそうでございますが、教師の親分が零点で、小学生満点というハプニングは一体どういうわけかと大臣がお尋ねされましたら、この問題等は小学校では教えておりません。多分塾で教えていることでしょうと委員長がお答えになったそうでございます。これは、ただの一例でございますが、学歴社会・進学競争等、子供の将来に対する親の不安あるいは期待は、何

よりも大きく、したがって、塾に対する期待感も生じてくるのであろうかと、私は思うのでございます。

教育委員会は、現在の野放し状態とも言えるような塾に対して、今後どういうふうに指導なり管理をしていかれるお考えがあるのかないのか、これについても、ひとつお伺いしておきたいと思えます。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大学の誘致の問題でございますが、確かに大学というのは、一つのいまのわれわれが考える、文化の殿堂というようなことが言われておるわけでございますけれども、現在の大学が果たしてそれに該当するかどうかということについては、いろいろ人によって見解の相違があるうかというふうに思います。しかし、いずれにいたしましても、大学があるということは、その町の一つの風格をつくっていくためには必要な事柄ではないだろうかというふうに私も考えまして、できれば大学を誘致したい、しかも、その大学の中身といたしまして、三重大学の法文系の学科を設置するときに、その学部を四日市に設置をしていただくのが適当ではないだろうかということで、知事なり、あるいは三重大学なりにアプローチをいたしておる段階でございます。

国の方針としては、大学というのは、一つの都市に集中をすべきであって、分散をするということについては、国としては反対のようございまして、文部省の方では、そういうことを言われておることとございまして、三重大学の法文系の学部を四日市へ誘致をするということは、非常に困難な仕事であろうかというふうに考えております。ただ私は、困難だからといって、それをいま直ちにあきらめてしまうというのもしいかかということ、三重大学の学生部長さんとも寄り寄り協議をいたしておる段階でございます。まだ多少この問題についての結論を得るに

は時間がかかろうかというふうに思っております。もちろん、こういうことは、私一人の力でできるものでもございませんし、いずれもう少し進んだ段階で、議会の皆様方のご協力も得たいというふうに考えておる次第でございます。

次に、総合文化会館は、市制八十周年の記念事業として、当初予算に調査費一千万円を計上いたしております。その内容・規模・建設場所等について、できるだけ文化活動の拠点となるように、また、市民の各層から広く、しかもたやすく利用されるようなものにしたいというふうに考え、現在必要な基礎資料の収集を終わりました。実現可能な手法を研究いたしておる段階でございますが、今後市議会をはじめといたしまして、関係の市民の方々の意見を取り入れるといたしますか、総合文化会館の中身について、いろいろとご議論を賜りたいということで、審議的なもの設置を準備いたしております。近くこのことについて、お願いをいたそうかというふうに考えておるところでございます。年度内には、もちろん基本構想あるいはこの計画というものの作成委託まで持ってまいりたいというふうに考えて作業をしておる段階でございますので、この点についても、今後ともご協力・ご意見を賜りたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

まず第一点の人的養成に関した問題でございますが、一番重要な特殊学級を担当していただく教師でございますが、全国的に見まして、養護学校教員の免許状あるいはこういった特殊学級・特殊教育に堪能な方というのは、非常に少のうございます。したがって、本市の特殊学級担当の方は、特殊学級に情熱を燃やしている人、あるいは特殊学

級に経験の深い人でございまして、本当にこの特殊学級のために情熱を燃やしていただいておりますのが現状でございます。と同時に、講習に参加していただきまして、こういった方面の研修をしていただいて、特殊教育の資質の向上に努めていただいております。

それからその次に、医師とか、あるいは訓練士とか、こういった問題を特殊学級で配置するということは、現制度ではできない状態でございます。しかし、これを他の形で、嘱託なり何なりでできないか、こういうご質問もありませんので、その面については、先ほどの特殊学級担当の教師の研修と踏まえて、今後十分に私は検討いたしたいと、そう考えております。

それから、その次の青少年問題に関連して、自殺の話でございますが、最近新聞にちらほらございますが、心痛いたしておるところでございますが、その原因の大部分を調査によりますと、家庭の複雑、家庭環境というのが第一にトップを占めております。それから第二に勉強、いわゆる自分の勉強ができないから、あるいは勉強がわからないから、あるいは過度の受験勉強、こういうものが第二でございまして、この一と二が大部分の原因になっておりますが、一部には、いわゆる何としてもわからぬ原因で自殺をする人もあるようでございます。この問題につきましては、私は、小中学校における人間教育をさらに徹底いたしまして、生きることのとうとさ、あるいは多少のことがあってもへこたれない心の教育、そういった面を今後さらに充実していきたいと、そう考えております。

それから、学習塾につきまして、塾に対しての指導というのは、これは私の方からは制度的にはできない状態になっております。というより、むしろ私は、先ほど申し上げましたとおり、父兄の方それからまた学校における教育のあり方、学習を通じての教育のあり方、そういうものを通じまして、いわゆる学校外の学習活動の適正化を図っていくのが筋であろうと、そう考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 情緒障害児とかあるいは自閉症とか、戦前には聞いたことのない言葉が、いま教育界では盛んに使われております。どうしてこんな子供ができたのだろうという原因も明確にされぬまま、そしてその対応策すら確立されぬまま、特殊学級へ入級していくということを、粉川議員が先ほど指摘をいたしました。

子供が自殺した、戦前には聞いたことのない話でございます。最近はその子供の自殺が多発しているようでございます。休暇明けから今日までに、新聞に報道されただけでも十件以上になるということでございますが、それもこれも現代社会の生んだ病気だといってしまうばそれまででございますけれども、これらの問題はすべて教育という範疇に入る問題でございます。これらの問題を論議してまいりますと、教育制度のこと、カリキュラムのこと、教師のこと、社会情勢のこと、家庭生活のこと、あるいは環境のこと、政治のこと、経済のこと、あるいは教育財政のこと、いろいろなことが複雑に絡んでまいりまして、容易に解決できそうにもございません。

私たちの会派は、その中から比較的現実的な問題を取り上げて、ただしているわけでございますが、それでも一歩突っ込めば、大変むずかしい問題を抱えているのでございます。それを承知で、初めに後藤議員が申し上げましたよ

うに、新しい市長で、新しい教育長で、さらに来春には教育委員会の機構改革が行われるということでありまして、私たちはあえて、問題提起の意味もあって、三名が質問に立ったわけでございます。後藤、粉川議員に続いて、私の分擔する二、三の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、教師の研修の問題についてお尋ねいたします。

教師がやる気をなくした、これが教育荒廃の原因だと指摘する人もありますが、教師にやる気をなくさせたのはなぜだろうかという反論もございます。しかし、四日市の教師は、私の接する限りでは、こんな教師は余り見当たりません。むしろ、やる気のある教師にこたえていく行政の側に問題があるのではなからうかとも考えられるのでございます。

教師のレポートに、校長、教頭のみが栄進の道でなく、じみな研究教員として生きがいを見出すような思い切った方策がとられてもよいのではなからうかというのがございます。

具体的には、教育研究所を独立して、勤務時間内でも利用できるようにしたいとか、研究活動の定着した足場を確保してほしいとか、中央工業のそばの、県の理科センターが津へ移転するから、その建物を県から譲り受けてほしいとか、いろいろ要望が並べてございます。

この理科センターは、平田市長時代に四日市の小中理科研究グループからの要請がございまして、市が三千万円と

してこの土地を提供して四日市へ誘致したものでございます。私は一般質問の中で、四日市へ譲るよう、知事に要請してほしいというのを要望いたしました。九鬼市長は、この代償として緑地にプールを建設するとき、県から補助をもらったからという答弁が返ってまいりました。理由は述べませんけれども、九鬼市長のこの答弁は、いまでも

私は納得いたしかねております。

このユニークな建物は、理科センターとしての利用ばかりでなく、多方面に利用できる建物でございます。ここは将来大日公園として開発の予定地でございますから、改めて市長から知事に譲り受けの要請をしていただきたいと思いますのでございます。

古い言葉でございますけれども、進みつつある教師のみ人を教える権利あり、という言葉がございます。教師の旺盛な研究心は、児童、生徒に大きな影響がございます。委員会としても、研究所を中心にする努力しておられることはよくわかりますが、わずかばかりの金を研修費として出して、トレーニングシャツやズボンを買し与えてみたところで、教師のやる気を起こさせるものではないと思います。研究熱心な学校、教師には研究費を支出して、さらに深い研究を求めたり、実績の上があった学校、教師には、その業績にこたえる措置を考えると、個々の実績を重視する立場をとっていただきたいと思います。市長並びに教育長のご答弁を求めます。

次に、幼児教育についてお尋ねいたします。

最近、幼児を持つ親たちは、高い保育料を払ってでも幼稚園や保育所へ入れたいという要望が高まっております。その理由を述べることは省略いたしますが、四日市市教育委員会は、四十一年に幼児問題協議会から一つの答申を得ております。

それは、主として幼稚園、保育所の適正配置に関する答申でございます。一小学校区一幼稚園、一保育所を建設するという内容でございます。

この答申の趣旨に基づいて、四日市は幼児教育施設の拡充を進めてきたのでございますが、当初は幼稚園と保育所のけじめが比較的はつきりいたしておりましたが、時代の流れは、保育所に教育を、幼稚園に長時間保育の要求が高まっております。五十年代の議会では特別委員会を構成いたしましたして、幼稚園、保育所の幼児教育に関する研究、調査を行いまして、その結果を議長に報告をいたしております。いわゆる保育一元化の問題でございます。私は、この答申とこの報告を基礎といたしまして、幼児教育に関係して、具体的に七項目ほどお願いしたいと思っております。

その第一は、五歳児のためのカリキュラムはどうなっているかということでございます。

保育所と幼稚園が同一のものであれば教育長から、別々のものであればそれぞれの担当者からお聞きいたしたい。なお、幼稚園は昨年度から二年保育が始まったので、四歳児のカリキュラムができています。保育所の四歳児のカリキュラムはどうなっているでしょうか。これは部長からお伺いいたしたい。

第二は、幼児問題協議会の答申に、各地区に幼稚園並びに保育所が順次併設されるに従い、原則として五歳児は幼稚園に、四歳児以下の要保育児は保育所に収容するよう努めるということが書かれてございます。この問題について教育長はどう考えておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

第三は、四日市の五歳児は、私の調べたところでは、一〇〇%に近く就園いたしております。しかし、父兄の負担には大きな格差がございます。特に公・私立幼稚園の格差が大きいので、この是正についてどう考え、どう処理しようとしておられるか、これも教育長からお伺いいたしたいと思います。

第四は、公立幼稚園の二年保育は昨年実現され、今年また一園増加いたしました。この二園の場合は、教室があいっていたからという一つの条件つきのような気がしなくてもございませぬ。五十四年度以降、総合計画の中にどんな計画を盛り込んでいくお考えか、お聞きをいたしたいと思います。

第五は、私立幼稚園は今日まで四日市の幼児教育に大きい貢献をしていただいたと思っております。しかし、最近

は二、三の私立幼稚園が企業化し、マンモス化してまいりました。どんなに大きくなるうが、あるいはどんなにりっぱな建物が建とうが、それは経営する人の努力でありますから、はたからとやかく言うべきではないかもわかりません。しかし、そこに学ぶ幼児が四日市市民の子供である限り、無関心というぐあいにはいかなない点もあるだろうと思います。それについて三つほどお聞きいたします。

教育委員会は、幼稚園の規模、経営、教育内容、教師の研修などで、私立幼稚園と話し合ったことがございますか。二つ目、教育委員会は、四日市の将来の幼児教育を考え、公立の負担すべき人員、私立の負担、分担していただく人員を、それぞれ幼稚園、保育所に分け、年齢別に示すべきではなからうかと思われれます。理由は省略いたします。三、私立幼稚園の適正規模はどれくらいか、参考にでも示す必要があるのではないかと思います。公立小学校でも八百人、九百人の児童の管理は大変むずかしいと聞いております。まして千人に近い幼稚園で、管理、運営はもちろんのこと、教育内容ですら危惧しなくてはならぬのではなからうかと思われるから、そういうことを申し上げているわけでございます。

第六、公立幼稚園の学級定員は四十名となっておりますが、この規定は明治三十二年に決められたきわめて古い規定でございます。一九六一年の国際会議では、教師一人当たり二十五人が適当であると決定をいたしましたして、各国の文部大臣に要請いたしております。学級定員についてのお考えをお聞きいたしたい。

第七は、幼稚園の教師も保育所の保母さんも、みんな四日市の職員でございます。しかも、保育所の保母さんのほとんどの人が幼稚園教員の免許状を持っているということでございます。でありますのに、市の人事行政の中で、幼稚園教師と保育所保母の交流が行われないのはなぜだろうか。いつも私はそういう疑問を抱いておるのでございますから、この際その理由のご説明をお願いいたしたいと思えます。

次に、教育委員会の機構についてお尋ねいたします。

教育委員会というものは、他の部署と違いました、はっきりした一つの性格を持っていると思えます。指導という一つの性格でございます。今日の教育委員会の機構の中で、この大切な指導ということが確実な体制をとっていないために、学校の要請がなければ学校訪問のできない指導主事とか、業者に食われて振り回されているような学校給食とか、そういうことになりかねないのでございます。指導主事と学校教育に關係する、給食、保健を加えた一つの機構をつくることを私は提案いたしたいと思えます。

同時に、保健体育課のスポーツ関係を独立させ、最近地域スポーツが盛んになってきましたので、これらの関係と、さらに青少年課に所属しているスポーツ少年団なども、ここに合体していきたいと考えているのでございます。

ご承知のようにスポーツは、市民の連帯意識を高めるためにきわめて重要な役割を果たしてくるのでございます。ママさんバレーが最近盛んになってまいりました。聞くところによりますと、二十二チームもあるそうでございます。スイミングクラブが、温水プールができてから、七クラブもできております。サッカー少年団が五百人を超す会員になっております。地域の野球チームは五百を超すとされています。四日市の市民スポーツ振興と同時に、市民の健康増進のためのいろいろの施策を進めていく機構を考えたいのでございます。

次に、四日市には数多くの文化団体がございます。これらの団体は、連絡協議会をつくりながら、それぞれの団体の活動と発展を図っておりますけれども、これらの団体の活動をさらに高め、向上させるためには、行政として、条件を整備して援助していかねばならぬと考えておるのでございます。

さらに、最近埋蔵文化財の比重が重くなってまいりましたので、文化振興と文化財の仕事を進めるための機構も、また大切ではなからうかと考えているのでございます。

いずれこの機構改革については、先ほど教育長が申しましたように、プロジェクトチームをつくって、その機構改革について検討しておるといふことでございますが、教育百年の大計に沿った機構が構成されるものと私は信じております。

以上私の述べた点について、お考えがあったらお伺いをいたしたいと思います。

以上、三点についてご答弁をお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点の教師の研修についてご答弁を申し上げます。

その中で中央理科センターの件が述べられたわけでございますが、この理科センターをどうするかということについては、かつて、大分前の話でございますが、私自身は知事と若干話をしたことがございます。しかし、その際は、理科センターを四日市に置いといてくれというふうなことでお話をいたしました。津へ移るといふことになりました以上、今度はこの中央理科センターをどう活用するかということが、本市にとってもきわめて重大な問題ではなからうかというふうにご考えておりました。四日市においてぜひ活用できるように、知事との間で折衝を進めてまいりたいというふうにご考えております。

それから、現在本市でやっております教師の研修ということでございますが、各学校、あるいは各種先生方のグループ、さらには個人の方々が、教育現場において実践的な課題を設定いたしましたして、調査、研究をしております。このことに対しては、市としても助成をいたしておるわけでございますし、さらに、特色ある学校づくりということで、嘱託研究校というものを設けて、小学校四、中学校二つを指定して、研究費を助成いたしております。

さらに、教職員の、県外におきます先進校への研修派遣、あるいは講座を設けて、自主的にこの講座に参加をしていただいて、教職員の教養、資質を高めるための努力をいたしておるのでございますけれども、今日の段階で、こういったことについての市の助成が必ずしも十分であるというふうには思っておりませんで、なおこの問題については、さらに実績が上がるように進めてまいりたいというふうにご考えておる次第でございます。

それから、第三番目の教育委員会の機構の問題でございますけれども、教育委員会が教育問題についての意思決定をいたします際に、より一層総合的な調整が行われるということが、今日必要な体制ではないだろうかというふうにご考えております。

それから、同時に各部門での管理機能を強化して、学校教育、あるいは社会教育というものを二つの柱にいたしまして、これを総合的にまとめいくというふうなことが必要ではないだろうかというふうにご考えておりますが、特に先ほどお話のありました保健体育課、あるいはその前にお話の出ておりました現在の社会教育課等々の問題が、非常に大きな問題としてあるわけでございます。特に社会教育の問題では、やはり公民館というものの体制というものが今日の時代にそぐわない体制になっておる。これはどうしても地域振興という意味においては、どうしてもコミニュティーづくりのために、公民館と市民センターが一体となって運営できるような方向に持っていかなければならないというふうなことを考えております。

もちろん保健体育という問題については、スポーツということがどうしても中心になるかというふうにご考えておりますので、貴重なお意見を賜りましたので、そういったようなご意見を念頭に置きながら、教育委員会の機構改革、機構整備に当たってまいりたいと、かように考えております。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　ご質問についてお答えいたします。

幼児教育の問題でございますが、まず一点はカリキュラムの問題でございますが、この点につきましては、幼稚園教育要領、小学校の学習指導要領のようなものでございますが、これが出ておりました、これに準じたカリキュラムでございます。

これは国が、幼稚園でございますんで、言語、社会、音楽リズム、絵画製作、健康及び自然、この六領域にわたりましたカリキュラムが教育要領に出ておりました、それにのっとりまして各幼稚園で教育が行われておるわけでございます。

それで、保育所におきましては、これに準じて教育を行うようと、こういう国の通知が出ておりますので、保育所においてはこれに準じて、保育所でございますが、教育的な内容が行われてる、こういうわけでございます。

それから、公立と私立の幼稚園の格差の問題でございますが、私立幼稚園の保育料というのは、昭和五十一年度の数字を見ますと、月額五千二百円から八千五百円になっております。それで、教育委員会といたしましては、私学助成という意味合いで、私立幼稚園の五歳児につきまして、一人月額三千百円の就園奨励費を助成いたしております。

公立幼稚園は、これはもう月額二千円の保育料でございます。また、幼児一人当たりの公費負担を計算しますと、年額約十二万という数字が出るわけでございます。

こういうぐあいに公・私立格差がございますが、同じように四日市市民の子供さんでございますので、この問題につきましては、現在行財政プロジェクトにおきまして、問題を提起しまして、検討をしておるわけでございますが、近く発足いたします幼児問題研究会でも十分検討をして、対処をしていきたいと、そう考えております。

それから、四歳児保育のことでございますが、その前に本年度の幼稚園、保育所の就園のパーセンテージを申し上げたいと思うんですが、五歳児につきましては、全該当児から言いまして、五歳児の幼稚園は、公私をあわせて七三・八％、保育園は、公私あわせて二二・一％、未就園は四・〇でございますんで、約九六％の者が、五歳児については、公私の保育所なり、あるいは幼稚園へ行ってる、こういうことでございます。

それから、四歳児につきましては、幼稚園の公私あわせて三三・四％、保育所は、公私あわせて四五・五％、したがって、未就園は二一・一％、約七九％の者が、四歳児は就園ないし就所している、こういう現状でございます。

それで、教育委員会といたしましては、幼稚園における四歳児保育につきましては、これは次のように考えておるのでございますが、五歳児は、先ほど申し上げましたとおり、ほとんど一〇〇％に近いわけですが、五歳児の希望者につきましては、これを全員、なるべく全員入ってもらおう。ただし、四歳児につきましては、これは施設の関連もございまして、逐次これをふやしていきたい、こういう考えでございます。すでに二園四歳児保育を行っておるんですが、来年度におきましては、新たに一園ふやしたいという予定でございます。

それから、幼稚園の適正規模につきまして、私学と関連してのご質問でございますが、これは、幼稚園の適正な規模というのは法的にはございませんですけれども、小学校との対比におきまして、大規模でないことが好ましいことは言うまでもないことだと、当然のことであると、そう考えておるわけでございます。

それから、学級定員につきましては、確かに四十名以下というのは、これは幼稚園の設立基準というのがございまして、その基準にその数字が出ておるわけでございますが、文部省が幼稚園教育整備計画、これは十年計画でございますが、これを立てまして、将来三十名とするというのを国は提唱をしております。

それから、言い忘れましたですが、本市の公立幼稚園では、四歳児につきましては、定員三十五を考えておりますが、五歳児につきましては、現在実態は少し下がりますけれども、一応四十名というのを定数に考えておりますが、この問題につきましてはさらに努力をして、教育の効果が上がるようにしたいと、そう考えております。

それから、同じく私学と関連いたしましたして、公私の収容人員を、年齢別に基準をひとつつくることのできないかというお尋ねでございますが、非常にむずかしい問題であろうと考えております。

あるいは、私学の規模、こういった問題等につきましては、これは先ほど申し上げました幼稚園教育研究会に私学の代表の人も入ってもらいますので、この問題も提起をして、今後検討をしていただこう、そう考えております。

あとご質問ございましたが、ちょっと私の方から答弁させていただくという筋でないものもございましたんで、これについては省略させていただきます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（齋藤久美君）登壇〕

○総務部長（齋藤久美君） ただいまのご指摘の中に、保育所の保母さんと、それから幼稚園教員の人事の交流の問題についてご指摘ございました。

どうして人事交流ができないか、理由を説明せいと、こういうご指摘ございましたが、幼稚園の教員の側におきましては、現在多数の方が従事しておられますが、保母資格を持っておられる方も一部ございます。しかしながら勤務の実態、態様等から考えまして、保育園への職員の希望は全くございません。

それから、片一方では保育園の現員でございますが、保母さんが二百六十人ほどおります。その中で、幼稚園教員と保母資格とを両方持っておられる方が百六十四名ほどございます。ですから、約三分の二以上の方が両資格を所有

しておられるという形でございますが、この中には、もちろん幼稚園教員に大変強い希望を示しておられる方が多数おられるわけでございます。

そういう中で教育委員会等とも話し合っておりますが、本人の希望、勤務態様等もございまして、いまの時点では、両園の交流については大変むずかしいという形で考えております。

そこで、特に採用の時点で、両方に希望するような方について考えてみたらどうかというような議論も以前にいたしましたことございますが、現実には、資格につきましては、保母さんの資格は高等学校卒業以上の者ということになっております。それから、幼稚園教員については、短大以上の学歴が要求されております。そうなりますと、保母さんの側から申し上げますと、保母さんの側で採用試験をいたしましたして、教育委員会の方へ送り込む、いわゆる幼稚園教員の方へ送り込むということにいたしました場合に、特に短大の方ではなくて、高等学校の方が一つ問題が出てまいります。

そういう意味合いにおきまして、四年制の方については当然両様の資格、幼稚園教員なり、あるいは小学校の教員との資格がございますけれども、保母さん資格がございません。そういうこともございまして、保母さんの資格の中で、資格の保持者について試験をいたしてまいるということになりますと、短大の方の幼稚園教員だけを持っておられる方が締め出しにひとつなります。

そういうような問題を考えまして、採用時に職種別に採用をさしていただいているというのが現状の実態でございますので、ご了解を賜りたいというふうに思います。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君） 保育所におきます四歳児のカリキュラムはどうなっておるのかということでございますが、五歳児につきましては先ほど教育長が、幼稚園教育要領の六領域を準用しておるといふご説明ございましたが、これは厚生省が保育所保育指針というものを定めておるわけでございまして、その指針で幼稚園教育要領の六領域を準用していくんだということを決めておるわけでございます。

四歳児につきましても、子供の発達段階に応じまして、保育カリキュラムを編成して、教育を行っているということでございます。

○議長（大谷喜正君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 市長から答弁のありました理科センターのことでございますけれども、皆さんもご承知のように、富田に伊藤吉兵衛さんという前の市会議員さんがおられます。あそこの土蔵にいっぱいおもちゃが入っております。蝙蝠堂と呼んでおりますが、その蝙蝠堂のおもちゃをいまの理科センターへ並べただけでも、相当の、私は価値があると思っております。

また、四日市の小中学校の理科研究グループは、中部西の壊れかかった二階でいつも会合をやっておりますけれども、そのまま理科センターとして四日市の教職員が使えば、非常に効果がございまして、市長先ほど、いろいろ使い道については考えていかねばならぬが、というお話ございましたけれども、まず皆さんご相談いただければ、いろいろの立場として利用ができますので、ぜひこれは知事にお願ひして、そして四日市へ譲っていただいて、たとえ金を出してでも私は四日市へ持ってくるべきものだと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、教育長の、五歳児の問題について、できるだけ全員に入っていただくように考えていきたいという、その答弁で私は結構でございます。

それから、幼稚園の学級人員につきましては、基準がございましてからという言葉がございすけれども、私は、たとえ基準があっても、教育効果、あるいは指導力の問題、そういったことから考えてみて、果たして四十人、あの小さい子供が教育できるだろうかという現実の問題を踏まえて、やはり学級定員というものは相談すべきじゃないかと思っております。この辺は、ひとつ教育長も十分検討していただきたいと思ひます。

それから、その中で、先ほど粉川議員の触れた、九名の障害児童がおることでございます。それに対して教育委員会は、どんな整備といひますか、条件といひますか、をつけておるかということをお聞きしたわけでございすけれども、何のお答えもございせんけれども、その障害児もいろいろございす。いわゆる情緒障害児といううな子供が一人でも入っておれば、恐らくその学級の指導はできないと思ふんです。そういう場合に、先ほど話のありました介添え人というものが要になつてまいりますけれども、小学校の方には介添え人が九人もあつて、幼稚園には全然ないという、それがために担任の教師が涙を流して、そして苦しかったことを訴えております。そういう事実を、教育長、果たして知つてゐるのかどうか、知つておつてもそれを無視してゐるのかどうか。この点はひとつ十分実情を見て、そして条件整備をしてやつてほしいと思ひます。

それから、その次、人事、総務部長の答弁のありました、市の職員の中で、幼稚園の教員と、それから保育園の保母さん、教員免許状を持った保母さんとの交流の問題でございすけれども、これは非常に私もむずかしいと思ひます。しかし、部長の答弁は、何か学歴ということにこだわつるような気がしてなりません。私たちは、今度取り上げてゐるこの教育の問題は、学歴社会を破壊するといふ考え方を持つておるわけなんです。その中で部長が学歴の問題を云々されるといふと、ちょっと私は、私たちの質問と違つてくる内容を持つてくると思ふんです。

そこで、むずかしいことはよくわかりますけれども、むずかしいからこれを避けて通るといふ姿勢を私は問題にしたいと思うんです。これは教育長にも関係する問題でございますけれども、今後ともむずかしくてもこれを避けて通らないで、そして解決していく道へ進んでいかないと、四日市の市職という立場から見ても非常に不合理でございますから、あえてここで答弁を求めませぬけれども、十分ご検討をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（大谷喜正君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 さきにお断りしておきたいんですが、朝から三名の清風会の方々が教育問題について触れられました。私も触れていきたいんですが、重複しますので、この問題につきましては取り下げたいと思います。ひとつその点ご了承願いたいと思います。

まず、八月末から大きな題目で、ちょっと新聞の複写をしてきたんですが、福祉団体どこへ行く、四日市の問題が出ておるわけでございます。こういったボランティア問題について、ひとつ質問をかけていきたいと思えます。

中日、朝日、伊勢の各新聞紙上をにぎわした、四日市の社会奉仕活動センターについてでございます。

問題は、四日市市社会福祉協議会のことでありますが、市の広報にも発表されたことでもあり、市と社協が最も密接な関係であることは、ご承知のとおりだと思います。市としても専任の事務局長をことし四月に出向させていることでもあり、決してよそごとではないと思えます。ことに、市長はじめ部課長まで、私ども議員同様、社協の賛助会員となっております。

また、社協への関心がいままでになく高まっているときでもありません。昨今の新聞、テレビを情報源としている一

般市民にとっては、ボランティアセンターがどうなったのか。社会奉仕活動センターとどう違うのか。こういったさっぱり要領の得ないというのが本音でございます。各社の新聞記事は、ボランティアセンターに属していた人々からやかましく言われて書かれたことも、私は聞き及んでおるわけですが、一方に偏らず、明快なご答弁をお願いいたします。

次に、社会福祉協議会の予算関係、特に財源確保についてお尋ねいたします。

私ども、先ほども申しましたように、全員が社協の賛助会員でございます。ささやかながら、社協への自主財源の確保に協力しているものでありますが、社協の予算を見渡して言えることは、予算総額の七八％を市の支出金が占めているのであります。

細かく見ていくと、人件費においては、五七％しか持っていない。これは、高齢者無料職業所職員部を除いての話であります。社協としては残りの四三％の人件費の確保に苦慮しているもので、結局寄付金等の自主財源でやりくりする結果になり、非常に不安定な財源であることは言うまでもないことであります。

一方、市からの団体活動補助金等は、社協を通して複雑かつまちまちの出し方をしております。市長も、社協の充実を図るため専任の事務局長をつくり、社会福祉協議会の立て直しを目的として手を打たれたと思えます。これも、市長の新しい考えで私は手を打たれたと思えます。

いまからさらに一歩進めて、事務局職員の人件費だけは全額市でめんどうを見て、そのかわり団体活動助成や社協の福祉事業については、幸い適任者である大橋事務局長初め、各職員はやる気十分な、第一線のベテランの職員でありますから、自主財源の確保に努力してやれというように、すっきりした形でやってもらいたいと思えます。

社協関係の先進都市も、私どもは視察もし、勉強してまいりました。このような各都市では、前々から実行されて

おるわけでありませう。来年度の予算編成に当たって、市長の考え方、施策をお聞きいたします。

次に、社会福祉会館の建設であります。先般鈴鹿市にりっぱな社会福祉会館が完成したことは、よくご承知のことと存じます。また、四日市市の隣接の都市を見渡しますと、亀山はすでに建設済みであります。桑名市は、北勢地方では一番早かったと思えます。四日市市の場合、福祉施設の建設に当たって、集中方式はとらない、分散方式の時代であるということで、総合計画でも、総合福祉会館という構想はなかつたように私たちは勉強しております。確かに目的別に各種の福祉施設はできてまいりました。ところが、昨今施設福祉から心温まる在宅福祉へという動きが活発になってくると、その活動拠点が当然求められてくるのは、通常な考え方でありませう。確かに役所の中には施設の主管課があります。在宅福祉を推進する部署はあるわけですが、官民一体となって福祉行政を推進するには、現在の考え方では総合福祉センター的な機能はとうてい果たし得ないのであります。当市の場合、いろいろな施設建設要求を、総合会館という枠の中で実現しようとしていられるようですが、たとえば極端な考え方をすると、博物館とか美術館のエリアに、機能回復訓練場の場が、一つの会館で共有できるでしょうか。それこそ集中方式の弊害が出てくるのではないかと心配されるのであります。

市民センターを開設するとき、時の市長は、団体事務所としては一切貸さないと、厳しい線を引いて実行しました。各種の福祉団体はそれぞれの事務所の設置場所を求め、右往左往している現状であります。このたび身障者センターの改装が計画されております。急場しのぎの申しわけの対応策にすぎません。総合福祉センターを建設するという考え方、総合会館構想をもう一遍見直してもらって、こういった中から、ひとついいご回答を望む次第でございます。次に、福祉関係最後の質問として、軽費老人ホームを建設する考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。私は、この場合、先進都市の実例を挙げながらお尋ねいたします。

私たち、市政研というグループをつくっておりますが、このメンバーでことし四月に、浜松市の市立軽費老人ホームを視察してまいりました。

軽費老人ホームの概要を説明しますと、まず対象者は、六十歳以上、夫婦者の場合、男女いずれかが六十歳以上で、身寄りのない年寄りや、家庭の事情により、家族と同居できない年寄りと、安い料金、一カ月一人最高で二万二千六百円で、健康で、明るい生活を送っていただくために浜松市がつくったと、こう案内してくれた市の職員の人たちから私は聞きました。現在各部屋は満員です。定員は五十名。内訳は、単身者は四十名、夫婦者で十名、五組が入れるということでございます。建物は非常にいい位置に建っております。国鉄浜松駅から西へ約五キロメートル、佐鳴湖に面して、西側の高台にあって、自然に恵まれた最適な場所にあります。建物は、鉄筋コンクリートづくり二階建て、一部は平屋になっておりますが、総建坪が三百七十四・一五坪あります。設立されたのは、昭和三十九年の十月三十一日で、約十三年以上もたっております。

私は、ここでひとつ考えていただきたいことが、十三年前に浜松市の老人対策、非常にこういった中から温かい対策が、浜松市として、私たちの市よりも一歩進んだ対策があるんだと、私はこのことを聞いたとき、非常にうれい感じと対照して、四日市の場合も、何とか早くつくってもらいたいなという気持ちもしたわけでございます。

私たちの寿命も、男女平均で七十四歳と、年々長生きができる、生きがいのある時代になっていたわけでございます。日々各種の年金受給者が年々ふえてきておるわけで、やはり年寄りがたくさんふくれ上がってくる現状でございます。やはり年をいけば、やっぱり生きがいのある老後を楽しく送っていききたいわけでありませう。市長は、四日市の施策の中に、一般にこれからの老人対策をどうするという大きな問題を取り上げるべきではないかと、私は思います。

その手始めに、軽費老人ホームを建設する計画を立てられたらどうですか。年金が市民一人一人に普及して、受給ができるようになった現在でありますから、老人が安心して老後を楽しく過ごしていただく、こういうことがやはりこれからの一つの問題の解決に当たる大事な問題ではないかと私は思います。また、私たち若者が望むところでもありません。私たちもいずれば老人になるわけでございますから、自分たちも、こういうふうな軽費老人ホームができて安心して老後を、生きがいある生活をさしてもらうためにも、ぜひ一考願いたいと思います。

以上で、福祉関係について一通り四点にわたって質問いたします。

次に、近鉄塩浜西改札口設置促進についてであります。過去において、五十年九月、五十一年六月、五十一年十二月は松島氏が質問されております。五十一年九月は、小川氏がこの問題について質問されております。両氏とも一般質問でございます。

私はいまから、議事録を開いて、幾通りかの議事録の中を皆さん方に一遍まとめとして読み上げたいと思います。そして、再度理事者側の議会答弁をここで聞いていただくことにします。

まず、昭和五十年の九月でございますが、そのときには加藤助役がお答えになっております。当時の加藤助役でございます。いまの市長でございます。

これは、西口をあげるということに対する鉄道側の条件といたしまして、近鉄塩浜駅のすぐ南の踏切を閉鎖したい。そのかわり、下に地下道をつくりたい。ただし、それは階段で歩いていくということでございますので、車その他が通れない。こういうことから、住民側の方々のご理解が得られるよう云々で、今後とも近鉄の方と交渉を十分進めてまいりたい、こういうふうな現市長は答えにその当時なっております。

次に、昭和五十一年の六月でございますが、これはやはり松島氏が質問されて、その答えは市長公室長でございます。すから、その当時の公室長、六田公室長ですか、いまの教育次長でございます。

市道の七ツ屋大池線が五十二年の末に完成いたしますが、その後の車の流れと、それから問題となっております。駅南側でございます北楠七号踏切、これの利用実態を十分把握しまして、ここです、地域住民と十分協議の上、近鉄側と折衝したいと、このように考えております。

そこで、これは五十一年六月でありますから、それ以降に地域住民と十分、これ、六田さん、話し合うてもうらかな。

それから、近鉄とも折衝されたかということなんです。これも一つ問題の提起です。

次に、五十一年の九月でございますけど、これは、小川氏が質問されたときの答えが、やはり現助役であられます三輪氏でございますが、塩浜駅西口の問題でございますが、近鉄の塩浜駅に西口を設置する件につきましては、事あるごとに近鉄の名古屋の支社長はじめ、担当者と折衝しておりますけれども、現在まで一貫して近鉄は、北楠七号線踏切、と申しますのは、塩浜駅の南の踏切でございますが、この閉鎖を主張しております。したがって、この閉鎖するにつきましては、地下道という問題が出るわけでございますが、この地下道がどうしても技術的に車を通せない、人は通せましても車は通せない。こういうことで、折衝に難航しているというのが実態であります。あの踏切を閉鎖せずに、橋上駅をつくって、ここです、橋上駅をつくって、西口をつくってやるということで、相当地前から折衝しておりますけれども、そういう事態でございますので、さらにこれからは近鉄当局と強力に折衝してまいりたいと思います。

こういうふうなとき答えられておるわけです。

で、橋上駅の問題は、完成予想図が近鉄の方で私はつくられたと思うんですが、これ、きょうは持ってくるの忘れ

ましたが、えらいもう上がとつたらしいですね、ここで皆さんに一遍ちょっと見せといて、三輪さんに渡そうと思つたけども、完成予想図と、それから平面図、こういうものが、完璧なものができてます。私、現物見ておりますから改めて議会終了後お届けいたします、理事者の方へ。だから、こういったことになりましたから、橋上駅については、そこまで近鉄も考えて私はつくったんじゃないかと思ひます。

次に、五十一年の十二月に、やはりこれは松島氏が質問されておりますが、このときは答えは来ておりません。もう市長さんやめられる前で、答え、なかったんでございます。

しかし、松島さんの質問内容に、やはり出ております。ちょっと読まさせていただきます。これは、松島さんの質問内容でございます。

近鉄塩浜駅の西口の開設の件であります。これは九月議会において請願を取り上げていただきまして、全員に賛成をさせていただいております。また、南部の自治会の会合にも自治会長は取り上げて、市長にお願いしてあるのでございます。このことについては、強い住民の要望でありますので、どうか新市長さんですから、申し送り事項としてもらいたい、と、はっきりと松島議員もこの時点でおっしゃっておるわけでございます。

こういったとおり、過去において四回、各二人の議員の方が質問されております。私は、出てくる答えは踏切閉鎖、人は通しても車は通せない地下道の問題と、近鉄側と折衝が難航しているというふうに、毎回五十年からこの日まで、答えはのらりくらりと肩すかしばかりです。前向きに検討したことがありますか。地元及び近鉄との折衝、こういった過程をされたという実例もありますか。議会が終わった時点で、地元議員、自治会幹部との話し合いもされず、ただ議会で答弁した後は何もしなくてもよいというように私は受け取れるのであります。ひとつ実例を出して、対照をしてみたいと思ひます。

いかに近鉄の塩浜駅は大事な駅かいうことでございますが、近鉄塩浜駅の乗降客は、これは近鉄の塩浜駅調べでございますが、毎日一万四千人あります。対照的に、本州の北端でありますところの県庁所在地の国鉄青森駅が一万二千人、これは青森市の調べでございます。このように、いかに近鉄の塩浜駅の乗降客が多いかということがわかります。だと私は思ひます。

また、近鉄名古屋本線で急行停車駅として、上り、下りの両サイドに乗降できない駅は、急行停車駅としてできない駅は、名古屋本線で塩浜駅のみであります。

地元住民もさることながら、やはりこの地域は、各企業に通勤される皆さんの便宜を、なぜ市当局は近鉄に働きかけないんですか。便宜を図るためになぜ働きかけない。この地元の皆さんも、通勤者の皆さんも、大切な四日市の市民であります。皆さんは、血の出るような市民税を払っておられるわけでございます。市長もご存じのように、一人貨車の入れかえがあれば、何本かの電車を見送ってからでないと乗れないという、いら立たしい気持ちになります。まことに困ったことでございます。

私たち議員は、ただ単に議会で質問しているわけではありません。多くの有権者の代表である以上、住みよい町づくり、心温まる福祉行政推進のために日夜がんばっているであります。

同じように、市長におかれましても、善良なる市民から選ばれた市長さんでございますから、この問題をどのように対処されますか。

そこで、これで五十年から三名の議員が五回にわたって本会議で一般質問をしたことに相なります。

ご答弁内容が納得できない場合は、再質問もさせていただきます。

以上で質問終わります。

第一回でございますが、納得しましたら、しません。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後二時九分休憩

午後二時二十四分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず、社会福祉協議会におきますボランティア活動の取り扱い方の問題でございますが、社会福祉協議会の理事会では正式に、ボランティアといいますか、社会福祉活動センターというものを運営要綱を決めて、それを理事会にはかって発足をさせるという事態になっておらなかったために、新聞紙上等で報道されたような混乱が起きたのではないかとというふうに考えておりますが、改めてこの社会奉仕活動センターというものを理事会の議を経て発足をいたしまして、この善意の方々との連絡調整機関ということで、すでに多数の活動家の申し込みを受けておりました、また家庭療育援助者のグループも新しくセンターの方へ登録、参加をいただいておりますという現状でございます、今後こうしたボランティア活動について地区社協の方の活動の充実ともあわせまして、奉仕活動の円満なる展開を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、社協の財源については、社協自体が自主財源の拡充ということについて努力をいたしておるわけでございまして、もちろんそれで十分だというふうにはまいらないと思っておりますので、市もその助成に関しまして、今後とも改善

に努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから三番目の、社会福祉会館の建設ということでございますが、これは総合福祉センターあるいは身障センターあるいは総合文化会館あるいは、けさほど来議論のありました教育センターというように、各団体がみずからの自主的な活動あるいは必要な研究調査をするためのセンターというふうなものは、当然必要なことだというふうには考えておりますけれども、これらをすべて市費単費で建設をしてまいりたいというふうには、早急にはむずかしいというふうに思っておりますので、逐次、整備をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、軽費老人ホーム、これはお説のように、最近老人の実態というものが、非常にふえてまいりまして、六十五歳以上の高齢人口というのは、本市におきましては一万九千三百五十一人、ございます。全国的な統計で見ますと、六十五歳以上の人が全人口のうち七・八%にも達しておるということでございまして、今後ますます高齢化の傾向は早まっていくものだろうというふうに考えております。

なお、本市一万九千三百五十一人のご老人のうち、四百二十人の方が一人暮らしでございまして、今日、老人の方々の生きがいというものがどこにあるのかというふうなことにいろいろ調査が行われておりますけれども、総理府が行いました調査結果を見ますと、老人が最も生きがいを感じることに、第一番目は、家族の方々とともに生活をし、息子や孫の成長を楽しむということにあると言われております。次いで、職業に生きがいを感じるということよりも、むしろ在宅で家族の方々と一緒に生活をされるということが一番よろしいようでございます。したがって、在宅のご老人に対する対策というものは、これはいろいろあるわけでございますが、たとえば家庭奉仕員の派遣でありますとか、あるいは福祉電話の設置でございますとか、給食サービス、入浴サービス等々たくさんあるわけございま

すけれども、これらの施策を充実してまいる、あるいはまた老人住宅というものの建設を進めてまいるということがさしあたって必要な事項ではないだろうかと思ひます。

ただ、これだけではご老人の生活を本当に守るといふことになりませんで、ご承知のように、養護老人ホームで百三十四人、それから小山田にごいます特養ホームにはやはり百三十五人の方々が収容をされるということでごきますのに、今後の課題としては、やはり軽費老人ホームというようなものも考えていかねばならない時代がやがて来るのではないだろうかというふうにご考えておりますので、十分研究をして対応できるようにしてまいりたいというふうにご考えておる次第でございます。

それから、塩浜駅西口の問題でございますけれども、これはもう過去十年以上この問題が、絶えずいいいますか、再三再四、議会の話題になり、しかも要望書なり陳情書なりあるいは請願書なりというものが出されておりました、その都度市の方では近鉄の方と折衝を重ねております。五十一年におきましたも、近鉄当局と私自身も五十一年の初めに話し合いをしたり、あるいは本年になりましたも二月に正式な話し合いをいたしておりますが、終始一貫して近鉄が主張をしておりますのは、この七号踏切の廃止が条件であるということをおっしゃいます。さらにもう一つ、仮に七号踏切を廃止いたしましたにしても、西口を現状のままであけるといふことに対して近鉄は、非常な異論を示しておりまして、橋上駅をつくって発売所等を一カ所に集中すると、あるいはラッチを一カ所に集中をするということによって合理化を図ってメリットを生み出したい、まあそういうような主張をいたしておりますので、なかなか地元の皆様方のご要請とかみ合わないというふうな実態があるのは事実でございます。このことにつきましても、大変私も残念に思っておりますが、今後のまのような態勢の形で近鉄の方に当たっても、はね返ってくる回答というものは余り変わらないというふうにご考えます。

そこで、先ほちょっとお話が出ておりましたが、七ツ屋大池線というものが今年度いっぱい完成をする予定で工事を急いでおるわけでございますが、これができれば、多少車の流れも変わるかと思ひますけれども、人の流れはおよその七ツ屋大池線ができて余り変わらないのではないだろうかというふうにご、私自身すぐ近くでございますので、想定をいたしておるわけでございます。そこで、技術的にこの踏切をどうするか、あるいはこの橋上駅をつくって、そこに一カ所に集中すると、そのための経費がどうかというふうなことを技術的に私は詰める必要があるかと思ひます。現在までの段階では、技術的に詰めるというよりもむしろ一方的にこちらの意見を主張すると、近鉄は近鉄で一方的に意見を集中するといふような形になっておりますので、これではどういふ妥協点を見出すことは困難ではなからうかというふうにご思ひます。そこで私は、従来これは企画の担当でございましたが、都市計画の仕事として取り上げてみたいというふうにご思ひます。そのことをすでに指示をしたのでございまして、今後技術的な詰めを近鉄側との間に行いまして、どこに妥協点を見出すべきか、また地域社会の利便をどうしたら図っていくことができるのかということをご技術的な検討を踏まえながら見定めて、近鉄の方と折衝を重ねてまいりたいというふうにご考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいというふうにご思ひます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君） 社協の各種団体の補助金の問題がございましたが、この助成金の問題につきましては、行政と社協の方の機能を十分踏まえた上で検討してみたいと、かように考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（大谷喜正君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君　いまの問題ちょっと答えになっていないように思うんですが、わたしはもうあと要望にとどめます。社会福祉活動センター設置につきましては、これほじくっていきやいくほどプラスにならないというふうな気がいたします。だから、その前にやはり巣くったガンをですね、早く手術しないとまた動きがとれなくなるおそれもありますので、それと、社会奉仕活動は無償の行為であることははっきり打ち出していただきたい。これは市長でなく、杉本常務理事にお願いしておきます。このことは、かねて私が主張してきた心の福祉につながるものだと、わたしは考えております。

次に、社協の人件費全額補助についてはですね、人件費まる抱えなら何でもやらせよ式ならですね、社協をつぶしてしまふことになりまふから、市の委託事業が多くなれば、それだけ社協の自主事業ができなくなることは自明の理であります。住民の要望等を的確に把握して、自主的な福祉活動を組織的に行うことが社会福祉協議会の本務であることはご承知のとおりだと思いますので、この点もひとつ十分杉本さん考えていただきたいと思ひます。

総合福祉会館の建設については、福祉会館を建てる場合全額に近い国庫補助がとれる道があることを知っておいてもらいたいです。市長さん。で、婦人会館もいでしょうが、よいことは一つでも多く執行することです。それが善良なる多くの市民から選ばれた加藤市政だと、わたしは確信します。

それから、軽費老人ホームにつきましては、わたしは、ただ軽費老人ホームだけでですね、福祉が達成できるとは思っておりません。いろいろな人たちですね、老人の形がありますから、それはもうこれだけで解決するとは思ってませんが、しかし昨今は年金の受給者がふえてきたんですから、やはりこういった中から施策の中にですね、十分やはり取り入れてもらってこの施設を一日も早くつくっていただけるように要望しておきます。で、市長はですね、

それは別居生活よりも在宅で温かい心の福祉があった方がいいとおっしゃいますけれども、やはり家庭的に恵まれないご老人もあるということもお忘れなくしていただきたいと思ひます。

次に、近鉄問題でございますが、これは昨年商店街診断調査を、商工課の方で商店の調査をやっております。この場合もやはり橋上駅をつくるのが望ましいという大学の先生の結論も出ておりますし、その調査に当たった商店街の人たち約九十何軒でございましたか、皆さんがその調査の中でいろいろな意見も通してあります。たとえばですね、東の方がさびれるんじゃないかと、西の方が発展するんじゃないかと、こういう相互の交流も、やはりこれからはもっとも塩浜自体の発展は別なところから生まれてくるんだという考え方、それから駅西の自治会あたりも、これについてはもう一日も早く実現してほしいんだと、ただし七号踏切の閉鎖だけは、これはやはり災害のためにでもですね、平生は車を通さなくとも歩ける人だけは通すべきである、しかしその場合、車の通る幅だけは必ずとおきなさいと。というのは、一旦緩急あった場合に、火災事故等が起こった場合に消防車が絶えず出入りできるくらいの道幅、避難通路としても十分支えられるだけの道、平生は車を通さなくてもいいんだけれども、しかし自治会あたりの考え方は、歩く人だけは通してもらいたいんだと。こういった中でですね、技術的な問題で検討するとおっしゃっておりますから、わたしはもうくどくどと申しません。三人の者が、さっきも申しましたように、五十年から五回にわたってここまで詰めてきておりますので、一遍何らかの形でいい経過をこの十二月までに何とかひとつとつてもひっかかりができましたらよろしく願ひします。

○議長（大谷喜正君）　訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　人事問題あるいは就学前教育の問題については、一部はいまもうすでに起こっている問題ですし、急

いで対処しなければならぬと思いますので、この場で取り上げたわけでございます。

人事政策でございますが、失業者がふえて産業予備群が押しかけてきているという背景もあるでしょうけれども、他にもかくにも、いま市の職員は大変よく働いております。あたりまえと言えればそれまででございますけれども、現業関係の職員なども、かつてないほどによく働いておるようでございます。それから、一般的には若い人たちの質が大変よくなりました。長い間の厳正な競争試験の結果だと思えます。昔は、どこにももう使いものにならぬから市役所で使えと言う市議員もおったわけでございますが、それから見るとまるきり隔世の感があるわけですが、その間の担当者のご苦労は並み並みならぬものがあつたんだと思います。ただ、そういう若い質のいい一般の職員に対して、管理職に対する期待、非常にいい苗が育っておりますから、その苗をどうするかについて管理職の方に期待をされておるわけでございます。それから、職場としては人員配置は、いま福祉が天下一品でございます。どこへ出しても恥ずかしくない人員配置がなされております。若干問題なのは社会教育であろうかと思えます。

さて、この人事問題あるいは労務管理、労働条件、人事考課及び適性配置等々能率研修などは、これは職員組合が取り上げるべき問題で、一般質問としてはどうもまずいんじゃないかと思えますけれども、現状やむを得ませんので、一言ただしてみたいと思います。

その前に七月の異動でございますが、課長級以上の異動についての批評であります。

機構改革に伴う異動と言うと、何かこう焦点がぼけてしまっていますけれども、あの異動についていろいろ話がございます。まあ激しい選挙いたしましたから、若干その論功行賞もあるでしょうし、あるいはもっとよく言えば、新しい市長が執行体制を固めたと言えるところでございます。しかし、課長級以上を含めての話といたしましては、やはり選挙人事だと、もう一言言うならば、選挙の取り巻き人事だと。恐らく、加藤市長みずからがこれはよしと言って決め

られたんではないだろうと、こういう話でございます。これはそういうことから、ひいては業者との関係、その他なが出てきますから、せいぜいこれくらいにとどめておいて、十分胸におさめておいていただきたいと思うわけであります。比喩をするならば、哲学のない人事だということでございます。なるほどそうか、よく見ておったなと言って、ほめられる人事ではない。まあ哲学のある人事と言ったって、あしたからすぐできるわけでございませんけれども、まあまあ一応そのように言われております。たった一人であってもその人事によっては、内部においては働く意欲をなくさせる。何だあれがかということになりますし、外部においては、あの人がかということになれば、市の行政に対する不信が出てくるわけであります。その点具体例は挙げませんが、十分今後ともご注意をいただきたい。少なくとも公務員労働者は、世界の公務員労働者において決議をいたしております。市当局のために働くのでなくて市民のために働くんだと、こういう決議をしておりますから、ひとつそういう線で今後とも人事をやりたい、このように思います。ご所見がありましたら、承りたいと思います。

さて、採用の問題でございますけれども、これはいまからでも間に合うことでございますが、いま募集が始まっています。地方公務員法十七条によって厳しい競争試験が行われております。しかし、この競争試験の厳しい弊害もまたあるわけでございますので、その点について伺いたいと思うわけです。少なくとも人事とは八割までが採用で決まるわけであります。そうすると、八割ぐらいの努力を採用のためにしているかどうかということでありまして。いまの採用試験はいい人間を採用するという、そういう目的で実は何とか断るために、落とすための採用試験ではないかというふうな考えられるわけでございます。十七条には「競争試験または選考による」というふうにございますので、ある職務については選考によって採用せられてどうかという提案でございます。一律にいま医療職、医者などは選考だろうと思えますけれども、その他にも選考ということを少し取り入れなければ、この矛盾の解決ができないんで

はないかと。たとえば、福祉主事であります。この社会福祉主事というのは、幾ら試験を受けても通らない。そうすると、もう素人の若干単位を持っているものが社会福祉主事になっているわけですが、これではやっぱり心がこもらないですから、やっぱり競争試験のまずい点は、心のこもった者をどう採用するかということです。そりゃ暗記力や理解力のある頭のいいものだけは通りませけれども、心のこもったのはとれない。そういった場合におきまして、この福祉主事なんていうのは、そういうことは一定の数だけは選考によって、近くに福祉大学もあることでございますから、学校推薦などによる手続を経て選考をせられてはどうか。選考と云って、これは二十八年か何年かに通達が出ておりますけれども、採用するものの裁量によって簡単にやってはならない、基準をつくってやれというふうに出ておりますからいいわけでございますが、そういうふうにせられてはどうだろう。そうすると、新しい問題が起こった場合でもすぐ大学へ行き来ができて物を尋ねに行くことができるという、そういうメリットもあるわけがあります。

それから社会教育、先ほど言いました社会教育ですが、これは教育長にも重々言っておきましたが、公式の場であつておきました。専門の社会教育主事を採用するように、これが足りないんだということを申し上げておいたが、採用の方に、人事の方に教育長を申し入れましたか。申し入れないとするとならば、職務怠慢である。社会教育なせかと、社会教育はだれでもできる仕事でございますけれども、そのうちのある数はやはり社会教育の専門家がいないといけない、それはもう国家が養成しておるわけでございますから、そういうものも選考によってある程度の数を確保せられてはどうだろうというふうに思うわけがあります。

ついでに、現業職などはなおさらそうでございます。試験だけして落とすことだけ一生懸命せずに、本当に市民のために毎日毎日市民と直接接する職場でありますし、そういう仕事でございますから、そういう人でありますから、

少々の競争試験の結果のよし悪しにかかわらず、本当に市民のために奉仕しようという心の者を採用せられるべきではないか。その辺は若干の、競争試験においてもいろいろ技術的な工夫もあらうと思えますけれども、そういう一方では弊害もあるわけでございますから、そういうことも併用せられて、今後採用を考えられてはどうだろうかということをご提案したいと思います。したがって、先ほど言いましたように、人事は採用が八割だという、八割の努力をです、この採用のために十分使っていたきたい。まして、身分が天下一品保証されている公務員のことでございますから、一遍入れてしまえば首切るわけにいかない。そういう意味におきまして努力を重ねて、技術的には選考という方法も併用せられてはどうかということでございます。

次に第二番目、中途採用の問題でございます。

もうすぐに、役所生まれの役所育ちばかりの人間になってしまいます。この点、いい点もございませけれども、やはり弊害があります。型破りの人間も非常に珍重せられる状態でございます。そこで、学卒採用だけではなくて、一般社会で五年ないし十年ぐらい苦勞してきた者の中から採用をするという、つまり、純血を守らずにその辺の少し他の血液も導入するということが、この際必要ではなからうかと、この点についてもその考えを伺っておきたい。

それから三番目に、役所生まれの役所育ちでございますから一般社会のことよくわからない、よくわからなくて市民に奉仕しようと言っても、かゆいところへ手が届かない、そういう点におきまして、職員の研修のような形になります。一定の期間あるいはある数を商店あるいは中小企業あるいは大企業へ研修のために派遣をするという、そういうことなどもこれあわせて考えていかなければならぬと思えますが、どうでございます。

さらに、これはずっと前にも言いましたけれども、たとえば建設省あるいは厚生省など一定の期間職員を派遣する。本人の研修のためにもなりますし、また市が予算をもらってくる場合にも大変都合がいいわけです。かつて、広田君

というのが建設省の下水におりましたけれども、大変よく彼は利用して金をもらってきた例があるんですが、ちょっと助平根性でございませけれども、情報が早くわかるし、そういった意味で本人のためにも市のためにもなるわけでございますが、三百万ないし四百万ぐらいの人員費にはかかわらない、わたしはメリットがあるうと思ひます。そういうことをお考えになってはいかがですか。

次に、研修でございませが、これは、研修所長を選任せられて力を入れておられるようでございませけれども、基礎的な教育も結構でございませが、やはり成人は現場の教育でございませ。そのためには、たとえば二十代は二年、三十代は三年、四十代四年というぐあいだ定期異動をさせることとございませ。これはわたしは職員組合のころに提案したことがあったんですが、その後やっぱり定期異動がなされておらない、やっぱり定期異動はどうしても必要だと思ひんです。スタッフとラインとの間をこう行き来するなどといったようなことなど現場で多くの教育をする、そのためには短い期間に、若いうちに早く異動さしていくということが必要であるうかと思ひます。お考えを承りたい。それから、公務員は刺激がなくて、何としておつても休まぬでおれば定期昇給をしていくわけでありませ。そのために、刺激をどう与えるかということとございませけれども、これにはやはりうんとほめていたいただきたい。ほめることによって、もっと働く意欲も出てまいりますし、さらにメリットとしては、だれをほめるかについては、先ほど言いました管理者の管理能力の養成ということにもなるわけでありませ。三十代近くになった男の職員がいるのに、そこに嫁さんの話があるかないかも知らないというような管理職がいるわけですから、こういう労務管理では能率も上がらないのは当然でございませ。そういった意味で職員をほめるという信賞必罰の信賞の方をすね、ぜひ取り入れられてはどうかということとございませ。

さて次に、就学前教育の問題でございませが、これもすでに来年度の仕事をいま募集が始まっております。私立などは必至になって募集をしているわけとございませが、もう一刻の猶予もできませんので、お伺ひいたします。世界に残された宝物があるとすればそれは幼児教育だと、もう言われて非常に久しいわけでありませ。幾ら重視しても重視し過ぎることのないのが幼児教育だろうと思ひませが、四日市におきませこの制度におきませして、三月議会で川口議員が質問をいたしましたのに対して市長は、大変混乱しておりますと、幼保についてはよく整理をして問題の解決を図りたい、このように答えておるんですが、その後どう問題解決を図るための処置をせられたか伺ひたい。

それから、幼児問題研究会などをつくって対処したいと、こう言っておられたようございませけれども、教育長に聞いたたら、あれは企画の担当ですと、こう言うんです。企画が幼児の教育の責任持つんですか、それ。わたしは来年の四月から始まる制度を云々するものではなくて、もうすでにいまからやっておかきや間に合わぬのです。幼児問題研究会はなぜこんなに長くかかったんですか。そこで結論を出すというので、わたしどもは黙っていたわけですが、これも、もう遅くなりました。こんな簡単なことがそんなに長くかかるというようなことで、わたしは職務の怠慢ではなからうかと思ひませ。

そこで、お尋ねするのは、まず給食の問題です。

もう何遍も言っているんですけども、給食はやらないのです。給食をやるといふことになれば、先ほど伊藤議員から言われた定数の四十を三十にしてもいいんです。そのようにして給食をやられませんか。そうでないと、いま市民はどちらへ子供をやるかということで大変迷っているんです。何としても公立の方が二千円で安くていいけれども、やっぱり給食がないから私立へ一万五千円も一万三千円もかけてやるんだということとございませが、これはもうたびたび論議しておりますからいまさら言うことでありません。もうあと決断だけです。これいかによっては大変また公・私・幼・保の問題に混乱を生ずるわけなので、これはいまから早く、給食をやりますということと言わないで

公立幼稚園はますますさびれるだけでございます。給食をやるかやらないかということについてまず伺っておきたい。ある幼稚園のない地域で、幼稚園をつくらうということで一部声がありまして、この運動を始めようとしたんですけれども、自治会を開きましたら、あんな給食のない幼稚園は要らないんだという地区がございます。そんな、教育についての差別のある、せっかくいいものだ、いい幼児教育をするんだと言っておきながら、ある地域ではそういうことのために幼稚園の設立反対だというような声まで出てくるような現状でございます。教育長の、現状に対する認識がこれは少し足りないのではないかと思います。いろいろ理由がございますけれども、まず給食についてはどう考えられるか。

それから次に、二年保育でございますけれども、先ほどもう一園をつくると言っておられます。二十三園ある中で半分ぐらいは希望者が減っているんですよ、この五十二年は。五十三年もう一つつくって、それでふえるんですか、開店休業にならないかと思いますが。わたしはそういうことよりも、二年保育については、これももう廃止をせられた。その考えがあるかどうかということです。廃止の方向でいくべきだと。たとえば、これも三月に川口議員が言いましたけれども、小山田におきます四歳児の就園状況は十三名、三歳児においては一名なんです。こういうふうな現状のところになぜまだ幼稚園の二年保育をしなければならぬか。わたしは原則的には賛成です。しかし、現状です。現状いま二年保育はやるべきでない。たとえばもう一つ、経費的に言いましたも、少なくとも、わかりやすく私立幼稚園が一万二千元といたします。そうすると、公立幼稚園が二千元です。したがって、一万円余分に負担しているわけです。で、公立幼稚園で二年保育を仮に百名やったらとしますと幾らになりますか。少なくとも経費としては一万二千元要ると見てです。百人やる場合もう百万円要るわけです。年間に千二百万要るわけです。それでしょう。これは市民が負担しなきゃならぬのです。で、そんな、わたしは現金のこと言わないけれども、そこまで一方的に手厚く差別

をして、教育しなければならぬか、それより以前にすべきことがあるのではないか。百名ふやすための千二百万があるならば、なぜそんなら私立の幼稚園の少くとも五歳児だけにでも保育料の助成をしないか、その方が先ではないか、そういう考え方でございます。以上お伺いいたします。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 私から、人事についてのいろいろなご意見あるいはご質問等ございました、これにつきましてご回答申し上げたいと思います。

まず最初に、この市の職員は非常によくやっておるといっておほめの言葉をいただきました。私も含めまして非常に喜んでおる次第でございます。今後とも一生懸命がんばっていきたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

それから、この中でいろいろの問題がございますが、非常にむずかしい問題をご提案いただいたというふうに私は理解しておるわけでございます。たとえば、競争試験と、いわゆる選考といいますが、これとの関連、現在、ご承知のようにお医者さんは、これは選考といいますが、病院長が大学へ依頼をして、大学から推薦されて、院長が市長に推薦してきたものを採用しておるといってございまして、こういう医師の人事あるいは病院人事等で特に医療技術者については特殊な採用はいたしておりますけれども、他の一般の職員につきましては、競争試験というものに重点を置いておるのでございます。これと選考採用とを併用さすような方向はどうだろうか、これは一つの考え方はないかと私も思っております。余分な事で恐縮でございますが、ある企業では、大企業の大きな企業でございますが、週刊誌で読んだことでございますけれども、一番成績の上位な者を何名かとして、中位ぐらいの者をとって、さらには下の方でとるといような採用をしておるところもあるやに聞いております。ところが、市の場合はやはりそういう

こともできませんし、ただいま訓覇議員がおっしゃいましたような地公法との関係もございまして、どうしても競争試験というものを重点に置いてまいります。で、競争試験を重点に置いてまいりますと、成績の上な、いわゆる順位の上の者から採用していくというのは、これは競争試験の常道でございます。それに選考採用をと、特に社会福祉主事なり、あるいは他の特に専門的な要素を持つ、ここでは社会教育主事のことを例に挙げられましたですが、こういう問題等につきましましては、私はいまの段階では非常にむずかしい問題ではないかと思いますが、ただ、社会福祉主事を何名とるかというふうな予定等がございましたならば、そのようなところから、それに何とかいいますか、まずこの人ならという、専門的な教育を受けておる人たちがあれば、できる限りそういう者が採用でき得るような方向づけはしていきたいと思えますけれども、やはり成績というものも、反面これにどうしても影響してまいりまして、なかなか思うようにはまいらないのでございます。特に最近、いまはからずもおっしゃいましたですが、採用するものやなしに落とすために試験しているんじゃないかということは、逆に申し上げますと、それだけ希望者が多いということじゃないかと思えます。しかしながら、わたしたちは決して落とすために試験をしているんじゃないかと思いませんので、やはり採用するために募集をし、そこで試験しておるということでございますが、いまのご発言は、事ほどさように応募者が多いと、そういう応募者の多い中ではこの際もう少し応用動作をとったらどうかということでございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。やはり本人の能力あるいは学校における、大体、学校の成績と採用試験であらわれてくる成績とは一致してくると思うんです。したがって、成績証明書出てまいりましたならば、それと推薦書がついておるところとおらないところとございますが、それとこれと比べますと、大体もう採用試験のときの試験結果というものは、私は、成績はやはり学校の成績がいい人は上位にランクされていくというのが現実でございますので、そのような心配はまずないんじゃないかと思うわけでございます。

それともう一つは、どうもおまえた役人というのは、役所の中において非常に、何と言いますか、型にはまっておると、こういう、流動性といえますか、多様化しておる社会には、型破りなやつも一人や二人おってもいいじゃないかと、そのためには中途採用したらどうかと、それには民間からと、こういうことでございますが、最近の、いわゆるサラリーマンといえますか、こういう若い人たちから、ずっとこういういろいろな世論調査等、私どもときどき参考のために見ておりますけれども、大体こう型にはまってきたるんじゃないかと、型にはまってきたるものは、それだけ平和な時代であるんじゃないかというふうに考えております。大体型破りというのは、戦国時代のような、ちょっとと乱れたときには型破りの人間も出てまいりますけれども、世が平和になってまいりますと、大体形というのはその型の中へはまっていくなじまないだろうかというふうに私は考えておりました、型破りを採用せよという意味ではございませんでしょうけれども、もう少し視野の広い者を採用するためには民間から採用したらどうかというところでございませけれども、いまの時点でこの辺は非常に私はむずかしいと思えます。

それから、研修派遣でございます。

これもわたしどもは現在、自治大の方へはときどき派遣をいたしております。そこで研修をさしております。あるいはまた、県で講習会あるいはその部門部門における特殊な講習会なんかには派遣をさしております。できる限りこの四日市市という枠の中から、市役所という枠の中からはみ出たと言うよりも、広い視野で行政に対応できるような職員研修というものは今後とも進めてまいりたいと思えますが、本省への派遣ということになってまいりますと、ちょっとこれは、いまも坂倉助役に内々聞いたんでございますが、県でもむずかしいと、ただ、これは優秀だから本省へくれと言って引き上げていく職員はおるそうでございますけれども、派遣ということになると非常にむずかしい、こういうふうと考えております。

それから、定期異動でございます。

これはご承知のように、私どもも定期異動は行ってまいりたいと思えます。ただ、お断りしておきたいことは、まへんべんもなくこの定期異動ということじゃございませんので、やはり行政の多様化あるいは複雑化ということは、逆に今度は業務内容の専門化、専門職化というものも出てくると思えます。そういう中におきまして、必要な人員が、そこにどうしてもおとらわなきゃならぬ人たちが、なかなか異動できないというのも現実でございますが、こういうことはできる限りないように、今後とも努力をしてまいりたいと思えます。

それからもう一つは、管理職の方から職員をほめることをもっとやったらどうだということでございます。

わたしどもは、時代が古いのかわかりませぬけれども、やっぱり信賞と言ふと必罰という言葉がすぐ出てくるんでございますけれども、信賞をやったらどうだと。確かに、ほめるということとはわたしは必要だと思えます。こういう点は十分今後とも私ども留意をしてまいりたいと思えます。

要するに、おっしゃいましたことは私は私なりに理解させていただきましたますならば、人事管理については、いまこの複雑多様化しておる行政に対して十二分に対応できる、しかも二十五万市民のための市政を行うに十分な素養、素質を持った職員の養成に心がけていけよというふうには私は理解させていただいておりますので、今後ともこの点につきましては、人事当局に十二分にこの辺に力を入れるように指示をしながら、私自身も研さんしていきたいと思えますので、よろしくお願いいたしておきます。以上です。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 就学前教育についてお答えいたします。

わたしは教育長に就任いたしましたから、実は一番勉強しておりますのがこの幼児教育に關した問題でございます。幼児教育に關した問題のうち、いまご指摘の二年保育の問題、それからいわゆる小学校区に未設置の地域の対処の問題、それから私立学校の助成の問題等ご指摘があったわけですが、この問題につきましては、以上挙げました問題につきましまして、先ほどお話がありました、いわゆる幼児教育問題研究会で、非常に基本的な問題でございますので、そういったところで慎重に討議していただいて、その結論を待って対処していきたいと思えますが、私立学校の助成については、先ほどもご質問がございましたわけですが、これにつきましましては、ことしは一人当たり三千百円ということをお申し上げしましたが、さらにこれについては検討をしていきたいと、そう考えております。

それから、幼稚園の給食問題につきましましては、これは非常にわたしは時期が、四歳ないし五歳という非常に大切な幼児期のことでございますので、慎重に実は検討をしたいと、そう考えております。食べ物の栄養といたしましては、食べ物の栄養の内容のこと、それから実施回数のこともございまして、それから、給食設備のこともございまして、また給食婦のこともございます。これはわたしは検討すべきことはずいぶん多いと思うわけでございます。また、現実問題として父兄の希望というものも参酌する必要があるかと、そう考えております。参考までに申し上げますと、昨年の夏に実施いたしました本市の父兄調査によりますと、公立幼稚園でまとめまして、給食を希望しておるのは四〇・六%でございます。それから弁当持参を希望しているのは五九・三%でございます。非常にわたしは大切な問題と考えますので、もう少し時間をかけてこれは検討をして結論を出したいと、そう考えておりますので、ご了承を願いたいと、そう思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 役所生まれの役所育ちの助役が言うことでございますから、最後に二十五万市民のために対応できる職員をつくったらいと言っているのが、それが役所生まれの役所育ちでございます。もう少し具体的に一々提案をしてやるわけですから、それもいい、これもいい、しかしむずかしい、そんな答弁がありますか。わたしは、すぐ直ちに実施せよと言っているわけじゃないんです。なるほどそのとおりと、それならそれで結構です。二十数年やってみて、どうしてもやっぱりそういう対策が、私の案として考えるわけでございますから何とか真剣に検討をせられたいと思います。

あと給食の問題ですけれども、もういままらそんなことは慎重の問題ではありません。統計が出てますけれどもね、その統計は、母親弁当といって前の教育長がやかましく言いまして、握り飯にしぐれ入れておっても母親弁当なんです。そういう傾向のときに調査したんですから、まして幼稚園の先生は労働過重になるからいやだと思っている、そういう顔色見て調査したやつですから信用なりません。何のために、そうしたら公立の幼稚園が減っていくんですか。なぜ人気が悪いんですか。なぜある地区で公立幼稚園はごめんだと言って断るんですか。そういう現状認識をもっとびしっと早くせられたい。教育長は、二千二百余りの公立幼稚園の子供のことだけ考えておるんですか。四千八百余りの四日市の五歳児の差別のない教育について考えられないんですか。給食につきましても、朝、ふりかけでぴゅうとやってくる子供、パンと牛乳でやってくる子供いるんです。五百カロリーのたん白二十グラムという昼食だけの、昼飯だけの問題ではないんです。千五百カロリーのたん白六十グラム、五十カロリーのたん白五十グラムといったような一日の幼児の必要栄養量の問題を取り上げているんです。四日市は子供の体力が悪いと言われておりますが、そういうことも問題ありませんか。愛情弁当などというような形で、わたしはごまかされるべきではなくもつと科学的に幼児の保健は考えるべきだと。そういう意味も含め、あるいは公立幼稚園の不人気も含め、給食について

てはぜひ実施をせられるべきで、こういうことによって公立幼稚園へ行くか行かないか、親が態度を決めるんですから、やらないならやらないともう一言言ってみなさい、やるならやると、やるからぜひ公立幼稚園へ来てくださいますように言うべきではないか。私は、この給食問題を含めまして教育長の現状認識の足りなさについて大変残念に思います。以上です。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二十分休憩

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後三時三十五分再開

森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 通告の順序に従い、質問させていただきます。よろしくお願いしたいと思います。

現在、廃校になっております水沢中学校の敷地についてお尋ねします。

この用地は、終戦直後食糧増産のため未開墾地として農林省が買収した土地であります。登記もされずそのままの状態で放置されておりました。昭和二十二年、学校改革にて水沢村が水沢中学校を建設されたのであります。その後、昭和三十三年四月、四日市市に合併され現在に至っております。その間について質問したいと思います。

四日市市は、昭和三十七年ごろ中学校敷地として利用することを前提に農林省へ払い下げの申請を出すからということの関係地主と話し合い、承諾を受けておりますが、その承諾の条件として、払い下げに協力していただければ市は

誠意を持って何らかの方法により地主にお報いすると約束がなされて、その翌日関係書類に捺印しております。その後、市より農林省に対し払い下げ申請がなされております。農林省よりの回答によりますと、増産の目的で買収したのであるから学校用地として払い下げはできないが、九地主に対し有償払い下げの指示がなされ、市は農林省に対し九地主に対する有償払い下げ代価三千八百九円を立てかえ納付されたので、農林省より未開墾地買収を解除し、旧地番四千二百七十九番の二から十九に分筆し九地主に雑種地として払い下げ、登記されたのであります。市は、この土地を地主の了解も得ず一方的に雑種地を学校敷地として地目変更し、現在に至っております。以上が、現在までの大体の経過であります。先ほど申し上げました事項についてお尋ねしたいと思っております。

第一点、約束された、誠意を持って何らかの方法でお報いするという意味はどのような意味なのか、また、その約束がいまだに果たされていないと聞いているが、これは一種の詐欺行為と思っておりますが、どのようにお考えかお尋ねします。

第二点、九地主に有償払い下げ代価を市は立てかえ納付されておりますが、支払いについての農林省と市、地主との関係を明らかにしていただきたいと思っております。

第三点、地目変更についてですが、教育委員会は他人名義の土地を地主に無断にて学校敷地に地目を変更されておりますが、どのようにお考えかお尋ねします。

また、以上のようなことを少くとも教育委員会のなすことではないと思っておりますが、あわせてお答えをお願いしたいと思います。

次に、霞ヶ浦埋め立て計画区域内に四日市港のヘドロ埋め立て処分についてお尋ねします。

四日市港管理組合は、公害防止事業として四日市港内のしゅんせつを行っておりますが、これは塩浜臨海工業地帯の海岸線と第一、第二、第三公共埠頭に囲まれた水域でヘドロ二百二十万立方メートルであると聞いております。このヘドロ中には、石油系油分、ノルマルヘキサン可溶性物質四千ppm以上、水銀六ppm以上、その他いろいろの浮遊物質、いわゆるSS及びCOD等を含有していると思っております。このような有害物質を含有している産業廃棄物はコンクリートにて固めて太平洋へ捨てているのであります。ヘドロも同じように取り扱うのが当然と思っておりますが、どのようにお考えかお答えをお願いします。

また、霞ヶ浦埋め立て地先に捨てられることについて市議会の承認はもちろんのこと、地元民にも了承を得ておられるかどうかお尋ねします。

次に、石油系油分による異臭魚が出たらどうするのか。

将来、この霞ヶ浦地先の水域の水質が変化した場合、ヘドロ中に含まれている水銀の海水への溶解あるいはメチル化による魚介類への移行されるおそれがあるがどうか。

埋立地あるいは海底からの悪臭発生により環境が阻害されるおそれがあると思われるがどうか。

このようなヘドロにて埋め立てられ、地盤沈下の要因になると思われるがどうか。

以上六点についてお答えをお願いします。

また、今後この埋立地に工場を誘致する場合、市議会の承認あるいは地元の了承を受けてから誘致するよう約束ができるか、あわせてお尋ねします。

最後に、市民参加の防災訓練についてお尋ねします。

去る九月一日防災の日に県、市の共催により、大地震による都市及び石油コンビナート地域における各種災害の発生を想定し、防災関係機関及び全市民参加のもとに防災訓練が行われましたことは周知のとおりであります。この訓

練は第三コンビナートを中心にした全市民参加の防災訓練であるにもかかわらず、地元の羽津地区には一片の話も説明もなく、全く無視されたのであります。羽津地区よりの問い合わせに対し市民部よりの説明では、四日市総連自治会にて富田、富洲原両地区が訓練に参加することに決定されたので、いまさら変えることはできないとのこと、また翌日消防本部よりの説明では、まだ決定されていない、地元の羽津地区からは初期消火に二十名参加してほしいとの要請があり、それが本当ならば富田、富洲原両地区と同じように早く説明されるべきだと思えます。一体どちらが本当なのか、全く横の連絡ができていないと思えますが、いかがでしょうか。また、第三者に説明するときは、相手方に理解させるよう資料を渡して説明するのが親切と思うが、どのようにお考えかお答えをお願いしたいと思います。す。

昭和五十年十二月議会だと思えますが、野崎議員が消防本部を本庁舎内に置くべきであるとの意見が出されましたが、当時の岩野市長は、十分研究すると答弁されております。現市長のお考えをお尋ねします。

また、市長は、地域社会づくりのために市民との連絡を強化し、よりよい地域社会づくりをしたいと言っておられますが、私は、市長の考え方に逆行しているように思いますが、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

また今後、このようなことのないよう強く要望して、第一回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君） 水沢中学校の敷地につきましてのご質問でございますが、お答えさせていただきます。思います。

当用地につきましては、旧自作農の創設特別措置法によりまして小山田外一カ村の区域で未墾地買収が行われまして土地に、ただいまおっしゃいましたように、昭和二十二年に水沢中学が創立されたわけでございます。旧水沢村から市に合併いたしましたときに、これは昭和三十二年の四月でございますが、未処理財産といたしまして市に引き継ぎが行われたわけでございまして、その敷地につきましては、現在個人の名義となっておりますために旧所有者から農林大臣あてに開拓財産の買い受け申し込み等の払い下げの手續を行いまして、九地主の名義にて払い下げを受け、土地代金につきましては市が納付したと、こういう形をとったわけでございます。その後、九地主に対して、市へ所有権の移転承諾書を提出するように地主に求めたわけでございますが、一部問題が残りましたので、登記名義が市に移らないまま現在に推移してきたというところでございます。

で、昨年五十年でございますが、九地主より土地の返還についてきつい要望がございまして、教育委員会といたしましては九地主と折衝を重ねてまいりましたのでございますが、以前国からの払い下げのときに市と九地主と合議したにもかかわらず、当時は誠意を尽くさなかったという主張もございまして、ただいまお申し出のような、どのような誠意を尽くさなかったのかということでございますが、内容的には金額明示まではしていませんでしたと聞いております。そのようなかっこうで現在学校用地でなくなったのと、当初から学校用地のうち約半分は耕地として、ほとんど学校が利用していませんでしたと、いわゆる実習園として利用していたということもございまして、寄り寄りこの点につきましては、議会の教育民生委員会でもご報告申し上げ、議会でもご相談させていただきまして、このほどようやく話としてついた次第でございます。この九名につきましても方々とは近く話し合いを持ちましてその解決を見たいと、こういう考え方をいたします。総体面積的に、参考までに申し上げますと、全体で三万六千三百八十五平米でございますが、そのうち校舎敷地の部分一万九千五百八十八平米、これを学校敷地として市が無償で譲り受けまして、耕地として、実習園として使っておりました一万七千三百二十七平米、これを九地主の方に返すということで、このほど

近く話をまとめるように経過としては進んでおります。

で、先ほどのご指摘のございました、当時の、誠意を尽くさなかったという点につきましては、いま申し上げたこととございますし、九地主に立てかえて支出したことも確かでございますが、逐次いろいろと協議いたしました上、そのような解決方法で近く解決に当たりたいと、こういう経過になっておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第二点の霞ヶ浦埋め立て計画区域内の四日市港のヘドロ埋め立て処分について、それにつきましてお答えさせていただきます。

現在、四日市港管理組合が公害防止事業といたしまして、ヘドロしゅんせつの事業を実施いたしておりますが、これはただいまご指摘のございましたような四日市港の浄化の抜本的な対策として、工場排水の規制あるいは下水道の整備と、こういうものと平行いたしましたして、港内に堆積しておりますところのヘドロ約二百二十万立方メートルをしゅんせつ、除去いたしましたして、異臭魚の出現の原因となっております油分、その他公害の原因またはそのおそれのある汚染物質を取り除きまして、四日市港の環境改善を図っているものでございまして、今回のこの事業の最大のポイントでございます、いわゆるいまご指摘のございました二次公害の防止という点につきましては、この工事に先立ちまして一昨年の三月、現在実施しております工事と同様のしゅんせつ、運搬あるいは埋め立て処分、排水処理及び工事の監視の各項目につきまして実験工事を行っているものでございます。その際、各項目におきましては、二次汚染は全く認められなかったのでございます。したがって、工法の安全性についても十分な確認を得て

ございます。

また、水銀などの有害物質につきましては、溶出試験等を行ったのでございますけれども、問題はございませんでした。また、それらの有害物質は、硫化物といたしまして安定していると考えられております。そういったしまして、溶解して海水に移行する心配はないものと、このように言われておるのでございます。

一方、霞ヶ浦地先十四万坪のヘドロの処分地でございますが、一層の安全を考慮いたしまして、処分地の水が護岸を通しまして直接海へ流出しないように護岸の背面に取水鋼鉄板を打ちまして、その上部はビニールシートで張って完全に遮水を、水を断っておるのでございます。このように二次汚染を絶対に発生させない工法の採用によりまして、工事に伴いますところの環境への影響は全くないと考えているのでございますが、さらに工事の安全性を確保するために調査判定委員会、これは大学の先生等も入っておっていただいておりますが、こういう方の指導のもとに厳しい監視を実施いたしております。具体的に申し上げますと、しゅんせつ工事現場及び処分地の周辺に四つの補助監視点と五つの基本監視点を設けてまして、それぞれ濁度あるいはPHあるいは油分、こういうものの生活環境の項目、それから水銀、カドミウム、鉛、クロムなどの有害物質につきまして分析検査をいたしておりますが、生活環境項目につきましてははいずれも基準値を大幅に下回っておりますして、有害物質につきましても一切現時点におきましては検出されておらぬのでございます。現在は総土量の約三割に当たりますところの七十万立方メートルのヘドロのしゅんせつをいたしておりますが、二次汚染、二次公害は全く発生しておりません。今後とも、水底質やあるいは海洋生物、悪臭などにつきまして厳重な監視を行いついて、二次汚染に万全を期する所存でございますので、ご了承をいただきますと思います。

それから、この埋め立て事業でございますが、議会の承認をとったかということでございますけれども、私の記憶

でございますので、この年次につきましては、あるいは間違いがあるかも知れませんが、たしか四十六年の十二月議会におきまして、十四万坪についてのご承認は、港灣法によりまして議会の方でご承認を得ておりますので、ご了承をいただきたいと思えます。日時等また改めて議会の方で調べまして、間違っておりますらご訂正をさせていただきます。

それから、地盤沈下の問題でございますが、これは先般にも私聞いたんですが、やはりこれにつきましては十分検討をいたしまして、将来の埋め立ての利用につきましては、遺憾のないように管理組合において処理をしていきたいと、このように言っておりますので、私は、これはこの十四万坪につきましては十分利用できるものと確信をいたしております。

それから、企業立地等の問題でございますが、その当時の、たしか四十六年十二月にも十四万坪につきましては、条件つきでご承認いただいたと思っております。公害発生企業は、たしか実施さしてはいけないというようなことが条件として出されておったように記憶をいたしておりますけれども、その後制度等も変わってまいりまして、ここへ企業等が立地すると、仮に何らかの企業等が立地するということになりましたならば、そうでなくてもやはり環境アセスメントを厳重に行いまして、その上でなければこれの利用計画あるいは利用というものは行われぬのが現状でございます。したがって、これらにつきましては、地元の皆様にご迷惑をおかけするようなことはまずないというふうに確信をいたしております。

なお、周知のことでございますが、市といたしましては市広報などに掲載するなどいたしましたして、周知をしておりますが、しかしながら一部地元の方へ、あるいは直接ご説明をしていないところがあったかも知れません。これ等につきましては、今後このようなことのないように私からも管理組合の事務当局に対しまして十分指示をいたしまし

て、ご協力を得ながらこの事業が円滑に行われるように、さらに一層努力をしてみたいと思っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

それから、第三点の市民参加の防災訓練の中で、お触れになりましたように、この防災訓練を行うにつきまして、羽津地区に対する周知徹底方につきまして、一部私どもの方で手順に間違いがございますが、迷惑をおかけし、私自身連合自治会の会合に出席させていただきました一応お詫びをし、ご理解を賜ったんでございますが、市長がいま重点施策としておりますところの地域振興の中におきまして住民のコミュニティーづくりというような中で、こういうことが今後発生してまいりますと、やはりそこで善意が善意として受け取られずにいる問題を起こしてまいりますので、この点私ども今後とも十分に意を体しまして、このようなご迷惑を二度とおかけしないように努力をしてみたいと思っておりますので、この辺も十分ご理解をいただきたいと思えます。

その他のことにつきましては、消防本部あるいは市長からお答えをいただくとお思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 過日実施をいたしました霞ヶ浦の埋立地におきます防災訓練の関係で、関係地域と行政側との間にうまくコミュニケーションが取れていなかったということについては、私自身も深く反省をいたしております。今後かようなことは二度と起こらないように各部局に対して厳重な注意を喚起いたしておきました。この席を借りまして改めてお詫びを申し上げます。

さらに、この防災訓練に関連をいたしまして、消防本部を本庁の中に設置をするかどうかということについて市長

の考え方が聞きたいということでしたが、いま直ちに私は消防本部を本庁に置くことの是非について、自分  
の結論を実は持っておりません。これは、利害得失を十分検討をしてみる必要があるかと思ひます。

ただ、防災対策ということについては、すでに組織が確立をされておりますので、それぞれの組織に配置をされて  
おる人々がこのコミュニケーションということを十分考えて行動をとるならば、従来のような間違いはなかるかと思  
ひふうに思うのでございます。

消防本部の本庁に設置をするか、あるいは現状の状態であそこに置いておくかということについては、今後利害得  
失をよく計算をいたしまして考えてまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 たいま話し合い中ということですが、また農林省に立てかえ払いしたというお話でしたんで  
すが、三町六反七畝の土地を三千八百九円で立てかえ払いということなんで、終戦直後に、これ二十二年ちよっと前  
ぐらいに買取された土地が、十年ほどたっても同じような値段で返してもらった、これも地主に返してもらったん  
であって、市役所にこの土地が売られたわけではありません。また、いままでの話し合いの経過の中でも、地主に対  
しては捺印代ぐらゐは支払いするとか、あるいは一坪も返さないとか、あるいはまた最近になって畑の部分だけ返す  
とかいろいろ言っているわけで、一貫性が少しもないことですね。そして、この土地は中学校敷地ということ  
で地主に買取の協力してもらったのでありますけれども、現在は廃校になった以上、全部地主に返すのが本当だと  
思ひますが、その点どのようにお考えかお尋ねしたいと思ひます。

それから、二次公害がないということですので、この問題はこれで結構だと思ひます。

また、防災訓練ですけれども、今後は地域住民を無視した訓練でなく、住民を中心にした訓練であるようにお願い  
しておきたいと、このように思ひます。

私、質問これで終わりたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君） お答えいたします。

確かに先ほど指摘のように、九名の地主の方々に対しての土地でございました。昨年三月をもちまして水沢中学  
の用途を廃止した、したがって、地元へ返してしかるべきじゃないかということでございますが、地主のご要望とと  
もに地元全体のご要望でもあるわけでございます。したがって、この土地につきましては九地主の方々とはす  
で話し合いを進めまして、現在のところ学校用地の中の、先ほど申し上げましたように、実習園としておりまし  
た耕作地については九名の方々にお返し申し上げると、そうして学校用地としての分は、ひとつ地域のスポーツ広場とし  
て活用させていただきたいと、こういうことで話がまとまりつつございますので、そういう点でご理解りたいと思  
ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大谷喜正君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 あすかしらと思ひましたら、きょうになりましたが、さだめしお疲れでございませうが、  
しばらくの間ごしんぼうをいただきましたと思ひます。以下三点につきまして、お尋ねを申し上げたいと思ひま  
す。

まず第一には、三滝川の高蔵川への分派の問題でございますが、この問題は皆さんご存じのとおり、昭和十八年から三十四年の長きにわたって継続されている事業でございます。この事業が最近ここ数年のうちに急速に進んだように思われますので、現在の時点においてどの程度工事が進んでおられるのか、いま一つは、これの完成の予定はいつごろかと、この点についてお尋ねを申し上げます。もちろん、この事業の事業主体は県でございますが、橋北地区、海蔵地区の住民が多大の感心を持っておりますのと、いま一つは、県と地元との間に市がいろいろご配慮を煩わされまして、この問題はよくご存じだと思っておりますので、あえてお尋ねを申し上げます。

次に、公園の問題でございますが、公園の中でも特に住区基幹公園と申しますか、住民生活に密着した近隣公園、児童公園についてお尋ねを申し上げたいと思うのでございます。

現在、四日市市には近隣公園が八カ所、児童公園が七十六カ所でございますが、その造成の経緯を見ますと、ほとんどが戦災復興事業あるいはまた区画整理事業または団地の造成事業その他の造成事業からはみ出したものをそのまま児童公園、近隣公園に充てておられるのでございます。そのためでありませうか、全市的にその配置を考えてみますとはなほだしいアンバランスがあるのでございます。たとえば半径二百五十メートルの誘致圏からはかりましても、市民の中の三分の一が児童公園、近隣公園の恩恵に浴しておらないのでございます。五十一年度の市政概要を見ましてもその中に、日常生活に密着した基幹公園を適正に配置し、緊急に整備すると書いてございますが、どういうふうに適正に配置をされるのか、どういうように緊急に整備されるのか、これはなかなかむずかしい問題でございます。現在、児童公園等のないところは、ほとんどが人家が建て込みまして探すにも土地がない、土地があっても莫大な経費がかかると、こうした状況下で児童公園等の適正配置ができるのかと。なかなか無理なことではございますが、市民に対する公平な行政をやらなきゃならなければ、これを実行せなきゃならない、この問題について市長はどういう

ご方針を持っておられるか、この点お尋ねを申し上げます。

今度は、子供広場の問題でございますが、現在青少年課の台帳に載っております子供広場は二百一カ所でございます。その中で市有地は六カ所、あとはいわゆる地主の善意によって自治会あるいは子供会が借り受けて運営をいたしておるのが実態でございます。それに対しまして、市は施設費その他につきまして若干の補助をしているというのが現状で、きわめて消極的な姿勢でございます。過去三カ年の市政アンケートの結果を見ましても、子供広場についての市民の要望は非常に強いものがございます。四十九年度は、子供広場の要望は全体の中で四番目でございます。五十年度、五十一年度は、いずれも第三位であったのでございます。下水排水、公害の問題に次いで、第三位が子供広場に対する要望であったのでございます。また、本年の三月議会における市長の議案説明の中にも全体的に要望の強い、子供広場に対する援助を強化するんだと、こういうお言葉があったのでございますが、そのためか、五十一年度の子供広場の補助金は八百万円が計上されたのでございます。五十一年度は六百万ございました。五十二年度は八百万円になったのでございます。援助が強化されました二百万ふえたのでございます。ふえたことは結構でございますが、八百万を二百一で割るとどれほどになるか、一広場約四万円弱でございます。市民の要望が強いわりに、子供広場に対する市ご当局のご姿勢は消極主義に一貫されておるのではなからうか、かように思うのでございます。子供広場はあくまで地元がつくる、市はこれに対して若干の補助をするだけ、こういうご方針を今後ともに続けていかれますのか、あるいはまた必要によっては市が土地を取得して子供広場に使用せるといふ、こうした、あるいはまた現在の施設の補助でございますが、大体二分の一から三分の一だそうでございますが、これを全額を補助するとか、積極的なご方針をお持ちにならないのかどうか、この点について市長にお尋ねを申し上げますが、午前中の粉川議員に対する教育長のご答弁の中で、子供広場の拡充をも含めてと、こういうふうな答弁をちらっと聞いたん

でございますが、そのちらっと聞いたお言葉の中に、この子供広場に対しては教育長も大きな抱負を持っておみえになるように伺いましたので、市長ともども教育長にもご答弁をいただきたいと思っております。

行財政の答申の中にも、守る行政、それから豊かにする行政、こうしたことを踏まえて施策の選択をする、こういう提言がございましたが、私は、これに市民の要望の強弱ということも選択の要因に加味していただきたいと思うのでございます。

最後に、末永のごみ焼却場の跡地の問題でございますが、あの跡地をどのようにご利用なされるのか、お尋ねを申し上げたいのでございます。

この問題は、東部自治会長大会におきましてもたびたび出る問題でございます。作業を休止いたしましたから、もう相当な年月がたつておるのでございますが、まだ清掃管理課の行政財産だそうでございますが、市には何かこの土地を利用するおつもりがあるのかどうか、お聞きいたしたいのでございます。

現場を見ますと、空き家にしてはなかなかよく管理されていますが、場所がああした三角地帯でございます。しかも、部落の一番端っこにございます。焼却炉の一部が、何か廃墟を思わせるような不気味な様相を呈しておりますので、風致上にも犯罪予防上にも早急に何とかご活用願えないか、かようなつもりでお聞きを申し上げますのでございます。

わたしの第一次の質問は以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君登壇）

○建設部長（石井三夫君） 一番初めの、三滝川海蔵川への分派工事の進捗状況についてあるいは完成予定につい

てというご質問にお答えさしていただきたいと存じます。

ただいまご指摘のとおり、この三滝川海蔵川への分派工事を含めまして、下流部から、三滝川河口から四・七キロ、海蔵川七・七キロの事業が、昭和十六年から実施されておるわけでございますが、まず、目下県営事業として行われております海蔵、三滝川におきましては、流路の安定を図るため低水護岸工、高水護岸工の施行に当たっておりますのでございます。また、付帯構造物の樋門、井ぜき等の整備が行われておるわけでございますが、具体的には、本年度は事業費約一億九千万円をもちまして、海蔵川の国道一号線直下流左右岸の高水護岸工延べ四百メートルの施行を初め、三滝川左岸低水護岸工九十メートル等の施行が予定されておるわけでございます。来年度も引き続き改修が進められる予定でございますが、海蔵川左岸三ツ谷樋門付近あるいは分派との合流部、近鉄名古屋線下右岸低水護岸工等を整備するため、目下建設省へ予算の要求がなされておるわけでございます。

また、分派の実施に当たりましては、海蔵川下流部の右岸整備等あるいは分派上流部排水影響部の改修を十分配慮した上、分派事業の実現が計画されるわけでございまして、現在その切りかえの手順、方法等につきまして県の方でも具体案を検討されておりまして、この場で完成年度が何年になるかというところまでまだ詰まっておりますので、現在の進捗状況のご報告をもってお答えにかえさしていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 児童公園あるいはちびっこ広場の整備という問題でございますが、これは確かに、私自身も各地域を回って最も住民の方々の行政当局に対するご要望の強い事項の一つだというふうに受け取っております。そこで、できるだけ早く整備をいたしたいというふうに考えておるのでございますけれども、今日の現状を公園面積か

ら言いいますと、昭和五十一年度末で九十四カ所百三十六・二七ヘクタールというのが四日市の状況でございまして、一人当たりいたしますと五・四平方メートルということになるのでございます。一人当たりの面積がどうかというようなことについては、必ずしもそういう面積が多いから地域の方々に公園を十分享受していただいておりますかどうかということについては、またやはり公園の配置等がございまして、問題のあるところだろうというふうに思っております。この中で児童公園というのは七十六カ所ございまして、全体の面積からいきますと十四・一三ヘクタールということで一万人当たり三カ所ぐらいの割合になっております。で、これからこの児童公園ということにつきましては、国の方でも取り扱いが変わりまして、当初公園整備につきましては、児童公園というものは区画整理の中で考えていくという国の方針でございましたが、区画整理の進捗状況あるいは今日におきます全国各地区の実態等を考えて、国の方でも児童公園の整備は急がなければならないというふうに考え方が変わってまいりまして、面積につきましては制限があるわけでございますけれども、国の補助対象として取り上げられまして、一平方キロメートルの範囲の中で四カ所ぐらいの児童公園が認められても、それに対して国庫補助をしていくというような体制ができつつあるようでございます。われわれといたしましても、こういったようなものを十分活用をいたしながら今後に対処をしてみたいと思っております。現在の各地区の児童公園の配置の状況を見えますと、北部、中部、南部いずれそれらをとってみて、必ずしも各地区に同じような配置になっておるといふ方には言えませんが、全くない地域もございまして、こういったような問題も含めて今後再検討をして次の五カ年計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 末永の焼却場の跡地の利用につきましてご答弁申し上げます。

ご承知のように、四十八年の四月に北部清掃工場の供用開始と同時に、この焼却作業を停止いたしましたのでございます。その後五十一年三月までは清掃事業所として一部利用をいたしておりましたが、五十一年の四月からその機能を南部とそれから北部の清掃事業所の方へ分散配置いたしました。現在は、いわゆる遊休施設というような形で残存しておるのでございますが、この施設は、ご承知のように北側がちょっと細うなってきたてきておりまして、大体坪数で二千二百平米ぐらいございます。この施設の活用につきましては、いままでいろいろ地元の方にも焼却炉がございましてご迷惑等もおかけいたしておりました関係上、何とか地元の方々のご要望に沿うようなものにして、今後は公共施設として活用していきたいというふうに考えておるんですが、いろいろご意見ございまして、これを集約してまいらなければならないと思っております。いましばらく時間をおかしくいただきまして、その間私どもこの活用方法等についての計画を樹立いたしまして、議会にもおはかりをいたしながら有効に活用してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 子供広場の点についてお答えいたします。

子供広場は現在二百一カ所設置されておるわけですが、地元の方の非常なご努力でこういった数になっておるわけでございますが、これは子供の健全育成という意味の遊び場として非常に重要な施設であると考えておるわけでございます。それで、補助をいたしておりますが、これは整地の造成と、それからいわゆる遊具なんかの設備について補助をいたしておりますが、本年度は昨年度と対比いたしましたして、たとえば整地造成ですと限度額二十五万を五十万と、

こういうぐあいにいたしておりますので、今後ともこの補助基準の拡大について努めたいと、そう考えておりますので、ご了承を願いたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 逆になりますますが、まず、三点目の末永の焼却場の問題でございますが、三輪助役からいろいろお話がありました。私どもも、末永のごみ焼却場はこれまで非常に末永地区に迷惑をかけておるんじゃないかと、もうそうした償いの意味と申し上げると語弊がありますが、ひとつ末永住民の福祉のためにご使用をいただきますよう、要望をする次第でございます。

それから、子供広場、児童公園の問題でございますが、市長から懇切なご答弁いただきました。今度の五カ年計画にはこれを盛り込んでやろうと、かようなお言葉をいただいたんですが、どうぞそのとおりにお願い申し上げます。

それから、関連してちょっとお尋ねを申し上げますが、私どもの方の浜一色とか京町、あの辺全然ございませんで、海蔵川の川敷を利用して子供広場あるいはまたちびっこ広場をつくらんと、こういうことを大分前から聞いておったんですが、なかなか実現しないと、しないということは第一点で申し上げた分派が、いわゆる実施されなければいけないのかと、その分派と川敷の利用は関連性があるのかどうかと、この点一つお聞かせを願いたいと思います。

それから、第一の分派の問題でございますが、いろいろありますが、いろいろありました。また、いわゆる完成の予定はわからないと、こういうお話でございますが、これに関連いたしまして県と地元と、もし分派が実施するときには事前地区住民の同意を得ると、同意を得てからでなければ実施はしないと、切り落としはしないと、こういうふうな約束がなされました覚書が交換されているということでございますが、これは事実でございますし、お尋ねを申し上げますのでございます。この二つだけお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君） お答えいたします。

河川敷公園について、河川改修との関連でございますが、すでに三滝川につきましては、国鉄から上流に向かいまして近鉄まで河川緑地として計画決定してございます。これは将来改修を前提といたしまして、河川敷の中の河道内の高水敷を緑地に利用するというような計画でございます。したがって、海蔵川におきましても河川改修の進捗と相まって、三滝川のような計画決定ができるというふうに考えているわけなんです。これにつきましても、今後の公園の見直しの段階で決定を進めていきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 分派の問題でお答えいたします。

ご指摘の、地元の同意がなければやらないという約束があるのかどうかというご質問と存じますが、私いま確認はいたしておりません。しかしながら、この事業につきましても非常に関係地域の皆さんにとって大きな関心事でございます。県といたしましても、事業実施前には十分皆さんと話し合いをした上実施したいと、このように申しておりますので、そういう時期がまいりましたら、協議をさせていただくようになると思っております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 三滝川の分派の問題だけでお聞きしたいんですが、部長さん、わたしは一番よく知ってお見えになると思っただんでございますが、確認しておらないと、こういうふうなことでございますが、地元では約束をして覚書の交換をしたんだと、こう申しておりますが、県に聞けばわかると思いますが、私心配いたしますのは、もう知事おかわりになったと、土木の担当の方もほとんどおかわりになったと、果たしてそのいわゆる約束が生まれてくるかどうかと、こういうことを心配いたしまして確認のためにお尋ねを申し上げたんでございますが、いろいろ部長からもご説明がありました、ひとつそうした時点になりましたら、市もどうかひとつ十分地元の同意を得るよう申し入れをしていただきたいと思うのでございます。この問題、考えてみますとなかなかむずかしい問題でございまして、切り落としの時点になりまして、風を呼ぶかあらしを呼ぶか、むしろ旗があるいは座り込みか、まあオーパーになります、こういうことも、そういう目を覆うような修羅場もできないとも限りませんので、どうかひとつ部長よろしくお願い申し上げます。私の質問、これで終わります。

○議長（大谷喜正君） 本日は、この程度にとどめ、あの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和五十二年九月二十七日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議長（大谷喜正君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 三滝川の分派の問題だけでお聞きしたいんですが、部長さん、わたしは一番よく知ってお見えになると思っただんですが、確認しておらないと、こういうふうなことでございますが、地元では約束をして覚書の交換をしたんだと、こう申しておりますが、県に聞けばわかると思いますが、私心配いたしますのは、もう知事おかわりになったと、土木の担当の方もほとんどおかわりになったと、果たしてそのいわゆる約束が生きてくるかどうかと、こういうことを心配いたしました。確認のためにお尋ねを申し上げたんですが、いろいろ部長からもご説明がございましたが、ひとつそうした時点になりましたら、市もどうかひとつ十分地元の同意を得るよう申し入れをしていただきたいと思うのでございます。この問題、考えてみますとなかなかむずかしい問題でございます。切り落としの時点になりまして、風を呼ぶかあらしを呼ぶか、むしろ旗があるいは座り込みか、まあオーバーになります。こういうことも、そういう目を覆うような修羅場もできないとも限りませんので、どうかひとつ部長よろしくお願い申し上げます。私の質問、これで終わります。

○議長（大谷喜正君） 本日は、この程度にとどめ、あの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和五十二年九月二十七日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○欠席議員(三名)

增高坂	山	山	山	山	森	松	前	堀	古	福	平	長	橋
山橋口	本	中	路	口	島	川	市	田	野	川	本		
英力正	忠	信	安	良	辰	新	元	香	行	鐸	增		
一三次	勝	一	剛	生	吉	一	男	衛	一	史	信	元	蔵

野	野	生	中	出	坪	田	高	高	後	後	小	小	粉	訓	喜	川	金
呂	崎	川	村	井	井	中	木	井	藤	藤	林	林	川	霸	野	口	森
平	貞	平	信	妙	基	三	長	寛	喜	博	也	洋					
和	芳	蔵	夫	博	子	介	勲	夫	六	次	夫	次	茂	男	等	二	正

○議事説明のため出席した者

市 長	加藤 寛嗣
助 役	三輪 喜代司
助 役	坂倉 哲男
収入 役	平井 清三
市長公室 長	阿南 輝彦
総務部 長	斎藤 久美
財政部 長	伊藤 治郎
市民部 長	矢田 三郎
福祉部 長	杉本 治芳
産業部 長	谷沢 文男
環境部 長	川合 一郎
都市計画部 長	杉本 義広
建設部 長	石井 三夫
下水道部 長	奥村 仁人
副収入 役	荒木 三郎
教育委員 長	龍池 清真

教 育 長 山 鹿 静 夫  
次 長 六 田 猶 裕

病 院 事 務 長 藪 田 裕

水 道 事 業 管 理 者 村 山 了  
技 術 部 長 黒 川 薫

消 防 長 松 村 佳 美  
次 長 岡 本 林 衛

代 表 監 査 委 員 森 幸 雄

○出席事務局職員

事 務 局 長 佐々木 晃 精  
議 事 課 長 小坂 靖  
議 事 係 長 板崎 大之丞  
主 事 山口 克彦

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

小井道夫君。

（小井道夫君登壇）

○小井道夫君 おはようございます。

私は最初に、公害健康被害補償法の地域指定解除と公害防止計画事業打ち切りの動きに対する市当局の対応について質問するものであります。九月二十一日付の中部読売新聞は「環境庁がこのほど公害健康被害補償法に基づく大気汚染地域の指定を段階的に解除する方針を固め、来週にも開かれる中央公対審の環境保健部会にかけ、解除の進め方を検討してもらうことになった。これは、硫酸化物濃度がほぼ環境基準を満たし、年々大気汚染が改善されてきているのに、逆に地域指定が拡大し負担に耐えかねないという産業界の反発が強まっているためにとる措置である。」と報道しました。これまでも企業などの環境基準の緩和や、公害健康被害補償法の改悪、費用負担の軽減、地域指

定の解除等の動きが次第に強まっていることが報じられるたびに公害患者を憤激させましたが、環境庁が企業の意向に沿って地域指定の段階的解消の方針を固めたという報道を見た公害患者の皆さんたちの怒りは一段と高まっていると同時に、大きな不安にかられているわけでございます。

そこで、次の事項についてお尋ねしたいと思います。一つはこの報道のとおり環境庁が動いているのかどうか。これに対して市当局はどのように対応するのか。二番目には、四日市の公害問題の現状、つまり大気汚染、公害患者の発生等の状況についてどのような認識を持ち、今後をどう展望しているかということでございます。三番目は、地域指定解除になった場合、その後に発生した患者はどういうことになるのか。現に認定を受けている患者の救済補償は治るまで行われるのかどうか。四番目は、四日市で汚染負荷量賦課金を払っている企業は何社で、五十一年度の場合金額はどれだけかということでございます。そして地域指定を受けていないとした場合の賦課金はどれくらいと推定されるか、明らかにしていただきたいと思えます。五番目は、四日市の公害認定患者が五十一年度に受けた医療費等の補償金は総額いくらかを明らかにしていただきたいと思えます。次に、大気汚染の地域指定解除の動きとともに、四日市地域を公害対策基本法に基づく公害防止計画樹立地域からも除外し、五十二年度を最終年次とする現在の公害防止計画事業を、公共関係が五十二年度実施見込みを入れて六七％、企業関係事業が同じく八五％と未達成のまま打ち切る動きがあると聞くわけですが、行政はどのように対応しているのか、今後の見通しとともに明らかにしていただきたいと思えます。もしその動きが現実のものとなった場合どのような影響を受けるか、未達成の残事業の主な内容とあわせ、明らかにしていただきたいと思えます。また残事業はいつまでに終わる計画かも明らかにしていただきますようお願いいたします。

さらに、公害裁判の原告患者、判決後の自主交渉患者の特別救済措置についての国などとの折衝はその後どうなっ

ているか、今日の到達点について明らかにしていただきますようお願いいたします。

二番目に、深刻な不況とインフレ下の市民生活を守る施策について質問をいたします。

わが国経済の構造的な危機に根ざした深刻な不況とインフレ下で、社会的弱者は言うに及ばず多くの市民が大変な生活難に陥っており、政府や自治体にその打開策を痛切に求めております。しかし、政府は財界の要求にこたえて大企業本位の大型補正予算編成、三次目の金利引き下げ等を実施するなど、国民を犠牲に大企業のための当座の景気回復に重点を置いており、さらに政府は、来年度予算の編成に当たって福祉予算の切り下げ、大増税、高負担を打ち出している中で国民の苦しみはつのる一方でございます。それだけに、市民生活に直結する自治体が市民生活を守るために果たすべき役割と責務は一層大きくなっていると思うのでございます。もとより自治体の財政も経済動向を反映して一段と厳しさを増しており、その財政危機を根本的に打開する政府の方策はほとんど省みられない状況や、政府の国民生活無視、大企業本位の政策の押しつけのもとで自治体の施策に制約や困難があることは事実でございますが、しかし、自治体が政府にその大企業本位の政策転換を求めると同時に、独自にあらゆる創意をこらし民主的な財源対策を積極的に講じて市民生活を守る施策の充実、前進を図ることは十分可能であり、すでに九月議会を目前にあちこちの自治体で積極的な施策を講じているところがあるわけでございます。それこそ自治体首長の政治性や手腕を問うものとなっております。こうした点で四日市の九月補正予算がいかに編成されているか、いかなる施策が織り込まれているか大変注目したのでございますが、予算の説明を聞いてもそれらしいことは伺えません。そこで、深刻な不況とインフレ下の市民の生活難の増大の現状に対して、九月補正予算を初め、行財政運営の中で、どのような配慮や施策を講じたのか伺いたいと思います。あわせて、現年度、そして来年度当初に向けてどのような財政見通しを立てているのか明らかにしていただきたいと思っております。

次に、当面の市民生活を守るためにとるべき施策はいろいろあると思っておりますが、私は次の諸点について市長の善処を求めたいと思っております。

行財政調査会の答申ともかわりまして、財源対策について六月議会でもお尋ねしましたが、市の課税自主権行使した大企業等に対する課税強化、当然の財政負担を課する措置については、国の税制調査会答申を待つなどといった手をつけず、市民負担の増大となる各種使用料、手数料の全面的な値上げは積極的に手をつけておられるわけですが、今日の深刻な不況、インフレ下の苦しい市民生活に思いを当てて、各種使用料、手数料の値上げを少なくとも自分の間凍結する考えはないかということでございます。さらに、地元中小業者の仕事をやすために、下水、学校、保育園等の事業を増大し、そのために私たちが主張しておりますように、積極的民主的な財源対策を講じ、最も早い時期に改めて補正予算を組む考えはないか、お尋ねをいたします。

それから、サラ金が横行し、地獄絵図があちこちで展開をされているわけでございますが、この点について見ますならば、いろいろその動機に問題を含むことも事実であるうと思っておりますけれども、しかし、よく考えてみますと、現在の四日市の市民が広く利用できる生活資金融資、そうしたものが無いということでございます。世帯更生資金というものがございませけれども、非常に限られた対象で、非常に枠の厳しいものでございます。また、同和対策の福祉資金貸し付け制度はございますけれども、あくまで同和対策事業に限られております。昔は公益質屋があったわけですが、すけれども、この際、広く市民が利用できる、しかも手軽に利用できる生活資金融資制度の創設を考えられたらどうかと思うわけですが、お考えを伺いたいと思っております。

さらに、国民健康保険の高額療養費の支給制度の問題と関連いたしましたして、先に高額療養費を超える分についての市の社会福祉協議会での立てかえ払い制度を認められましたけれども、最近に至りまして、大阪の八尾市の場合にお

きましては、十月から療養取り扱い機関の受領委任払いをするということになったと聞いておるわけでございます。こういったしますと、事実上市民は窓口でお金を払わなくて済むわけでございます。こういう方式が現実には可能であるとするならば、四日市におきましても高額療養費に限らず乳幼児の医療費、その他の償還方式となっている医療費の支給制度についても十分に適用ができると思うわけでございます。そして、特に高額療養費の場合につきましては、この高額療養費までの三万九千円以下の融資についても、先ほど申し上げた市民の生活資金融資制度の中に十分組み入れて利用できるような道も開くべきだと思えますが、お考えを伺いたいと思えます。津が十月から母子医療の無料化を図ります。四日市はいつやるお考えですか、伺います。

さらに、老人医療の無料化についてはいろいろな不当な動きがございますが、しかし、愛知県、そして名古屋市は六十八歳まで二歳の年齢の引き下げを行いました。あと市が奈良、大阪等においても六十五歳以上の医療無料化が行われております。三重県、そして四日市が大変立ちおかれているわけですが、四日市も老人医療無料化の年齢二歳引き下げを、ぜひ実行するお考えはないかお伺いしたいと思います。

三番目に、再び車いすで歩ける町づくりについて質問するものであります。

私は、去る六月議会の一般質問で、四日市の町を車いすで歩ける町にしてほしいという重度障害者児の会の皆さんの訴えに基づいて、車いすで歩ける町づくり、いわゆる福祉の都市環境づくりについて取り上げ、四日市の現在までの身障モデル都市事業について、全面的根本の見直しの必要性を提起しました。そして、町の現状を市長みずから点検調査して、問題箇所を早急に改善すること、差し迫って実行してほしいこととして市役所地下玄関前などに身障者が四六時中使用できる専用駐車場を設置すること、そして何よりも、健常者だけでなく障害者を含めすべての市民にとって安全、快適、利便な真に人間尊重の福祉の都市環境づくりのための都市整備基準を設定し、その実現を推進す

ることなどを提案し、当局のお考えをただしたわけでございます。これに対して、市長はじめ市当局から十分その趣旨に沿うような努力を進めたいというお答えをいただいたのでありますが、きょうはこれらの具体化について、その後どのように検討され、あるいは実行に移されているかについて伺いたいと思えます。

四番目は、近鉄阿倉川駅北口再開実現のためにということでございます。

モータリゼーションが進みましただとはいえ、市民の生活の足としての軌道鉄道の持つ役割は大きく、最近ではその比重がさらに高まっていると思うわけでございます。それだけに鉄道側が乗客に対する安全性とサービスを徹底することが強く望まれるのでございます。四日市におきましては近鉄が大きなウェイトを占めておりますが、この私鉄日本一の近鉄独占がいかにがめついか、すでに定評があるところでございます。他の大手私鉄よりもひどい特急優先の商法や、四日市駅の高架事業等でも莫大な利益を上げながら、高架下の公共利用や八王子線の廃線問題での例や、いまなお未解決の塩浜西口開設等の例に見られるように、利用者や市民のサービスや施設改善等の要求にはきわめて厳しいということは、まことに遺憾に思うわけでございます。私は、五十一年九月議会の一般質問で四日市駅の高架事業がいかに莫大な利益をもたらしたかを明らかにするとともに、近鉄に対する各種の市民要求の実現について、市民の足を守るという立場から、市として近鉄に対して断固とした姿勢で当たるよう求めたところでございます。その際塩浜駅西口の早期開設などとともに、阿倉川駅北口の開設の実現を図るよう求めましたが、改めて阿倉川駅北口の開設実現のために市当局が近鉄と積極的に折衝されるよう強く要望するものでございますが、これに対する市当局のお考えを伺いたいと思えます。なお、阿倉川駅北口の開設ということは全く新しい問題ではなくて、かつてあったものの再開ということでございます。かつては近鉄の羽津阿倉川沿線においては現在の農協羽津支所付近に羽津駅が、また、現在地で南北改札口をはじめ貨車の発着所を持つ阿倉川駅が、さらに米洗川近くに霞ヶ浦臨時停車場があ

ったわけでございます。昭和十八年十月二十二日、羽津駅が現在の霞ヶ浦駅の地に移され、同時に霞ヶ浦臨時停車場が廃止されました。また阿倉川駅北口もいつの間にか一方的に廃止されてしまったわけでございます。いま羽津地区住民や通勤通学者は不便な思いをしているわけでございます。しかし、阿倉川駅は羽津海蔵地区の利用者だけでなく、周辺の垂坂、小杉などの開発が進んだことにより、これらの地区の住民も多く利用するようになったこと、三重橋垂坂線道路やその延長線の整備とバス路線の拡充が進むとともに、さらに広範に多く利用される可能性があること、阿倉川駅が四日市駅の高架事業以来待避駅となって三重橋垂坂線道路の近鉄踏み切りの遮断時間が多くなったことにより、一部阿倉川駅乗降者の不便が増したことなどの事情から阿倉川北口の再開が強く望まれております。北口の再開は近鉄の利用者増を招くこともまた明らかでございます。これらの事情を十分考慮して、近鉄に強く求めてほしいと思います。

五番目の問題につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

最後に、八十周年記念の事業の問題でございますが、昨日の質問者に対しての答弁がございました。その内容については近く各界の意見を聞くために審議会を設置するということのようにございますが、市長としての基本的な構想あるいは建設費、場所は、時期はどう考えているのか、それとも審議会には全く白紙で臨むのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 質問が大変多岐にわたっておりますので、私からお答えしない点については、それぞれ担当からお答えをすることにいたします。

まず第一番目の、公害健康補償法の地域指定解除と、公害防止計画事業打ち切りの動きに対して、どう考えておるかということでございますけれども、現在、公害健康補償法第二条の規定に基づきます指定地域の解除要件というものは、硫黄酸化物で代表される大気の汚染の程度が一度、すなわち平均値〇・〇二PPM以上〇・〇四PPM以下または環境基準を満たす程度に改善され、その地域における新しい患者の発生率が自然発生率程度に低下したときというふうにされております。当市の場合、硫黄酸化物につきましては、ご承知のようにすでに平均値が年間〇・〇一七PPMを下回っておりますので、一応ここで言われております要件というものは満たしておるといふことになりまして、新しい患者の発生率もだんだん少なくなってきたとおるといふことも事実でございます。したがって、この解除要件というものをだんだん満たしてくるといふふうに思っておりますが、まだその解除に対する細部について何にも明らかにされておりませんし、一方、四日市の公害防止計画というものはすでに最終年度になっておりますけれども、硫黄酸化物を除くほかの汚染物質、たとえば窒素酸化物でございますとか、あるいは光化学オキシダント、あるいは浮遊粒子状物質等が現在まだ環境基準を満たすまでに至っておりません。また、公害防止計画事業として推進をしてまいりました事業の進捗状況も、公共団体がいたします事業については六七%というような実態でございますので、今日、公害防止計画のさらに見直しを環境庁の方にお願いをしておる段階でございます。環境庁の方もなるほどというところで、その点を国で取り上げるように、現在働きかけをさせていただいておるといふ段階になっております。したがって、これらの状況を見ながら今後に対処をしてみたいというふうにご考えておる次第でございます。

それから、インフレ下の市民生活をどう守っていくかということでございますが、すでに去る九月三日に政府の方では、経済対策閣僚会議を開きまして、低迷する景気にてこ入れをいたしますために、総合経済対策というものを決

定いたしました。この総合経済対策は、金融、財政を一体化したいいわゆるポリシー・ミックスによる強力な経済対策であるというふうに言われております。財政の機能というのは資源の適正な配分機能、それから二つには所得の公平な分配機能、三つ目には景気調整機能ということが言われておるのでございますが、特にこの第三番目の景気調整機能ということについては、地方財政は中立的であるというふうに言われておるのが通説になっております。で、むしろ第一番目の資源の適正な配分機能というものが地方財政の主たる機能であるというふうに言われております。しかし一方、地方財政全体をとらえてみますと、その規模というものは国家財政を大きく上回っておることから、財政経済政策の遂行に当たりましては、どうしても国と地方とが一体になって仕事をしていかなないと、不況対策というものはばらばらになってしまうといううらみがあることはいまさら申し上げるまでもないというふうに思うわけでございます。で、そういった状況ではございますけれども、地方財政というものは好・不況にかかわらず、社会資本の充実と住民福祉の向上を目指して住みよい地域社会づくりをするということがたてまえてございます。こういったようなことを踏まえまして、公共事業の前倒しにつきましても大体八月の末で七一・六％という水準にまで達しております。国で期待をしております公共事業の執行ということについてはほぼその目的を達成しておるものというふうに考えております。さらに、市単独事業につきましても中小企業対策、あるいは福祉部門におきます弱者対策の充実、あるいは消費者対策に対する配慮等各種の具体的な施策を講じておるわけでございますが、今後とも景気の動向に対しまして十分注意をしながら、小規模事業資金の金利の引き下げ等について県当局とも話し合いをして進めてまいるといような対策を、情勢の動向に応じてとってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、行財政調査会の答申に対してどういうふうに対応しておるか、ただ一部使用料、手数料の改定だけをやったんじゃないだろうかというようないご意見でございましたけれども、現在、行財政部門について、本市において改めるべき事柄について、さらに専門家であります名古屋大学の横越教授、あるいは牛嶋教授等のご指導を得ながら検討を進めておる段階でございます。

ご指摘のありました税対策の問題につきましては、すでに六月議会であったかお答えを申し上げましたとおり、国の税制調査会において審議中で、来月初めにはその方向が明らかになる、発表されるということでございますので、それらも十分にらみ合わせながら国におきまする税制の改正の方向を十分見きわめた上で対処をまいりたいというふうにご考えておる次第でございます。

それからさらに、今後の財政の見通しがどうなるかということでございますけれども、ご承知のとおり、現在政府の方では総事業規模で二兆円に及ぶ総合経済対策を実施することになっておりまして、その中に公共事業として五百億上積みをする、でそのために各地方自治体においても従来の事業のうえに上積みをする、特に下水道等についてそういう要請がきておりまして、その財源として起債を認めようじゃないかというようないご要請が来ておるわけでございます。ただ、当市の場合とってみますと、今後なお給与改定、あるいは生活保護費、さらに児童措置費、扶助費等の単価改定、その他施設に係る維持補修費、あるいは物件費、さらに四日市港管理組合の負担金を含みます補助費、さらに県営事業の負担金等々を加えてまいりますと、約それだけでも十億ぐらいの義務的な経費が予想されますし、さらに一般事業、学校用地購入費、清掃施設の拡張事業費、あるいは高校新設関係の費用等単独事業などを加えてまいりますと、十五、六億といった事業を今後追加をいたさねばならないかというふうに思っております。これに対する財源、現在の段階で確定をいたしておりますのは十三億ぐらいですから、若干不足をするということが懸念をされるわけでございます。そこで、先ほど申しましたようなことを十分踏まえて、今後十二月、あるいは三月補正というところで対処をまいりたいというふうに思っております。

五十三年度のさらに財政見通しをということになりますと、政府のいろいろな経済政策が行われたといたしましても、来年度におきます現行税制上の税収入の大幅な増大というものは期待できないというふうに思います。特に当市の場合、固定資産税がかなり税収の中に占める比率が高いわけでございますけれども、それらの伸びを余り大きく期待することはできないというふうな状況になっておりますので、大幅な自然増収というものを期待することは大変むずかしからうというふうに思う次第でございます。で、国の方でも公債依存財政から脱却を図るということで、増税なり、あるいは既存の諸経費の洗い直しというものが企図をされておるようでございますが、こういったようなことを踏まえまして、本市におきましても、現在収入面についての見直しを行っておる段階でございます。いま直ちにそのことの見通しをここで発表をするという段階に至っていないのは大変残念でございますけれども、いましばらく検討をさせていただきたいというふうに思う次第でございます。

それから、近鉄阿倉川駅北西口の再開でございますけれども、これはいろいろと近鉄に係ります本市との折衝の問題がたくさんございます。そこで、技術的な検討を踏まえまして、総合的に近鉄と折衝をすることにいたしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

八十周年の記念事業については、現在その基礎資料を取りまとめしております、このことは昨日お答えを申し上げましたが、私まだその資料を見ておりません。私が勝手に自分の思惑をここで申し上げることは差し控えたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

（環境部長（川合一郎君）登壇）

○環境部長（川合一郎君） 地域指定解除につきましては先ほど市長がご答弁申し上げたとおりでございますが、今

後疫学的調査等を実施いたしまして対処していきたいと考えております。

それから、五十一年度の補償費等につきましては八億三千九百八十七万円でございます。

なお、四日市市に立地いたします企業の賦課金につきましては、約五十社十一億と聞いておりますけれども、本社直接分でございますので明細は判明しておりませんので、明確なお答えはできませんのでご了承願いたいと思います。残事業の主なもの、都市下水道と南部のじんかい埋立地でございます。いずれも五十三年度に事業を完了する予定でございます。

次に、裁判判決に基づく損害補償、賠償、また自主交渉による補償補てんにより損害を補てんされました磯津の公害患者の方につきましては、いわゆる法十三条によりまして補償給付などが除外されているわけでございますが、他の一般患者との間に格差が生じてまいりました。そこで、同一の給付をしようとするものでありまして、対象者は現在認定されている原告及び自主交渉患者でございます。給付内容は、障害補償費等法に準じた給付をしようとするものでございまして、この財源は六社が拠出するものでございます。給付開始の時期、細目等については環境庁の指導のもとに、五十三年度を目標に事業を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

（福祉部長（杉本治芳君）登壇）

○福祉部長（杉本治芳君） まず融資制度のことでございますが、ただいま市といたしましては、低額所得者に対して社会福祉事業振興基金の運用によります国民健康保険高額医療費の貸付制度を本年四月から発足させておりますし、さらに、生活保護世帯の不測の支出に対するつなぎ資金については今後十分検討させていただきたいと考えております。

なお、世帯更生資金の制度のこともございましたが、資金枠等問題がございますので、必要な方々が一人でも多く活用できますよう県の方へ強く働きかけたいと考えておるわけでございます。

次に、高額医療費等の受領委任払い、八尾市の実例をおっしゃったわけでございますが、まあこのことは医療機関にとりましては金銭的な運用をめぐりまして、また事務的な努力面におきましても多大の負担を考慮いたしますと、なかなかむずかしからうと存ずるわけでございますけれども、当市でもよく研究さしていただきたいと思っております。また国の方へも現物給付方式に改められるよう、これも働きかける努力をいたしたいと考えるわけでございます。

それから、母子医療の無料化制度のことでもございますが、これは現在、県の方でこの制度を考慮中でございますので、それとあわせて実施いたしたいと、かように考えておるわけでございます。

さらに、車いすで歩ける町づくりについての重ねてのご質問でございます。市といたしましては、行うべきことにつきましてこの方々とよく相談の上進めてまいってきておるわけでございますが、さらに細かく配慮してまいりたいと考えております。

福祉都市づくりの真に実のあるものにするためには民間の理解と協力がぜひ必要でございますので、この方面のことにつきましても具体的に早く協力が得られるよう、一層努力をしていきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 老人医療費の年齢引き下げにつきましては、今後の課題として私どもも十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 公害健康被害補償法の地域指定解除問題、まず再質問の議題にしたいと思います。

確かに、一酸化硫黄法の測定値は環境基準を五十一年度においては達成をされております。これが不況による企業の操業短縮などとかかわっていなければ幸いでございますが、一方では二酸化窒素や光化学オキシダントの汚染はいまのお話のように環境基準を達成しておりません。そして、公害患者は毎月発生をし、実認定患者数はなお千百十四人もあるわけでございます。これらの患者がいつ治るともわからないまま闘病に苦しんでおります。公害健康被害補償法の地域指定は硫黄酸化物だけをしようとしてきておりますが、これが科学的にも正しく、さらに全く硫黄酸化物の測定値が正確で、全面的な硫黄酸化物の大气汚染状況をあらわしているとしたならば、四日市の公害患者の実態についての説明がどうにもつかないわけです。現に、環境庁自身が本年二月三日に発表しました複合大气汚染健康影響調査の結果は、窒素酸化物などの汚染が呼吸器障害と強い関係、影響を持つことが統計的に裏づけられたということも明らかにしています。これを報じた新聞などが一斉に、公害被害補償法による地域指定制度のあり方や、窒素酸化物の基準、その公害被害の補償問題に新たな論議を呼ぶだろうと指摘したことはご承知のとおりでございます。しかも、四日市の企業関係の公害防止計画事業のうちの大気汚染防止事業の残事業一九％、金額にして百十一億円のものが窒素酸化物の脱硝装置関係でございます。こうしたことを考えるならば、この問題に対して先ほどご答弁のあったような市当局の対応は全くなっていないと思えます。一体環境庁の指定解除の動きはやむを得ないと考えているのかどうか、はっきりとこれを、指定解除をやめさせるために、そしてまた企業の指定解除の不当な圧力等に抗議して、徹底的にあらゆる可能な手段方法を講じてやる意思はないのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思

いますし、公害防止計画指定地域からの除外の問題につきましては、特に現計画事業中の公共関係事業の相当部分が本来企業の責任と負担で行うべきものが含まれております。この点では不当でありまして、一律に論ずることはできないと思いますが、しかし、その不当が正されないまま地域除外、あるいは事業打ち切りが行われ、その穴埋めが四日市その他公共団体の公費にかぶるということ、あるいは当然必要な公害防止計画事業を未達成のまま打ち切り、後は関係地帯でというようなことになっては断じて許すことができないと思うわけでございますので、この点でも市当局の対応はいまご説明のとおりだとするならば、まことに手ぬるいと思えます。あくまで地域除外を廃して、残事業等について不当な面を正しながら、引き続き公害防止計画に基づく事業として推進できるようにするために、その可能ならゆる手段をとられるように特に求めたいと思えますが、市長の決意を伺いたいと思えます。

それから、二番目の新たな市民生活資金融資制度というものを提起したわけですが、これについては今後お考えになるというつもりはないということですか、この点、いま改めて明らかにしていただきたいと思えます。

それから、国保の高額療養費についての八尾の例をよく検討していきたいということですが、ぜひその実現を図っていただきたいと思えます。また、それによって三万九千円までの医療費の融資の問題も新たな生活資金の融資制度の創設とあわせて、市民の利便を図るようにしていただきたいと重ねて要望しておきたいと思えます。

それから、車いすの問題でございますが、私は六月議会でこの問題を取り上げた後、改めて神戸、横浜の先進的な都市の取り組みについて行政視察を含め調査をしましたが、これらの都市では従来の都市づくりの欠陥について厳しい反省を加え、福祉の都市づくりの基本理念を明確にして、これを市の基本構想やあるいは福祉条例というようなものを制定して、その中に根本に位置づけをしております。そして、その実現のために必要な行政の施策を体系化し、それぞれの基本目標、具体的な実施計画等を定め積極的に推進しております。これに引きかえて四日市の場合は、市

の基本構想の計画目標には、この計画は人間尊重と生活優先を理念とする市民生活中心のよりよい都市環境を創造するとか、いろいろ述べられておりますけれども、身障者を含めたすべての都市生活者のために安全で快適、そして利便な都市づくりの視点は全く見られません。五十二年二月になって基本構想を受けてつくられた総合計画の心身障害者福祉の施策の体系の中で、生活環境改善対策の一つとして身障者福祉モデル都市事業の推進が初めて掲げられたわけでございます。そして四十九年度から五十年の間七千万円の事業費で、公共施設の整備を示されたわけでございますけれども、これが実際には五十一年度までで五千九百八十万、五十二年度は五百万円を計上されているにすぎません。基本構想総合計画の見直し改定はいつのことか知りませんが、それを待つことなく四日市においても早急にこれまでの行政施策の点検、見直しを行い、先進的な都市の例にならない真の福祉都市づくりの理念を明確にし、都市施設の整備基準をつくるなど必要な行政施策を積極的に進めるようにしていただきたいと思えますし、六月議会でお約束になりました問題等について早急に移行していただきたいと思うわけでございます。

時間が参りましたので、私の質問を終わりたいと思えますが、後当局のご答弁を得たいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

（福祉部長（杉本治芳君）登壇）

○福祉部長（杉本治芳君） 新たな生活資金の融資制度というご質問でございますが、まずさしあたりまして生活保護世帯に対してつなぎ資金の融資を考えておるといふことでございます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 公害防止事業の打ち切りについてでございますけれども、指定解除の問題は、環境庁で私は

大気汚染局長なり、あるいは調整局長なり次官なりとお話し合いをして、その問題が話題になったことはございません。で、公害防止計画をこれでおしまいだということについては、そういう考え方では困るから延長してほしいというお願いをしましたし、環境庁の方でも幹部の方々も皆さんその気になって取り組んでおられるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 公害健康被害補償法の地域指定除外の問題は、いま聞いたことがないというご答弁ですが、最初のご答弁は聞いているかのようなご答弁でございました。ですから私は、最初の質問のときに、環境庁のそういう動きが本当にあるのかないのか、そしてあったとするならばそれに対してやむを得ないと考えてみるのかどうか、あくまでそれを窒素酸化物の関係とか、あるいはその環境庁自身の調査等に基づく、その地域指定のあり方の問題の検討、論議が起こっているとかということもあわせ、四日市の公害の患者の実態ともあわせてあくまで地域指定の除外についてはされないように、除外されないように徹底的にやっていくという、こういうお腹をお持ちなのかどうかということをお尋ねしているわけです。この点を間違いないように一遍改めて明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私が申し上げましたのは、公害防止事業についてでございます。地域指定解除について、環境庁の幹部の方とお会いして、そのとき環境庁の幹部の方からそういうお話が出たことはないということをお知らせ

たのでございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時八分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 私は公明党を代表しまして、四項目について各項目別に種々詳細にわたってご質問申し上げます。なお、私の私見でございますけれども、先日来理事者側の答弁に何となく意欲と責任感が弱いように受けとめられてなりませんので、質問する側も真剣に聞いていただきますので、答弁する側の皆様もどうか二十五万都市、四日市を方向づけし、市民の熱烈なる要望、要求であると受けとめて、確信と情熱のあふれた前向きなご答弁をお聞かせいただきたく、最初にお願ひ申し上げます。

それでは通告に従いご質問いたします。

言うまでもなく、教育とは何ぞやと聞かれたときに結論的に、答えは少なくとも人間形成であると言えると思えます。人間形成、すなわち人格者の育成こそこの世の中、否日本の、世界の一切の政治、文化、産業、経済等々のあらゆる根本的發展に寄与することは火を見るよりも明らかであります。教育といっても幼、小、中、高、大学に、



で、今回この補助制度導入の考え方をアプローチいたしますので、参考にしてご答弁いただきたいと思ひます。

この身障者マイカーガソリン補助については、心身障害者は自動車税の免除などの措置がとられていますが、この車に使用するガソリンは年々高くなり、値上がりする一方でございます。したがって、心身障害者を持つ家庭では病院通いには車を使っている、年々高騰するガソリン代に困っております。そこで、一リットルにつき四十五円の税額に相当する程度の費用の補助をすることにより、心身障害者の生活利便を助長し、もって福祉の向上増進をしてはどうかと考へ、提案するものでございます。

ことし六月五日、四日市市で六人の仲間を中心として、身障者自立更生会が設立し、市長も激励に現地へ視察訪問されて、そこで互いに不自由な身体にむちを打ち、社会復帰へ涙ぐましい強靱な精神力で立ち上がった方々のたくましい姿に感激されたと思ひます。また、その姿を見た市長は、いまだ感激さめやらぬいまこのような弱者の立場の人たちが市にも多くおられます。現時点において、一つ、身体障害者福祉法施行規則第七条第三項の規定に基づく六級以上の障害を有する者、二番、精神薄弱者福祉法第一二条に規定する精神薄弱者更生相談所において知能指数七五以下と判定された者、三、脳性麻痺、または進行性筋萎縮症の者とし、一カ月につき八十リットルを補助対象の使用限度量にしてはどうかと思ひます。現在、東京都の東村山市十一万二千都市、ないし武蔵野市十三万五千二百の都市で実施されております。わが四日市においても、福祉を優先していくという方向であればこの提案の実施実現を強くお願いする次第でございます。お考へをお聞かせ下さい。

次に、マツクイムシ防除対策についてご質問いたします。

近年に至っては全国的にマツクイムシ防除対策が大変やかましくなっております。このマツクイムシ防除対策は、空中散布という防除対策が大変重きを置かれておりますけれども、マツクイムシそのものは松の木の皮と幹の間に生殖をするように理解しておりますけれども、空中散布による措置によって、その皮の中にあるマツクイムシの防除に効果があるかどうか、私は素人でございますのでわかりませんので、市の方で、今回市長もこのマツクイムシ対策については補助金をつけるというふうにおっしゃっております。この具体的な防除対策についてどのようなお考へがあるか、そして現在、四日市ではどのような範囲にこの被害を及ぼしているのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、第四点目の平山物産悪臭対策を早急に解決してほしいという問題でございます。

以前も金森議員がかなり継続的に質問して、解決をというふうに叫んでこられました。また、多くの議員からこの要求は強く叫ばれてきたわけでございますけれども、十年以前の悪臭対策、これがいまだに解決されないままにしているわけでございます。私たちも視察で、北海道の釧路市のハイミール工場に視察に行きましたけれども、大変きれいな工場で、悪臭というものは全くゼロに等しい状況でございました。現在の平山物産はいろんな技術改革をし、悪臭を少しでも少なくしようと努力しているわけでございますけれども、まだまだ十万分の一に相当するその設備にもかかわらず、市民に及ぼす悪臭は大変なものでございまして、神経質な方は吐き気を催すというような状況が起こっております。私たちも平山物産に視察にまいりまして、そしてその工場内を見た後昼食をしたわけでございますが、とてもものを通らなかつたような現状でございます。平山物産の面積に対してその影響力というものは何百倍にも及んでいることは事実でございます。風の流れ状況によりましては西、東、東西南北を問わず大変いやな毎日を地元の方は送らなければならぬのでございます。そこで、現在、平山物産のこの処理についてのトン数は以前よりも減つたのかふえたのかその状況を知りたいし、自治会といろいろと交渉された経緯があれば、それも教えていただきたいし、県との交渉経過についても教えていただきたいのでございます。そしてさらに、市がこの平山物産

に対して移転、ないしプラントの改造に対して現在まで投資された資金面について、詳細に教えていただきたいのでございます。

以上をもちまして、第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の高校新設問題につきましては、去る七月二十五日日本市におきます全員協議会においてご報告を申し上げました。その折、皆さんからご意見をいただきました線に沿いまして保々地区中野町高岡山に建設をするため、鋭意県と折衝を進めてまいりました。過日議長にもご同行をいただきまして知事と面談をいたしまして、最終的には五十三年四月開校ということについて確約をいただきました。

なお、この高等学校を建設するに当たりましての方式、従来でございますと、土地を寄付し、さらに整地費を地元が負担をするという方式でございましたが、この点について知事の方は、今回は鈴鹿とのバランスがあるので、これでは不承をしてほしいが、次からは必ず新しい方式を導入するよう検討すると、それを約束するということをおっしゃいましたが、この点に關しましては、私の方で直ちにオーケーというわけにはまいりませんで、今後用地問題については県と十分協議をいたしまして、しかるべき結論を得るように努力をいたしたいというふうに思っております。でございます。なお、五十三年四月に開校ということでございますので、できるだけそれに合わせて新校舎の建設が望ましいわけでございますけれども、現実に物理的に今年三月いっぱいタイムリミットとして新しい校舎を建設するということは無理な状況でございます。ただやはり、工事は急がなければなりませんので、この用地の整地、そして建築工事にかかれるように急いでこれをやる必要があるということで、所有者であります三岐の方からは事前着工の承

諾を得まして、現在整地にかかっておる次第でございます。この整地は大体十二月初旬には完了をするよう取り進めている段階でございますので、ご了承を賜りたいと思っております。

請負その他の問題につきましては、助役の方からご回答申し上げたいと思っております。

第二番目の身体障害者に対するガソリンの無料提供、ないしは助成の問題でございますけれども、元来身体障害者の方々が自立更生をしていただくためのご援助は、やはり行政側でできるだけの配慮をしまいらねばならないというふうに考えておる次第でございます。先ほどお話のありました自立更生会でのお仕事ぶりも拝見をいたしましたし、そのお話し合いの中で、私は感得をいたしましたことは、まず資金的な援助が必要ではないだろうかということ強く感じたわけでございます。現在では、そういった資金的な援助をする制度がございませんので、この点については新たな施策を打ち出す必要があるというふうに考えておりました。現在その線に沿って検討中でございます。いずれ案がまとまり次第議会の皆様方にお諮りを申し上げたいというふうに思っております。

なお、今回ご提案のガソリンの問題につきましても、そういったような問題全体をひっくるめて考えてまいりたいというふうに思いますので、ご了承をいただきたいと思っております。

それから、平山物産の悪臭公害対策の問題でございますけれども、これはかねてから私も四日市の市民にとりまして大変な問題でございますので、私が市長に就任をいたしました直後に知事に会ったときから、この問題について知事との間に何回か折衝を重ねております。もちろん地元の方々には、この問題について大変ご迷惑をおかけをいたしておりますし、十の自治会の方が平山物産悪臭公害対策連絡協議会というものを設置をされまして、私どものところへたびたびおいでになり、あるいはまた県の方にも折衝を重ねられておる段階でございます。そこで、平山物産がそこに立地をされておるということについて、そもそもあの場所は適地でございますので、移転を前提ということ

で県の方と、現在折衝中でございます。

なお、平山物産の経営というものは、大体三十トンぐらいの魚のあらを処理いたしております。三十トンぐらいの魚のあらを処理いたしますためには、相当大がかりな施設を持たなければならないというふうに思いますし、その場合の、一私企業として成り立つか成り立たないかというような問題にまで深く立ち入って現在検討しております。

このことは当然にほかの経営方式というものが考えられるのではないだろうかということで、現在、県の環境部の方でその案をまとめつつあるという段階でございます。私どももこれに加わりまして、市としての意見を強く打ち出して県の方に結論を急ぐように要請をしている段階でございますので、ご了承を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 高校新設問題につきまして、市長の答弁に補足してお答えいたします。

西村から中野地区へ変わりました問題につきましては、すでに先般の協議会でご報告申し上げたと思うんですが、一つはその排水の問題でございます。排水の問題につきましては、高校についてはの排水は、これは員弁側でも結構でございます。こういうことでございましたんですが、その後いろいろ県議会の議員の皆様方がご折衝いただきました。全体を造成していくという精神でやってくれと、その中で高校問題についてならよろしいと、こういうことがございまして、それに対してはどうも困ると、こういう員弁側のいろいろの反対がございまして、これが一番大きな原因だったと思います。あと敷地等の問題につきましては、われわれがお聞きしておるところでは、これはまた、敷地等の問題につきましては、当時高校についてはご協力はさしていただかなかやならんというふう

に話はできておったんでございますが、この問題等につきましてはいろいろとございますが、いずれまた結論が出ました段階におきまして、全員協議会等でお諮りをして詳しくご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくご了承を賜りたいと思います。

特にご指摘のございました、この手違いの問題でございます。これは非常に私も申しわけなかったと思うんですが、当時の地元の皆様方と高岡山のいわゆるいまの候補地を造成するにつきましては事前に工事の計画概要、設計概要、こういうものをご説明させていただいた上においてご了解を得たならば、早急に造成工事にかからしていただくということで話し合えておったんでございます。ところが、たまたま私どもの事務的な手違いでございまして、工事を急ぐあまりに地元の方への説明会をしない以前に業者を選定し、入札にもっていかうとした、そして現説をやった、こういうことで地元の方から話が違うんじゃないかと、われわれはまだ設計協議も受けていない、どういうところへ、どういう形で学校建設をやられるのか、これじゃ話が違うということでございます。それでびっくりいたしました。一応入札を延期させていただいた、こういうことでございまして、これにつきましては地元の方へおわびを申し上げながら、ご了承を得ておるのが現在の時点でございます。

それから、熊谷組の問題でございますが、いまの平野議員のご質問の中では、指名に入れたり指名から外したりと、こういうふうなお話でございますが、これは、熊谷組につきましては、皆様ご承知のように、岐阜県で問題を起こしております。したがって、四日市市の請負業者の指名競争入札参加者選定要綱という要綱を持っておりますが、これによりまして、この問題が発生いたしました時点から、指名からは除外をいたしております。したがって、熊谷組を指名に入れたりとか、出したりとか、こういうことはいたしておりませんので、その辺誤解のないようお願いいたします。

後は市長の方で説明申し上げますし、先ほど申し上げましたように全協で詳しく、これはまたご説明申し上げますと思いますので、以上で私のお答えを終わらさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 平野議員の第三点のマツクイムシ防除対策について、お答えをさせていただきます。

マツクイムシによる被害については、全国的に発生しておりますことはご承知のとおりでございますが、三重県下でも昭和四十七年ごろに尾鷲地区に発生いたしましたして、次第に北上し、四日市でも昭和四十九年ごろから南部の河原田地区に発生して、その被害がだんだんと拡大しまして、現在では市内の中部、南部地域の森林に被害が見られております。特に被害が激しい地域につきましては、河原田地区、内部地区、小山田、三重、県、神前地区であります。五十二年の八月、私どもの農林水産課の調査では、市全体で被害面積は五百三十八ヘクタール、被害材積が約七千立米と推定しております。このまま推移いたしましたならば、被害は全的に及びまして、緑地保全の面からも問題が出てまいります。そこで国は、マツクイムシ防除につきまして、従来からは森林病虫害等防除に関する法律がありまして、森林の持ち主一人一人を対象にして各地区ばらばらの防除ということではございましたが、これでは十分でございせん。そこで、全国的な異常蔓延に対処するために、ご承知のように五十二年の四月十八日にマツクイムシ防除特別措置法というのが制定されまして、五年間でこのマツクイムシの異常の蔓延を終末させるという方向が出ております。県、市におきましても、この国の計画に準じまして本年から、マツクイムシ防除五カ年計画を立てて防除を進めていくと、こういう考え方でございます。

先ほどお話がありました、マツクイムシ発生メカニズムというのが、実は四十六年に国立林業試験所で結論が出されております。それによりますと、毎年五月から六月ごろに松のマダラカミキリという虫が松から松へと飛びまわって小枝の皮をかじるわけです。このときに、このカミキリに寄生しております松のザイセンチュウという一ミリ程度の虫がおりますが、これがその傷口から松に入りまして松を枯らしてしまうというところでございます。カミキリはこの後さらに松の幹に卵を生みつけ、そしてそれにまたそのザイセンチュウが寄生すると、こういうことで爆発的な蔓延が出てまいります。こういうメカニズムに対応する方法としては、一つにはその発生時期の五月から中旬に薬剤散布する一つの方法と、八月から十月にわたって新しく被害が発生した立木を伐倒すると、あるいは枝葉の薬剤散布をするという方法が考えられます。で、四日市としましては、五十二年度においてこの特別措置法五条一項に基づきます特別防除を緊急に行わなくてはならない地域として、まずことは河原田、三重地区を重点に考えていきたいと思つて、この予算をお願いしておるわけでございますが、さらに五十三年以降につきましても薬剤の地上散布、あるいは伐倒等を先ほど申しました対象地域に、それぞれ防除推進協議会を設置して防除を計画的に進めてまいりたいと思つています。

以上です。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 平山物産に対する投資のことでございますが、市は投資はしてございません。融資といまして、四十九年六月に環境改善設備資金を三百万円融資してございます。現在残高は百二十九万五千円でございます。そのほか、県の公害防止施設整備資金、あるいは県におきます信用保証協会からの融資、また国の公害防止事業団からの融資を受けておる状態でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 高校誘致につきましては、非常に前向きに四月開校ということで意欲的にやっていたと思いますが、非常にありがたいと思います。どうか最後まで力強く進めていただきたいと思うのでございます。

それから、この誘致に関しましてですね、員弁に問い合わせたのは何月何日か、ちょっとお聞かせいただきたいわけでございます。なぜかと言いますと、そういう問い合わせはなかったというふうに聞いているわけでございます。正確に聞いていただければありがたいわけですが、その日時がわかればひとつお願いします。

それから、ガソリンの支給に関する補助制度につきましては、市長からも前向きな方向で検討するというところでございます。ここに資料がございますので、ひとつ市長参考にして下さい。

次に、マックイムシの方もですね、非常に四日市は公害については非常に敏感でございます。海の方からの公害、それから山手の方からの公害といえますと両打ちでございますので、どうかただいま申されました技術によりまして、撲滅対策に全力を尽くしていただきたいことを強く要望いたします。

なお、平山物産の問題についても、市長の方でかなり知事との強力な交渉を続けて、近いうちに実現するのではないかとこのふうに受け取れるわけでございますが、大体その時期というものがわからないんでしょうか。できるだけ早いということは、一カ月先でも早いわけですし、一年先でも早いわけですけれども、大体その目鼻、市長はどの点に、一つの目標を置いてお話を進めていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず西村の排水に関する員弁の問題でございますが、これは、私の記憶では、四月九日に市九町の協議会で商工会議所の三階で知事に陳情をいたしました。その陳情が終わった段階で員弁郡の県会議員の方から反対の意見が出されたというのが、私がこの排水問題で、大変員弁の方に問題があるということを知りました一番最初であったというふうに記憶をいたしております。

それから、平山物産の問題でございますけれども、いまいつまでにとこのことを、まあ目標は立てておりますが、ちょっとご勘弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大谷喜正君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 教育長に、私、お答えをというふうにも申し上げておたわけでございますが、これで質問を終わりますので、どうか新進精鋭の教育長でございます、考え方をお聞かせいただきまして、今後私たちもそれに協力しなければならぬと、かように存じますので、よろしく願います。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 激励の言葉をいただきました（笑声）本当にありがとうございます。

高等学校問題につきましては、私としましては最大の努力をいたしまして、促進協議会のご意向、あるいは皆様方のご意向を体しまして、県の教育委員会とできる限りの、私に与えられた任務について折衝をいたしました。時に大声を出して県の教育長と渡り合ったこともございます。現在内定いたしましたして、最近私の方へ公式に事務的な連絡の

入った段階では、事務的なものも終わり、一学期間をどうするかということについて第一の候補も決定して準備を進めておると、こういうことが私の方にはまいっております。そういう状態でございますので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時三十一分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 通告に従いまして、順を追って質問させていただきたいと思っております。

第一番目に、不祥事件の再発防止とその問題点についてでございます。

官公庁の工事の発注をめぐって、忌まわしい不祥事件が全国的に発生いたしておりますことは新聞、ラジオ、テレビにおいて報道されておりますように、破廉恥的な犯罪がいかに日常茶飯事のように簡単に行われ、また後を絶たないことは、人間物欲の暗い一面を物語るもので、まことに嘆かわしいと思っております。

ところで、本市におきましても例外でなく、司直の手にかかった事件についてはいまだに記憶の新しいところでありますが、こうした不祥事の繰り返し繰り返されることの原因の多くは、物欲にからむ問題であるだけに、ひとつ間違えれば誰しもが多少なりとも起こる危険性は持ち合わせており、しかも手口が人間の弱点をうまくついた巧妙

かつ知能的な性質のものであるだけに、悪へのきずなを断つことのできないその人それぞれの優柔不断さが、また弱い性格が自然にそうさせたとして申し上げても過言ではなく、それが真相ではなからうかと存じます。

半面、こういったことは別に、市の仕事についていやすくも市民の税金をもって市が行う工事ないしは発注については、公正にしてしかも効率的に運用され、いささかの秘事があったはずまた権威を損うものであってはならないと考えます。

したがって、前回の不祥事について、ついこの間市においては深い反省が行われたにもかかわらず、それにかかわる心配なことが耳に入りましたので、その問題点とその背景を申し上げ、不祥事の再発を防止する意味で注意を喚起しその核心に触れてみたいと思っております。

その問題点の第一に、市が行う工事並びに発注についてはすべて市の条例に決められている方法によって契約され進められているわけでありますが、果たしてそのように正しく入札指名業者の選定が行われているかどうかは、最近の現状を見ますとき、いささか疑問を持つわけであります。

その一例を申し上げますと、契約施行規則第十三条、入札無効の欄に、入札者が協定をして入札したときと明記してあり、また四日市市請負工事指名競争入札参加者選定要綱第五条、指名停止処分の中に、談合したときという一項があります。この規則がそのまま正しく生かされているかどうかは、私でなく、皆さま方がご承知のことで、残念ながら表向きだけにされております。このように、規則に表裏があり、死文化されているところに問題があり、悪事がつけ入る大きな原因があるのではなからうかと思われるわけであります。

そのほかの規則につきましても同様、業務内容から見まして厳格にチェックされておらず、不問にされているこの姿勢こそ心配されるゆえんでございます。それを物語るように、とかくのうわさのある業者が市の神聖な場所にまか

り通り、入札の影にやみの手配師が暗躍しているということが聞かれますことは驚くべきことでありますが、しかしながら、これはそうあるべくしてそうあったということであり、決して偶然ではないと思います。守れない規則であれば、廃止して守れる規則に変えたらどうか。法軽視の風潮がこのような因果関係のもとになっているとすれば、ここに問題があるかと存じます。

次に、請負工事指名審査会は、請負業者の選定について公正かつ適切な執行を図る目的でつくられておりますが、その構成員は市の幹部で占められており、一見専門的で権威があるかのように見受けられますが、果たして会の目的どおり正しく運営されているかどうかは、これまた疑わしいものがあります。

審査というものは、正しい資料に基づき冷静にしかも客観的にいろんな角度からとらえ、民主的なルールに従い進められるものと思いますが、もし万一色めがねがかかったら大変なことでございます。主観の相違ということがよく言われますが、主観が強くなりやすくと危険なことが多いようで、特に上司の主観にかかわり合いが多いようで、それが執行面に打ち出され、うわさに、ツルの一声で決まるといふふうなことも聞いております。

審査会の制度、目的がどんなによくても、運営面で縦割り制度の悪弊がこの審査会に張りついていたのでは、悪いことをする隠れみに審査会が利用されているという陰口を言われても仕方ありません。運営面で公正を期するため、発言権を均等にし、民主的ルールに従った進め方を、また弾力性のあるものにも一度見直しをされてはどうかお伺いいたします。

次に、最近是不景気のため業者は仕事探しに血眼で、よく見かける光景でございますが、課長さんを初め市の職員の上は名刺だらけでみるみる山となっております。外からの圧力で、市の職員も大変だなど同情いたすわけですが、しかしまた別な面でマージャン大会とか囲碁大会とかこういった催しに市役所職員OBとか、商社の者が

入りまじり、むつまじく進められていると聞きます。そのためか市役所内の重要な秘密までが筒抜けと聞いております。隠された情報網のからくりが案外こんなところにひそんでいるわけです。

いま申し上げた前者と後者がこれまた汚職の因果関係に結びつくのではなからうか。悪い言葉で「ふんどしもくそのつき合い」と申しますが、そういったところから汚染され犠牲者が出るのではなからうかと思われるわけでありまして、職員の綱紀粛正を一段と進めていただいてはいかがなものでしょうか。

次に、このところ常識外の低い落札価格が見受けられますが、これにはいろいろ問題がありそうです。予定価格の積算が誤っているのか。業者の仲間割れか。どちらにしてもいいことはございません。工事内容に影響することもあり、また業界の過当競争を誘発する原因にもなるかと思われしますので、最低制限価格制度についてご検討をいただいてはどうか。

また、地元業者の育成を柱に、善良でしかも誠実な業者の発掘に努められることは、今後大きな課題であろうかと思われませんが、それには工事成績を主体とした所要事項を確実にチェックされ、指名入札の資料にされることであり、同時にその資料をもとに悪徳業者の一掃に努められることは論をまちません。

以上一例を申し上げ、問題点を指摘いたしました。何とかいいましても、汚職防止の一番の決め手は勇断を持ってこれを処する熱意と決断心ではないかと存じます。難を避けて通るといった姿勢のあり方では、いつまでたっても状態をよくする結果にはならないと思います。「捕らえてみればわが子なり」という言葉がございます。かわいいわが子がこのようなことにならないよう率先垂範厳しい態度で臨まれることを望みますが、その点ご所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に笹川団地における集会所施設について。私はこの笹川団地内における集会所施設について、昭和五十年九月議会に

おいて質問をいたし、笹川団地内における集会施設の必要性と皆無に等しい笹川団地の実情を訴え、早急に集会施設の実現に、理事者にその対応策を迫ったのでありますが、ついに私の真意は理解されず行き違いの答弁になり、またその後においても、何らこの問題について進展ないしは努力された誠意が見受けられないのは、まことに残念であり遺憾と存じます。

それから二年、現在一万人を超す県下有数の団地に発展し、したがっているんなまた幾つかの問題と悩みを持ち合わせてながら、現在に至っております。

このようにして、特に新しい地域づくりに絶対不可欠な集会場の必要性は、最近の市民参加によるコミュニティの重大さから申し上げても、理事者は十分ご承知のはずであり、これに対する努力は当然と考えられたにもかかわらず、今日まで何の対策も示されなかったことは、笹川団地住民に対する一種の侮辱でもあると極論をもってしても言い尽くせない心情であり、住民不在のこの姿勢こそ、怒りをぶちまけてその政治姿勢をただし、笹川団地一万人を代表して抗議するものであります。

市は地域振興対策のために地域問題調査会なるものを設け、今後の地域問題についてその方向づけを模索するいかにも積極的でしかも進歩的な姿勢を示しながら、反面事実から目をそらし、苦難を避けて通る相変わらずのお役所仕事に對して、声を大にしてその不誠実とその非を追及するものであります。

より豊かな近隣社会を築くためには、生活環境の整備とあわせて、住民の地域的連帯感の芽生えを期待し、醸成するための基盤すなわちコミュニティの広場を設けることこそ時代の要請であり、今日的課題ではないかと存じます。翻って本市全域を見た場合、すでに形成された集落については大なり小なりの集会施設を持っているのがほとんどであり、また新しく開発された団地についても同様、十分とは言えないまでも整備されているのが実情であります。

したがって、笹川団地住民はこのままの状態で推移しますと、住民は次第に近隣社会に対する関心を失い、人間は孤立化し、地域的な連帯感に支えられた人間らしい基盤が根底から失われることは間違いありません。

私はこんなときふと思ひ出すことがあります。それは笹川団地開発の経緯、経過の中で、市は住宅公団ないしは県当局との協議の中で、この問題について全く関心がなかったということがあります。開発計画の中ではっきり言えることは、住民対策、治水対策は全く無視され、県ないし住宅公団の言いなりになっていたのでないかとさえ考えたくありません。市は当時、集会施設は必要がないものと判断し、計画立案の中から外されたものかどうか。もしくは住宅公団ないしは県当局との用地の取り決めについて、やむを得ない私どもの知らない特殊な事情が介在したために、現在のような結果になったのかどうか、疑念をはさむものであります。

もちろん四郷地区に一つの公民館がございまして、本質的には目的を同じくする施設には違いありませんが、集会所の利用単位は行政区画または住民組織の中の細分化した末端に位置しており、いわば細胞の核的な性質を持ち合わせているものと存じます。したがって、個々の住民から一番近いところであり、利用率も大きく付近住民からは密着した存在ともいえるのではないかと存じます。したがって、公民館があるから集会所は要らないんだという理由には当てはまらないと思います。昭和四十九年の災害について、笹川団地排水の設計ミスが指摘されたことは耳新しいこととありますが、それにも似た重大なミスであり、地域振興を無視し住民不在の逆行した行政のあり方は許しがたいものがあります。しかしいま開発事業として完成を終えた笹川団地を考えると、集会施設の整備はすでに遅きに失し、実現はきわめて困難な問題であります。理事者の熱意によってこの問題を解決する努力さえあれば決して至難のわざではないと確信いたします。市当局の態度についてお伺いいたします。

小山清掃処理場供用開始に伴う環境整備についてでございます。見出しの名称についてははっきりした名前がつい

ていないようでございますが、私なりの名前をつけさせていただきましたので、あしからずお許しをいただきたいと思っております。

この問題については、本年三月議会において論議されており、十分承知いたしておりますが、環境整備についてはっきりしたご説明がなかったように思われますので、いま一度お尋ねをするわけでありませう。

私どもが一番心配をいたしておりますのは、廃棄物の浸出汚水による公共水域あるいは地下水の汚染であります。前回の説明で厚生省の廃棄物に対する最終処分値の技術基準が示されたこと、また五十一年度においてはすでに環境のアセスメントについて専門家に依頼をしてあるとのことでございますが、周辺あるいは下流に位置する住民といったしましては、供用開始を目前に控え、市の対応策について若干不安を感じられますので、環境整備について市の方針をお尋ねいたしたいと思います。

処理場の開設に伴って、私どもとして考えられますことは、これに通ずる道路網の整備、汚染公害に対する方策、衛生処理の問題、跡地利用の計画等々でいずれにいたしましても暮らして不安が生ずることのないように、安心しておられるような対策が望まれるわけでありませう。とりわけ地下水については、井戸水に頼っております小林町、内山町、八王子町の一部については市の対策、対応策に十分関心を持っていくわけでありませう。内山地区につきましては、その点すでに上水道に切りかえるべく水道局の方においてご配慮をいただいているというふう聞いておりますが、小林町並びに八王子町一部の未給水地域については、何の方策も示されていないのが実情でございます。しかしながら、幸いなことに、八王子、出雲坂峠まで水道の本管が布設され、将来計画が持たれているかのように承っておりますが、この際早めていただき、処理場の供用開始までに整備されることを強く要望するわけでありませう。

次いで道路問題であります。すでに泊、垂坂処理場で経験いたしておりますように道路が狭隘で危険であり、衛生的な面から申し上げましても十分に整備されているというふうには考えられません。それは過渡期でもあったかと存じますが、今回は近代化され、厚生省より技術基準も示されている理想的な処理場建設ということで、進入道路の抜本的対策を強力に打ち立てていただきたいと存じますが、それについてのご所見をお伺いしたいと思います。

以上で第一回目の質問を終わりたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

（総務部長（齋藤久美君）登壇）

○総務部長（齋藤久美君） ただいま官公庁の工事の発注関係につきまして、大変厳しいご指摘を、ご忠告をいただいたわけでございますが、昨年問題になりました不祥事件につきましては、まことに遺憾に存じておりますし、その後も特に今回の機構改革によりまして、全庁的な部門管理機能の強化さらに不祥事件の再発防止のための事務処理等についての改革も実は行ってまいったわけでございます。また細かい問題ではございますが、非常災害時におきます物品の購入だとかあるいは事務処理方法につきましても再検討を加わえまして、納入品の品質の問題あるいは数量の確認なり、検査の問題なり等について明確な基準を定めまして、徹底することに努めておるわけでございます。今後とも再発防止につきましては十分留意をまいりたいというふうには考えます。

ご指摘をいただきました中には、特に契約施行規則の十三条の入札無効の問題、さらには指名競争入札参加者選定要綱の談合の指名停止の問題等について、ご指摘をいただきましたが、死文化をしているというご指摘ではございませんが、このことにつきましては十分配慮をいたしておるつもりでございますので、ご理解を賜りたいというふうには思います。

なお、工事請負業者の指名に当たりましては、まず年度当初に業界から提出されました入札参加者資格審査申請書

に基づきまして、指名審査会の審査を済まして、入札指名資格者名簿に登録された業者の中から発注工事に適した業者を、施工実績だとかあるいは従来からの指名の回数だとかあるいは受注量だとか、そういったものを検討いたしました。設計金額五百万円以上のものについて、随意契約の場合は三百万円以上でございますが、指名審査会に諮りまして、指名審査会の中で十分検討を加えまして、工事を執行いたしていただくというのが実態でございます。

審査会の運営につきましても、特に公正を期するようにご指摘をいただきましたが、このことについては主観、色めがね等が入っていないというふうに私どもは確信をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから業者の指名につきましては、全体的には施工の実績だとかあるいはいわゆる技術、能力さらに契約の状況、さらに特定の業者に偏らないような形で、公正であるように留意をいたしております。

今後その方向で最善の努力をいたしたいというふうに考えます。

なお、職員と業界との癒着があるのではないかと、あるいは情報が漏れるのではないかとというような議論がございましたが、このことにつきましては、昨年から対応の、事務所におきます場所等も指定をいたしておりますし、その接触には十分厳しく職員にも戒めてまいっておるところでございますが、さらにご指摘をいただきましたことのないように、厳しく注意をいたしてまいりたいというふうに思います。網紀の肅正については全庁挙げて取り組みたいというふうに思います。

なお業者の話し合いの問題等につきましても議論がりましたが、公正な執行を阻害することのないように、業界にはこれも大変厳しく事あるごとに申し上げてまいっておるわけでございますが、このことについてもさらに強く業界にも要請をいたしたいというふうに考えます。

それから、最低制限価格の導入の問題でございますが、国の段階ではまだ最低制限価格を導入をいたしておりませ

ん。三重県の場合は一部導入をいたしておるようでございますが、現実にはなかなかいろいろ問題点もあるようでございます。近くの名古屋市あたりもまだ導入をいたしていないということでございますが、このことについては十分考えて、今後の検討課題にいたしてまいりたいというふうに考えます。

安かろう、よかろうというふうには必ずしも思っておりませんので、特に内容的にはチェックいたすべきものは十分チェックをいたした上で契約を処理するという実態でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（大谷喜正君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 笹川団地の集会所の問題につきまして答弁をさせていただきます。

ご指摘のように、現在地域問題調査会で行われる地域コミュニティのあり方につきましまして、種々ご検討をいたしておる段階でございますが、このいわゆる市におけるコミュニティ対策ということにつきまして、ややご質問の趣旨にそれるかもわかりませんが、原則としまして、住民の自主的な活動、これを市がいろいろの面で助長をするということがまずたてまえになっております。したがって、こうした助長の具体的な方法といたしましては、便宜供与とかあるいは情報の提供というものになるわけです。こうした地域コミュニティのあり方は、この活動計画ともう一つはいわゆる物的な施設計画というもののこの二つに大別をされるわけでございます。

具体的にはこの施設計画に対して、市がどのように指導し、また必要によっては資金的な援助をどうさしていただくかということがまず問題になろうと思えます。

具体的なお問題としまして、たとえば集会所の設置とかあるいは児童公園とか、ちびっ子広場等のいわゆる事業実施の面でのようにやっていくかということが問題になるわけですが、コミュニティの事業の中で、集会所等に関連

いたします用地取得の問題がきわめて大きな問題になろうかと思ひます。

笹川団地の例を見ましても、児童公園は各町内単位に設置をいたしておりますけれども、それらは都市公園法等の規制によりまして、なかなかその場所に集会所を設置するということについてはむずかしいという問題がございます。したがって、この児童公園に集会所を設置されないということになりますと、他に用地を求める必要がございます。先ほどご指摘がありましたように、いわゆる既成の団地等につきましては、こうした地域コミュニティのあり方とございますか、事業計画を想定したものを前提に造成をされていないという問題がございます。今後これらの問題につきましては十分検討をする必要があると思ひますが、いわゆる既成の市街地におきましても、こうした集会所等の設置についてはいろいろ隘路が出てよろしいと思ひます。

したがって、現在四十六年から自治省が要綱を出しまして、こうしたモデルコミュニティ地区を指定して実施をいたしておるわけでございますけれども、このコミュニティ事業につきましては、いわゆる法律的な制度が全然ございせん。加えて、国の方も財政制度については、特にこれらのことについてはその対策をはっきりいたしてありませんので、コミュニティ政策あるいは事業というものは、あくまでこの事業自身の実施に当たってやる、住民の自主的な企画、実施によって行われるというたてまえをとっております。しかしながら、こうした問題につきましては、今後総合的に進めていく上におきましては、この法律制度なりあるいは財政制度というものを必然的に考えなくちゃならないのではないかということもわれわれとしては考へておるわけでございます。

なお、このコミュニティ事業を推進するためには、たとえば市民部といたしましても、他の部局との調整ということが非常に問題になってくるわけでございます。行政というものは、本来縦割り行政というものが強く貫かれておりますが、こういう面で行ったコミュニティ事業が非常に実施困難だということも指摘をされております。した

がって、他の部局との総合化といひますか、そうした改正によってこの問題に取り組んでいく必要があろうと思ひますので、そういう方向で今後私どもとしましても努力をいたしたいと思ひますので、よろしくご承知おきを願ひたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 小山清掃処理場の供用開始に伴う環境整備についてお答えさせていただきます。

私の方では南部埋め立て処理場というふうに説明しておりますが、小山町地内でのじんあい埋め立て処理場建設事業は、昭和五十年に計画に着手いたしましたして、用地の確保、関係地域の方々への協力の要請等努めてまいりましたが、議員の皆さま方はじめ関係者のご理解とご協力を得まして、ようやくその用地が確保することができました。

施設の概要につきましては、総面積約二十二・一ヘクタール、埋め立て用面積約十一・九ヘクタール、埋め立て容積約百二十七万立米でございます。廃棄物の処理量はそのうち九十一万立米で、後は三十六万立米が覆土用になっております。この用に供する前に、進入道路、構内の幹線道路あるいは堰堤、洪水調整池あるいは汚水処理施設、導水管、集水管施設その他諸施設を整備いたしましてから、廃棄物の投棄を始めることになるわけでございますので、供用開始までにはまだ一年ぐらひはかかるのではないかと考へております。

このたびの施設建設に対する特異性は、環境アセスメントと、これにのっとった施設の整備でございます。着手に際しましては、垂坂町地内での埋め立て処分の経験から、当然環境アセスメントが必要と認識いたしまして、将来起こり得る環境へのあらゆる影響を前もって調査し、積極的にこの防止に努めようとするものであります。

事業計画の主なものとしたしましては、直営方式により搬入廃棄物の管理強化、管理埋め立て方式による安定地盤

の造成、分別収集による減量化と有害物除去の強化、あるいは事業者の搬入廃棄物に対する事前許可と搬入車への登録等を行っていききたいと思います。

本年三月に、コンサルタントに委託いたしました自然社会環境の事前調査と施設の基本設計がようやくまとまりつつありますので、これが整備でき次第、その結果を議会の委員会あるいはまた関係住民にも十分ご理解をいただけるよう、十分な連携をもってこの事業を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ありがとうございます。

時間もございませんので、簡単に再質問させていただきます。

集会所は地域住民が自主的に自力でやるのだというふうに言われておりますが、ごもっともだと思います。私どもの申し上げているのは、決して市に何もかもお願いしているというのではなく、住宅公団が開発を終わった現在、用地取得については大変困難な問題にぶつかっていること、また自治会の資力がきわめて弱体であるために、用地取得はおろか建築についても事欠く現状でありますので、せめて用地だけでも市であっせんないしは貸りる用地があれば貸りたいということでもあります。最も適地として考えられることは、公園の敷地内にある遊休地、すなわち斜面であり、法の制限もありますが、何とかひとつ考えていただきたい。

また住宅公団においては、用地のほとんどが売却済みと聞いておりますが、しかし公共施設用地として二千平米を笹川団地中央に確保しているように聞いておりますが、これを集会所施設用地として転用できないものかどうか。

さらに、国有地がどこどこに点々とあるかのように聞いております。これについてもご配慮できないかどうか

お尋ねをいたします。

汚職防止については、汚職の行われるところは案外私どもの盲点といえますか、死角と申しますか、そんなところで行われることが過去の実例から申し上げても言えることであり、また遠いところではなく近いところにあるというところがございます。さらにまた、先ほど申し上げたように、人間の弱点を突いて行われることが通例で、それが次々と弱点が弱点を突き、しまいには命取りとなるケースが多いようでございます。

私どもはりっぱな人と交際しておれば間違いないと同じように、取り引き業者についても信用度の高い人、誠実な人、こんなところが業者を選ぶ決め手になるのではないのでしょうか。

汚職につながるものにチェックするところがいまいいところが多く、加えて横の連携もきわめて悪いために発見がおくれるかのようにも聞いております。制度上の問題、運営面での問題について見直しをしていただき、二度と発生を見ないよう心掛けていただきたいと思えます。

清掃処理、汚染公害については十分お考えもいただいておりますが、下流において農耕に従事している者、また井戸水を飲料に使用している住民については死活問題であり、大変この問題について敏感でございます。川魚が大変繁殖して昔の清流に返った感じの天白川の今日、またも有害物質によって死の川となって殺伐なものになるのではないかと心を痛めているものは私だけではないと思えます。そのような不安を解消するために、環境改善を真剣に考えていただきたいと思えます。質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまご指摘の笹川における公園用地約二千平米、あるいは点々として国有地があるか

どうか、それから公園ののりをというふうな点等々、私どもまだ研究不足でございますので、この二千平米がどの辺にどうあるかということ等につきましても、十分これから検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（大谷喜正君） 山中忠一君。

（山中忠一君登壇）

○山中忠一君 久しぶりの登壇をお許し願ひしまして、まずしんがりの出でございますが、皆様連日にわたってのご質問またご答弁でお疲れではございませんでしょうか、まず今日は余り時間もかからぬと、もう後一人喜多野議員がやられるだけなのでございますので、しばらく皆様私の言うことを聞いていただいて、理事者の答弁もひとつ聞きましたならば、特にそれは山中の言うとおりにじゃないかと、ひとつ理事者は拍車をかけよというふうな方へご賛成がいただけたら大変幸せだと思います。

まず通告に従ひまして質問をいたす次第でございますが、質問を申し上げる前に、私は私なりにこの地方議会三十年余り歩んだ信念というものもございすし、また私の主張というものもございすので、少し今回の質問をなぜ私がするのかということ、ひとつ理事者の方にご理解を願ひたいと、こういう得手勝手なお願ひでございます。

政治とは、私は、真実は和を求めると、こういうような解釈を持っております。行政を行う上には、大衆の信頼と支援によって遂行ができるのだと、私としては信じている次第であります。

市長は、就任早々三月の議会に、人間尊重を理念とした対話と調和のある地域社会づくりの進め方についてはいろいろと考えておると、新しい言葉で、シンポジウムのな集会を地域地域に持ってみたいとか、コミュニティーづくりの場をつくってみたいとか申されましたが、現社会におきましては、私はまことにこれは、市長として考えられたことは、当を得た言葉であろうと賛同をいたしております。ではございますが、言葉と行いが一致するという上に

おいて、私はすべての人から信頼を受けるんだと、政治家はうそを言ってはならないという観念に立っておりますが、いざ実行となると、市長が申されましたようなこのりっぱな言葉も大変むずかしいということは確かでございます。そこには市長は大きな勇気を持って当たっていただかなければ、すべての解決がつかぬのではないだろうか、私はこういうことを考えるわけなのであります。

言葉だけでは政治はできないんだと。わが国の歴史を古く振り返ってみますと、やはり日本の国に果たして民主主義政治がなかったのかということでございますが、いやいや日本古来として民主政治は育っておったんだと、芽生えておったんだということを私は申し上げるわけでございます。歴史を振り返ってみますならば、大化の改新という時代には、確かにこれが日本初めての民主政治の芽生えであったのではなからうかということを私は考えております。

次には明治維新、あの大政奉還だと思ひますが、明治の時代の初年、明治天皇がどう御誓文を出されたかと。この五カ条の御誓文を一、二拾ってみますと、あの御誓文の中に、広く会議を興し万機公論に決すべしと。人心を曲らしめぬことを要すと。これこそ私は民主政治の道しるべを示したものだと思ひますが、果たして戦前の日本の政治において、あれは民主的な政治が行われたという人はだれ一人もないということは、やはり政治の運用がまずかったということに尽きると、こういうことを感じます。

市長も美しい文句だけでなく、りっぱな民主主義を入れた、先ほど言われたように、コミュニティーづくりとかまたシンポジウムのな会を進めて、市民の意見を吸収した上の政治を行っていただきたいということで、私は市長にただいまから質問を申し上げるということでございます。

第一問といたしまして、私が申し上げたいことは、四日市工業高校の問題でございますが、これはもう十余年にも

なると思います。四日市の西浦の土地区画事業を発表されたとき、そのときにはいろいろ問題がございました。あの七十メートル道路を城井部長案では四十メートルということで押しておったんですが、当時私も四十メートルで結構じゃないかという考えでおりましたが、平田市長のあの英断で七十メートル道路にしたということは、大変な英断であった。そのときには諏訪駅の西出口も一大広場に改革して、交通の要所に見たい。そうして商工学校も移転するという発表において、二割の減歩が三割と。まずこの事業に協力して下さった方々の努力は私は大変であったと思います。にもかかわらず、十年の上になっても肝心の商工学校一つ、今日の工業高校、移転できないというのはどこにそういう難問のネックがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

次には、道路の問題でございます。赤堀より西町堀木町のちょうど境界ぐらゐのところに、南北の幹線として道路は計画されております。もう西町まで完成はしておりますが、後もう百メートルか八十メートルかと思いますが、元の計画だと四日市、菰野間の県道に上がると。そこで接続をして、そうして四日市、田光間あの県道の交通緩和に、三滝川に橋をかけてそうして将来の四日市の交通の緩和をいたすと、このような計画であったと私は思います。が、わずか七十メートルか八十メートルのところへ数年間手がつかないと。これはどこにネックがあるんだらうかということでございます。

次に河川問題でございます。四十六年、四十九年のあの大雨害、水害に災い転じて福となったというようなりっぱな河川改修ができたということは、四日市百年の計としては私は非常によかったと、喜ばなければならぬんだと、大変被害をこうむられた市民には相済まぬとは思いますが、よかったですと思います。

しかし、私がこれを申し上げるのは、ほかじゃないのです。一昨年小鹿カ丘町の自治会長さんが、あその日常の用排水を鹿化川に放りたいと。それでいろいろ土木の部長さんや課長さん、下水課も入られて、そうしてこの市役所の会議室において四郷・日永・赤堀町という三自治会長連中が寄りになった。そこにたまたま私も、小林議員の遺言というようなものを受け取りましたので、ぜひひとつ小鹿カ丘の排水を解決してほしいということでございますので、私もその場にお願いをいたしました。三地区の方々が私にどういふことを言われたかと。「山中君、お前はなつとらぬ」と、「川島村、自分の在所だけ川を広くして、世界中どこへ行ってみても上の方が広い川がどこにあるんだ。」というようなことで、私はそこに入って大変恥かしくも思い、これはやぶへびだったとほうほうのいで逃げ出したというような苦い経験を持っております。今日、国道一号線から大井の川町に至る鹿化・天白の改修はそのときの理事者の説明では、まず三年から五年には必ず県もやると言っていて、それから改修をしますということにおいて、小鹿カ丘の両わき水の掘る管はいけてよろしいが、これは完成するまではめくら管でおいとくと、そのときに初めて開けさしてやるといふ約束があるはず。その改修はどのようになつておるんかという質問でございます。

次には、平山物産の悪臭の問題でございますが、これは先ほど平野議員から詳細に質問もあり、答弁もございましたので省略をいたしたいと思いますが、私はただ自分の希望を市長にお伝えして、ぜひともそうしてほしいと。四日市市としてもそれをしてほしいと思えます。まず九鬼市長の時代に、霞ヶ浦の埋め立てをしたならまずあの突堤へ持っていくって、何とか処理をしたいというようなことをほめかされましたが、それがために、いまだに羽津町の出身の小井議員なんかは、目に角を立てて持って来やせぬのかと、まあこういうことで、地区の人たちは大変これを本当に苦にしておられる。しかし、このような問題を、ただ四日市市が負い込んで、四日市市で処理しようというように考え方では、私は絶対に解決のつくものではないと。悪臭というぐらゐ細かく散らばるものはないと私は思います。いかなる完全な工場にしても、絶対悪臭は出ると言いますが、しかし今日としては悪臭の出ない工場をつくらなければならぬ。莫大な金も要りましょう。個人経営としてはやれない。また四日市だけの処理ならばこれもやむを得

ませんが、三重県下一円の処理場として、何が悲しいって、やせても枯れても四日市市は三重県の大都市でございます。皆さんでもうでございますし。母屋の台所の真ん中に処理場をこしらえたり、またごみ捨て場をこしらえる人はいない。家の屋敷の一番自分に目つかぬところに必ず持って行くのが、私はこれはやはり考え方だと思えます。三重県も小さいとは言え広がります。まだまだ海にもある、山にもあるというようなお考えを持って、そうしてこれは知事とお話し合いの上、県とタイアップして処理をしていただきたいと、こういうお願いです。これは私の要望でございます。

次に、千歳小生線の質問でございます。ここに加藤市長もおられますが、私が三十年に市議員に出たときに、加藤市長はもう三期目だったと思います。副議長もせられたと。その年に千歳小生線、子西八王子線という都市計画道路が四日市の縦の幹線として発表されたんです。私もやはり川島町の出身でございますので、八王子の子西線がいつつくんだらう、千歳小生線がいつつくんだらうと二十一年間経ってしまつた。私も市会に出たときは青年議員で、意気はつらつとしておりましたが、この山中が老いて七十という呼び年を数えるような年になつてもできない。私はついにこの幹線を見ぬとこの世を去るかもわかりません。(笑声) そうしたときには、私は必ず市というものは言うものだなと、歴代の市長は私にうそを言ったと、このうそというものが私は政治の上にあつては絶対にならないと。世の中は大変変わってきております。経済状態も悪くなった。思うように仕事はできない。市民要求は多いと。この中で、ついうそを言わざるを得ないような経済状態に追い込まれておるのでございますから、一段といま四日市市というものはうそを言わぬのだと、必ず市民の要望にこたえられるという市民の信頼を再び取り戻してもらつてこそ、多くの難問の仕事は市民の協力を得て解決つくんであらうと思えます。

以上のような私の考え方をもちまして、質問をさしてもらつたのでございます。簡単でよろしうございます。何年間に計画を持っておるんだと。これはやれないんだと、これはあきらめなきゃならないならあきらめなきゃならないというやうなひとつご答弁をいただいたら幸いです。以上をもって、第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後二時二十五分休憩

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時四十二分再開

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ご質問のうち、工業高校の移転問題について、お答えをいたします。

工業高校の移転のネックはどこにあるかというご質問であつたかと思いますが、端的に申し上げれば、移転先用地についての学校側で出しております条件に適合する土地を求めることが非常にむずかしかつた、ということにおくれている理由がございますけれども、今日、移転の方向で新たな土地を物色いたし、二、三の候補地を選びまして、学校側と現在折衝中でございます。学校当局の方でも、移転ということで考えておるようでございますので、早急に結論を得るように、今後努力をしてみたいと思つております。

それから、赤堀西町間道路、天白、鹿化川の改修の問題、千歳小生線等については、それぞれ都市計画部長、あるいは建設部長からお答えをすることにいたしました。平山物産につきましては、移転先の問題も含めて県の方と十分折衝をして、公害を四日市からなくすように努力をしてみたいということをお答えいたしておきます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

（都市計画部長（杉本義広君）登壇）

○都市計画部長（杉本義広君） 赤堀西町線の道路につきまして、問題点がどこにあるかということにつきましてお答えいたします。

本道路は、区画整理区域内につきましてはおおむね完了してございます。前後の取りつけといたしまして、三滝川寄りにつきましては、ちょうど西浦の区域から三滝川左岸までにつきまして、事業決定をいたしまして進めているわけなんでしょう。この目的といたしましては、県道四日市関ヶ原線の明治橋前後の交通混雑を解消するため、赤堀小杉線、現在街路名が変わっております、赤堀山城線になっておりますが、さしずめ三滝川左岸までを施行ということで、着々と進めているわけなんでしょう。右岸詰めにおきまして、道路の取りつけになるところが非常に人家が立て込んでおりまして、建物の移転、並びに用地の点にいろいろと問題点がございまして、いままでかなりご協力賜っているわけなんでしょう。今年度事業といたしましても、すでに内示いただきまして、これらにつきまして移転交渉を進めているのでございます。今年度事業といたしましても、すでに内示いただきまして、一部その消化を行ったわけなんでしょう。今後につきましては、国に対しましても補助金の増額等を強く要望いたしまして、ただいまご指摘のありましたことにつきまして、できるだけわれわれとしては努力したいと思っております。

それから、千歳町小生線でございますんですが、千歳町小生線につきましては、先ほどお話のございましたように、昭和三十五年ごろでございますか、国道一号線以東千歳町まで約一・九キロあるわけなんでしょう。施行済みでございます。それから以西につきまして、新正常磐地内を通りましてダイヤンの前に出て、在来道路を利用いたしまして、出張所の前の道路を利用して川島に通じるということでございます。この一部拡幅の分を通りまして、県道川島貝家線の交差点から以西につきまして、延長約二千三百四十メートルを現行の道路整備計画に基づきまして、四十八年から進めてございます。この事業促進という意味合いから、すでに用地の先行をかねまして、三億一千万ほどかけてすでに一部を残しまして用地買収を完了しておるのでございます。先刻の国の用地取得制度が変わりまして、いままでの先行をかけたやつを早く事業化せよというふうなようになっておりまして、現在その先行取得した土地の返還という形で年度の割り当て事業費の大半がその方に振り向けられておりまして、事業の進捗の伸び率が非常に落ちているということでございます。五十二年度におきましても、六千五百万余りの枠をいただいております。この道路につきましても、問題点と言いますのは、何といたしましても、計画道路におきましては交付金でございまして、市街地を通り抜くということから、非常に用地移転補償費の価格の非常に高い地域を通り抜くと、そういった面にかかるといふ点であるわけなんでしょう。今後はこの未整備区間も含めて、ただいま事業区間と合わせてできるだけ早い年次に完成するように努力をしたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 建設部長。

（建設部長（石井三夫君）登壇）

○建設部長（石井三夫君） 天白川、鹿化川の改修についてお答えいたします。

昭和五十二年度を初年度といたしまして、県におきまして治水五カ年計画が樹立されておりますが、この事業費は

約四百七十億円と聞き及んでおります。この中で、太白川、鹿化川の改修事業が現在進められておるわけでございます。

そこで、太白川につきましては四十九災に伴いまして、特に災害危険個所の対策として、激特事業により改修が行われておりまして、五十二年度につきましても昨年に引き続き中央緑地南側の護岸改良がなされております。国道一号線上・下流につきましては五十三年度整備の予定となっておりますが、一方、鹿化川につきましては、本年度国道一号上流部から四日市と場付近までの間を激特事業として用地の確保を行い、来年度工事施行の予定となっております。なお、下流部におきましては、国道一号線から下流部でございますが、中小河川改修事業として、河道整備に必要な用地の取得に五十年度から当たっております。本年度も引き続き用地の買収が行われることとなっております。太白川、鹿化川とも五十三年度をもって激特事業が完了予定でございますので、完了後は国道一号線から下流の中小河川改修事業の事業費に集中投資化が図られるよう、市といたしまして今後十分県に働きかけた所存でございますのでよろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（大谷喜正君） 山中忠一君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいまご答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただし、余り事なかれか簡単過ぎてちょっと物が足らぬと、どうもこの九月議会には、私たちもいつもの質問者よりも約半数で十二名というような低調であるし、理事者もまあ議会側も余りこの九月議会を重きに置いておらぬのであろうかと、どうも答弁も景気と一語で沈滞しておるといような感じを受けますので、政治というものは、沈滞した時期にこそ政治力を発揮するものであって、なべ底景気とやら神武景気とやらで、あれことしは百億入ったと思っ

たら来年は二百億入ったというようなときには、非常に仕事もしよいと思うことは確かでございます。そんなときにそんなに気張って政治力を出さなくても、まあ自分の力でやれるというものだけの見きわめをつけたなら、私はきょう私が質問するようなものは出てこぬと思いますが、自分の力にもない、余り大きな仕事を持ち過ぎたということには確かだと思えますけれども、しかし、一たん市民の前で公表をしてやるんだと、市民はそれに大変大きな期待をかけておる、また市民は大変な協力をしておるといことでございますが、まず西浦の工業高校問題なんかは、地元の駅にも聞きますとさいが、「おいらは三割減歩をさせられておるんだ」と、「発表はこうだったやないか」と、「それをせんののだたらおいらは返してほしい」といような本当に痛切な声が出ておるといことは確かでございますので、どうか理事者におかれましては一層の、やはり政治力手腕を発揮して、そうして物の解決に進んでいただきたいと、まあいつもの答弁と一緒で、こういうふうに骨を折っておりますと、何年かかると思いますが、こういうことまで言うてくれやせんというのは、私は大変物足らぬのです。努力しますだけでは、これは実際物にならぬと思うんです。だれでも努力はしますと言います。私たちも選挙に出るときにはこれもやりましょう、努力をしますと言うけれども、政治家は、だからうそを言うやつは政治家だといようなことで大変批判を受けるんで、私も慎まなければならぬなあと思うておりますが、そのような四日市市政に追い込んでいくといことは、大変四日市市民に対しても私は済まぬと思っておりますので、どうか市長を初め理事者は格段の努力を持って、いまこそ四日市市の政治力を発揮してもらいたい。そうして私は、大変口幅かったことを、議長におしかりをこうむるかもわかりませんが、もしも高校問題にどこにネックがあるんだと、理事者でやれないんだと、それよりも議会人を使うたらいんだといふんだたら、私は、議会で特別委員会を持ってでも、そういうPTAに問題があるのか、また高校後援会の方々にそういうネックがあるのであったならば、これはやはり、理事者よりも議会側からやった方がいいんじゃないかと。また、四日市か

ら平山物産を追い出してというような、悪い言葉で言えば、ことになりすけれども、そういうことにでも、やはり政治的な問題が大変ある、どこへ行行ったってあんな問題はありがとうございますという都市はないと思いますが、そういうものはやはり理事者だけの話ではいかぬと、四日市の総意見としてひとつ考えてほしいというものは、やはり私は議会でも極力皆様方に協力せねかりゃならないと思いますので、そういうところは今後の進展のいかんにおいては、議長もよろしくひとつ考えていただいて、われわれの力の及ぶところであつたならば、議会の総力をひとつ結集するような施策も市長とご相談をしていただきたいということをご希望申し上げまして、私の質問を打ち切らさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（大谷喜正君） 喜多野 等君。

（喜多野 等君登壇）

○喜多野 等君 社会党を代表しまして、一般質問させていただきます。

簡単にせいというような声がかかっておりますので……。

四日市の置かれておる現状というものにつきまして、終戦後から現在までの状況をいろいろ順を追っていろいろ考えてみますと、やはり東海のベルト地帯における日本の国の工業政策の一環としての大きな役割を果たしてきたということが、一点大きく挙げられるんじゃないかと思ひます。その点については、特に四日市という都市自体がやはり天然の良港を持っておりますし、また気候風土もよろしいですし、そういうような点で、やはり重要な一つの位置づけと役割を果たしてきたと、また海軍燃料廠等もございまして、非常にまあ化学的なひとつの工場誘致については大きな一つの発展の基因をなしてきたと。その点では歴代の多くの四日市の代表者の皆さん方にご苦労をかけると同

時に、国の方も少なくとも指導型の形で、少なくとも臨海工業地帯が造成されてきたというのが今日の状況ではないかと思ひます。そういうことで、そのままの状態で推移するならば非常に結構だと思ひますが、悲しいかなそういう問題から公害というような問題が発生いたしましたして、その問題を暗中模索しながら、試行錯誤しながら、やはりそれを解決するために、住民運動が活発になり、また国の方からもそういうような問題が提起され環境庁までつくるというような非常に大きな、四日市としては全国的に対住民と工場という関係の中で問題が対比されてきました。こういうような問題は水俣にもありますし、また大牟田の方にもございます。またそういうような経緯を経てきまして、今日こういう状態になってきておる四日市市をながめて見た場合、ほかの近郊の桑名とか津とかとそういうような都市と比較して四日市市をながめて見た場合は、まだまだ非常に落ち着きのない都市でございます。住宅にいたしましても定着をいたしておりません。ですから常に臨海工業地帯の方から西部の方へ住宅が建設されると。また農業を専門にやられている専業農家というのが非常に近年少なくなつてきております。それはやはり自分たちの生産手段である農地というものが少なくとも宅地に変化されたような形になってまいりました。おばあちゃんやお嫁さん、またおじいさん方で田畑を耕して、だんなさん方は工場へ行くなり、またその下請へ行くなり、そういうような労働によってやはり賃金を得て生活をしていくというような形になってきております。こういうような問題で、前回の六月におきまして、三月におきまして、東海精糖の倒産の問題などが出、また三重造船の問題が出、また今次、来年になれば糖業も知多の方へ変わると、板硝子はどうかと、千二百人ぐらいいった人員がもう二百人くらいしかおらない。各工場においては非常に生産は半減された状態で操業されておる、こういうような現状に追い込まれてきておるというのが四日市の実態じゃないかと思ひます。この中で四日市市としてはどのような方向でこの基本方針を打ち出

していくかと、またそれを見直していくかという点について、私は市長にその考え方を伺いたしたわけでございます。要するに、高度成長の経済体制の中から、現在低成長の時代に入ってきたこの自治体を中心とした四日市の中小都市が、どのような形で次に発展の展開を遂げていったらよいかと、どうあるべきなのかという点について、やはり非常に私どもは考えを持つわけでございます。それはなぜか。それは石炭で一時相当盛んな大牟田におきましても、やはりさびれたような町になってしまったような形が現実にあります。また四日市の状況として、どういうような形でこの都市を、工場を、また住民を生々発展させていくのがいいのかという点について、好むと好まざるとにかかわらず現在の当該の市長である、やはり加藤寛嗣なる人物は少なくともそれを判断し、またそれを市民に伝え、市民とともに歩まなきゃならない一つの宿命的なものをしょっておるんではないかと、このように私は考えるわけです。そういう点から推して、少なくとも市長は今後どのような少なくとも基本方針が四日市市に出されておりますけれども、それをどういうような手直しをしながら、またどういう方向づけをしていくのが一番住民のために本当に幸せなのか、市民のために幸せなのかという方向づけをしていかなきゃならないんじゃないかと、またそういうような曲がり角に来ておるんではないかと、このように私どもは判断をいたすわけでございます。この点について市長の見解を賜りたいと思います。

次に、第二点でございますが、高校の問題でございますが、先ほどいろいろ皆さん方からご質問がございましたので多くを語りませんが、少なくとも市長及び議長においてはいろいろ知事との交渉において、私どもが従来から申し上げておりますような、少なくとも県は、県において高校の土地等も自分たちで買ってやはり処置をすべきであると、少なくともなおそれができないとするならば、四日市の土地を借りて建てるというところまで最善の努力をすべきであるというような問題について、敢然と市長は立ち上がって今日まで知事と折衝をしてこられたことに対しては、私

は満腔の敬意を表するわけでございます。なかなか県の教育委員会にいたしましたとしても、知事にいたしましたとしても、ほかの都市に類のない問題を少なくとも解決するのでございますから相当の抵抗はあると思います。しかし、本件について、四日市の市長、加藤寛嗣氏は敢然と立ってやられたことに対しては、私は敬意を表しますし、今後もそれを最後まで、その意志を全うしていただきたいと、このことについている人などかくの話はございますけれども、ご見解があれば市長の意見を賜りたいと、このように思います。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

第一点、大変まあむずかしい問題でございますが、今日の社会経済情勢から判断をいたしましたして、現在四日市に立地をされております工場が大変苦況に、苦しい立場に陥っておるということは事実でございます。ただ私は、現在臨海工業地帯に立地をされました石油化学工業そのものが現在の時点では不況産業であるというふうに言われておりますけれども、世界的な石油化学工業の需要というものをとって見た場合には、全く悲観をしようという必要はないのではないだろうかというふうに考えております。そこで四日市全体をとってみますと、やはり港中心に過去八十年間歩んでまいりました。だんだんに工業都市という形になってまいりましたのでございますが、本市におきましては、いわゆる臨海地帯に立地をされた工業だけが産業ではございません。特にこの商業の取引高というものは、きわめて数字的に見ましても多い取引高を示しておりますし、周辺人口を加えますと約六十万という商業圏を構成しておる、こういうようなことを考え、さらに農業にいたしましても県下で二番目ないし三番目ぐらには入るだけの農地を保有をいたしておるわけでございます。したがってこれらの工業、農業、商業、商業、そういった産業自体がどっかに片寄っ

てしまうということになりますと、都市のバランスを失することになるのではないだろうか、ただ特色として、やはり四日市港というものを抱えておると、この歴史的な過程というものを一切無視して今後に対処をしていくということは、きわめて危険なことではなからうかというふうに考えておるのでございます。そこでまあ私は、やはりこの港から農業地帯に至るまでをバランスをとった発展策を考えていくべきではないだろうかということを考えておるのでございますけれども、これらの考え方がただ単に市長個人の恣意的な考え方で将来の四日市の町づくりが計画をされるということでは、私は四日市市が百年の計を立てる上において決していい方策ではないというふうに考えております。こういうような将来計画を立てます上においては、十分市民の各層の皆様方のご意見を拜聴しながら四日市の将来の町づくりに向かってまいりたい、そのための手段をまず考えるべきではなからうかというふうに思っておりますのでございます。今日ちようど基本計画が五十二年度、五十三年度で終わるわけでございますので、今年から五十三年の十二月までにかけてまして、そういうふうな対策を講じながら基本計画の見直しをやりまして、今後の五年間をやはり計画的に仕事を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。大変抽象的なお答えになって恐縮でございますが、私がいま考えておりますのは、そういうふうなことを考えておるといふことを申し上げてお答えにかえさせていただきますと思います。

それから、高等学校の建設の問題につきまして大変おほめの言葉をいただいておりますが、私は今日の社会情勢から申しまして、高等学校教育というものはや九〇数%の進学率を占めておるといふ実態を踏まえるならば、それはおよそ義務教育に近いものではないだろうかというふうに考えておるのでございまして、そういった面で国の施策なり、あるいは県の施策なりというものが今日やはり不十分で、すべてが末端の行政体である市という自治体にしわ寄せをされるということでは教育の振興ということがお題目に終わってしまうというふうに思っております。

おりまして、この辺ではっきり一つの線を出させるべきだということを考えて、来年度開校予定の新設高校の問題に取り組んだつもりでございます。大変結論が出るのがおくれておりまして申しわけなかったのですが、そういったことを踏まえて時間がだんだん折衝の間に過ぎていったということでございます。しかし、これも一つの線が出てきたように思いますので、今後十分県とも折衝をし、県の方からさらに国に働きかけてもらうというような対策を講じながら、新しい方式を模索してまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、皆様方のご協力をお願いする次第でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 市長の考え方は非常に結構だと思えますし、またこういう重要な問題でございますし、また五十三年度に終わるといふことで今後の計画の中にそういう点を十分織り込んでいただき、また地域住民の代表の皆さん方の意向を十分汲んでいただいて、本当に広く会議を興して今後の四日市の基本の方向を定めていただきたいと、このように思うわけでございます。なお私も察知したところによりますと、県の方の基本計画の中におきましても、現在の三重県の状況から推して、なかなか中南勢の開発というのは至難なように承っております。そういう点で勢い県の企画におきましても重点をおいてやはり開発をしていかなきゃならないとすれば、三重県の北勢の地域であるというようなことを示唆しておるようでございます。私も、少なくとも四日市を取り巻く周辺においては公害問題等も発生し、本来から言えばアフターケアのような段階に入っておるといふような理解もし、解釈もしておったんですが、やはり県の一つの考え方とすれば、方向づけとしてはやはりその長い港を持った、やは

り北の方の地域の開発によって今後の財政をあげていくというような方向づけが示唆されておるようでございます。こういうような点につきましても十分市の皆様方ご配慮賜って、本当にどのように四日市を中心とした北勢地域がどういふ形の都市形成をしていくのがベターなのであるかというような問題について、多くの人々と十分審議をされて方向づけをされんことを切に願います次第でございます。

それから、高校の問題につきましては市の態度でございますが、非常に市長の毅然たる態度についてごりっばだと思えますし、今後そのような方向であくまで勇往邁進の気概で進んでいただきたい、このように思うわけでございます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（大谷喜正君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十九分散会

昭和五十二年九月二十八日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十二年九月二十八日(水)

午前十時開議

第一 議案の訂正について

第二 議案第九〇号 昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

第三 議案第九一号 昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

第四 議案第九二号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第五 議案第九三号 昭和五十一年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

第六 議案第九四号 昭和五十一年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

第七 議案第九五号 昭和五十一年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

第八 議案第九六号 昭和五十一年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)

第九 議案第九七号 昭和五十一年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)

第一〇 議案第九八号 昭和五十一年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)

第一一 議案第九九号 四日市市公告式条例の一部改正について

第一二 議案第一〇〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について

第一三 議案第一〇一号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案質疑  
委員会付託

第一四	議案第一〇二号	四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について……………	議案質疑 委員会付託
第一五	議案第一〇三号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について……………	〃
第一六	議案第一〇四号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
第一七	議案第一〇五号	四日市市民ホール条例の一部改正について……………	〃
第一八	議案第一〇六号	四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について……………	〃
第一九	議案第一〇七号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	〃
第二〇	議案第一〇八号	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………	〃
第二一	議案第一〇九号	四日市市防災会議条例の一部改正について……………	〃
第二二	議案第一一〇号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	〃
第二三	議案第一一一号	あらたに生じた土地の確認について……………	〃
第二四	議案第一一二号	町の区域の変更について……………	〃
第二五	議案第一一三号	四日市市と孤野町との境界の一部変更について……………	〃
第二六	議案第一一四号	町及び字の区域並びに名称の変更について……………	〃
第二七	議案第一一五号	市道路線の認定について……………	〃
第二八	議案第一一六号	市道路線の廃止について……………	〃

第二九	議案第一一七号	工事請負契約の締結について……………	議案質疑 委員会付託
第三〇	議案第一一八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三一	議案第一一九号	工事請負契約の締結について……………	議案説明：質疑 委員会付託

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 山 | 峯 | 天 | 春 | 文 | 雄 | 小 | 井 | 道 | 夫 | 伊 | 藤 | 信 | 一 | 岩 | 田 | 久 | 雄 | 宇 | 治 | 良 | 市 | 小 | 川 | 四 | 郎 | 大 | 谷 | 喜 | 正 | 大 | 森 | 多 | 喜 | 三 | 加 | 藤 | 定 | 男 | 金 | 森 | 正 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

○議事説明のため出席した者

○欠席議員(二名)

高橋	小林	山本	山中	山路	山口	森島	松島	増山	前川	堀川	古市	福田	平野	長谷川
力喜	喜	忠	信	安	良	英	辰	新	元	香	行	鐸		
三夫	勝	一	剛	生	吉	一	一	男	衛	一	史	信	元	

橋野	野	生	中	出	坪	田	高	高	坂	後	後	小	粉	訓	喜	川
本	呂	崎	川	村	井	井	中	木	井	口	藤	藤	林	川	霸	野
増	平	貞	平	信	妙	基	三	正	長	寛	博	也	洋			
藏	和	芳	藏	夫	博	子	介	勲	夫	次	六	次	次	茂	男	等

○出席事務局職員

主 主 議 議 事  
 事 事 事 事 務  
 事 事 係 課 局  
 事 事 長 長 長  
  
 金 山 板 小 佐  
 森 口 崎 坂 々  
 伸 克 大 晃  
 夫 彦 丞 靖 精

代表監査委員  
 森 幸 雄

次 消  
 防  
 長 長  
 岡 松  
 本 村  
 林 佳  
 衛 美

技 水  
 術 道  
 部 事  
 長 業  
 黒 村 管  
 川 山 理  
 薫 了 者

病 院  
 事 務  
 長  
 藪 田  
 裕

次 長  
 六 田  
 猶 裕

教 育  
 長  
 山 鹿  
 静 夫

教 育  
 委 員  
 長  
 龍 池  
 清 真

副 下 建 都 環 産 福 市 財 総 市 収 助 助 市  
 収 水 設 市 境 業 祉 民 政 務 長 入 役 役 役 長  
 入 道 部 部 計 部 部 部 部 部 部 部 室 役 役 役 長  
 役 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長  
 荒 奥 石 杉 川 谷 杉 矢 伊 齋 阿 平 坂 三 加  
 木 村 井 本 合 沢 本 田 藤 藤 南 井 倉 輪 藤  
 三 仁 三 義 一 文 治 三 治 久 輝 清 哲 喜 寛  
 郎 人 夫 広 郎 男 芳 郎 郎 美 彦 三 男 司 嗣

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第四号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案の訂正について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、議案の訂正についてを議題といたします。

議案第百三十三号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について、市長から一部訂正の申し出があります。この際、市長の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 去る九月二十二日に提出いたしました、議案第百三十三号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について、原案のうち一億二千万円を九千万円に訂正したいと存じますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 市長にお伺いしますけれども、修正提案はされたけれども、理由の説明がなされていないので、理由を明確におっしゃっていただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（齋藤久美君）登壇〕

○総務部長（齋藤久美君） 市長にお答えをということでございますが、かわりましてお答えをさせていただきます。この議案につきましては、地方自治法の施行令の改正が七月に行われております。それに基づきまして、四日市の事情等を勘案をしてご提案を申し上げたわけでございますが、各市の状況は、九月議会にそれぞれ提案をしておるようでございます。おいおい各地の状況等が判明をいたしてまいりましたので、それにならって九千万円に訂正をさせていただいたものでございます。

○議長（大谷喜正君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 さすがに市長はちょっと答弁ができなかったんじゃないかなと思うんですけども、昨日までの一般質問で理事者側の答弁というのは非常に物足りない、これは皆さん議員として市民に責任を持つ立場から考えてそういう印象を受けられたのは無理もないことではなからうかと思うんです。つまり、ここであらわされていること、すなわち朝令暮改といえますか、提案する以上はやはり責任を持って提案しているはずなんです。それがいまの理由によりますという、よその状態を見て考え直したと、この間一体どれくらいの時間があるんですか。一週間か、せいぜい二週間くらいの間じゃないですか。その間にそこそこ変わるような提案の仕方をするということについては、市民の代表であるわれわれ議員としてははなはだ不可解な問題があるわけです。果たしてこれで市長以下理事者

を信頼できるんだらうかと、こういう気持ちにならざるを得ない。これは大変残念なことですけども、そういう気持ちがあります。

それからもう一つは、よその実態を見てと、これもいかに主体性がないかということのみずから暴露していることになるわけです。提案される以上は私たちはこれを審議するわけですが、その審議の内容につきましては、私は総務委員会ですから総務委員会の中で詳しくやりますが、こういう考え方は絶対にやめてもらいたい。これだけを申し上げておきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 修正理由に関しまして私からも質してみたいと思えます。

先ほどの前川議員のご指摘は全く同感でございますが、一億二千万円の提案をされたに当たって自治省の施行令の改正に基づき提案されたということでございますが、施行令は九千万円でございますが、それをあえて一億二千万円になさっているについては理由があつたはずでございます。それをどういふ角度から検討され、そしてその理由づけとなつたのか、そしてまたそれをあえてまた九千万円に引き戻されたというところの理由について先ほどのご答弁では各地の状況がわかつてきたからということですけども、それでは納得できません。その点の理由を明らかにしていただきたいと思えます。まずこの点先に伺いたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（齋藤久美君）登壇〕

○総務部長（齋藤久美君） お答えをさせていただきます。

政令の改正がなされまして最低の予定価格の基準が従前の三倍に引き上げられたということで三千万円が九千万円に引き上げられたという事情があるわけでございますが、その改正の趣旨にのっとりまして内部として十分検討いたしましたのでございますが、昨今の物価の上昇なり、あるいは建設工事の大型化というようなことを踏まえまして、さらに四日市の都市の格というような考え方も含めまして考えたつもりではございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり各市の同格都市なりそれぞれの事情等もございします。それぞれに都市によって事情が違ふんだとは思いますが、考え方といたしまして、やはり政令の改正に準じた最低の予定価格の基準を採用しておる都市が非常に多いということもございしますので、それらを参考にしながら訂正をさせていただいたということもございします。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 もう少し、先ほど前川議員のご指摘もありましたように親切にご答弁いただけませんか、誠意をもってご答弁いただきたいと思えます。十分検討なさったことはわかりますが、どういふ点とどういふ点を検討なさつたのか、あえて政令の九千万円を一億二千万円にしたということには理由があるはずなんです。どういふ視点から、どういふ角度から、どういふ項目にわたって検討したのか。すでに四日市におきましては五十年の四月に政令の三千万円を超えて六千万円に変えてた、二年半ばかり前に先取りをして六千万円にしていたわけですが、それと同じように今回九千万円をさらに一億二千万円にされるについてどういふ事項について検討したのか、こういう点を明らかにしていただきたいと思えます。他都市の状況と言われますけれども、他都市の状況も全くわかっておりません。言葉で他都市と言われるだけで、他都市が果たして政令改正に応じてその後どのような状態にしたのかもわかっておりません。こういう点ももっと親身に説明をしていただきたいと思えます。それで、私の方も抽象的に申し上げているのも

何ですから、あえてこうした契約の問題について地方自治法でその最低価格を決めていると、議会にはかるべき価格を決めていると、あるいは議会にはからなければならぬようにしていると、このことの持つ意味というのは大変重要だと思わうのですが、しかし、そこに金額に幅が認められているということの中にやはり行政事務の効率的な執行の問題、あるいは経費の節減という問題、あるいは工事それ自身の促進効果、こうした問題があると思わうですね。これについて九千万にした場合と一億二千万にした場合とはどういう違いが出てくるのかと、で、議会の審議権という問題は大変重要ですし、これをいささかも崩してはならぬと思わうんですけれども、しかし同時にその仕事効率よく、そして事務においても、工事それ自身においても、そして効率的にそして効果的に行われるという問題も考えていかなきゃならぬと思わうんです。その辺のバランスの問題等について、もう少し実態的に検討なさっているはずなんです。その辺をやはりよく説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

（総務部長（斎藤久美君）登壇）

○総務部長（斎藤久美君） 当初に提案をいたしました段階で一億二千万というふうに設定した根拠ということでございます。それから、他の都市の実態ということでございますが、確かに工事請負契約をいたしますについては議会の議決に付すべき金額ということは工事の執行上、金額が大きければそれだけは確かにスムーズに工事が順序として運ぶということは考えられるわけでございますが、そのことが議会の議決に付すべき要件ということで大事なことで十分に慎重に考えてみたつもりでございます。確かに工事を促進するという意味、それから、工事がだんだんと大型になってきたということも一つございます。それらを含めまして考慮してきたということでございますが、政令では一つの最低の基準価格でございますので、そのさらにそれ以上のものについてはそれぞれの都市の実態に

じて条例の中で決めていくということだと思えます。

そこで、前回の改正がございましたが、法の改正はなしにうちの条例だけを皆さんにご審議をいただいて三千万円を六千万円に改正をいただいたというような経過がございます。そのような結果から四日市としては極端に言いますと、三万人、五万人の都市とはやはり違った形で処理をいただけるというふうにご理解を賜ったものと理解をいたしております。そこらに私の考え方の差があったようでございます。しかしながら、一億二千万円として他の都市の実態あたりを調べてまいりますと、現在県内ですでに議会の議決をされておるところもございまして。

それからまた、これから議決しようということですので提案をなされているところもございまして、県内各市では全部三千万円が九千万円に改正をいたしております。それから、近くでは浜松あたりにつきましては五千万が一億二千万円、それからあるいは静岡、近くの岐阜は九千万ですが、そういうふうな都市の実態がございまして。それらを勘案しておいおい判明をしてきたということもございましたので確かに効率よく運営をしていこうということを趣旨にしてお願いをしたわけでございますが、工事の他の実態等も考えてひとつ今回については訂正をさせていただきます。ということでございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

（小井道夫君登壇）

○小井道夫君 議案質疑もございまいし、委員会審査もございまして、その点私も十分心得たいと思わうんですが、さらに理由についてただしましてもこれ以上答えは出てこないと思わうんです。非常にその理事者側の説明の態度といえますか、内容というものを不満、遺憾に思わうわけでございます。ただ、ここでもう少し具体的にずばりと説明したらどうですか。たとえば議案第百十八号でこの雨水幹線の一億六百万の工事請負契約の提案が出てますが、

これはなぜ六月議案に提案できなかったんですか。九月に提案することによってどんな損失や障害があるんですか、ないんですか、それから設計はいつできていますか。その間設計してから議案に提案して工事にかかるまでどういうロスがあるか、この辺の問題なんかはやはり一億二千万の問題とかかわってきておると思うんですよ。こうした点を具体的に説明することにおいてこの九千万円をあえて四日市が一億二千万にした理由というものをわれわれが得心のいく説明にもなると思うんですね。その辺の説明もなしに一億二千万を議会の代表者会議で一定の論議があった、あるいはそのほかの声が出てきたということで、また大した理由も示さないまま提案されるという点で市長の全く無定見なやり方に対しては厳しく批判をしておきたいと思うわけでございます。

なお、議案質疑の段階でもその辺はお尋ねしますので、先ほどちょっと触れました百十八号関係の、いまちょっと指摘しました問題等についての資料もあらかじめ用意いただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 他にございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

市長の本申し出を承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、市長の本申し出はこれを承認することに決しました。

日程第二 議案第九〇号 昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三〇 議案第一一八号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、議案第九十号昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし、日程第三十、議案百十八号工事請負契約の締結についての二十九件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 議案第九十三号と畜場食肉市場特別会計補正予算について、特にその中で第二項の繰入金金についてお尋ねをいたしたいと思えますけれども、あらかじめ一般質問に近い質問でございまして、お許しがいただければ質問させていただきますし、お許しがなければやめておきますが。議長どうでしょう。

○議長（大谷喜正君） 伊藤議員の良識の範囲内でお願いたします。

○伊藤信一君 機会がございませんので、お許しをいただきましてお尋ねいたします。

ご承知のように特別会計というものは原則として独立採算性でございまして、できるだけ繰り入れのない方が結構でございますけれども、繰り入れが多くなると問題が生じてまいります。特にこのと畜食肉市場では四十八年に一千七百万、四十九年には二千九百万、五十年には四千四百万、五十一年には五千万、五十二年は五千八百万という繰り入れがなされております。いつか私は決算特別委員会の席であったと思えますけれども、このことについてただしまして、そして斎藤部長が農林課長か、あるいは産業部長であったときにお答えをいただいておりますけれども、と畜場と食肉市場については県・市・業者で公社をつくって霞ヶ浦埋立地へもっていく考えであるということを発言

されております。ところが、一向にそれが実現されないのみか、毎年一般会計から、先ほど申しましたようにたくさん繰り入れがなされております。ところが、と畜場、あるいは食肉市場をなぜ四日市だけが抱えていかなきゃならぬという議論になりますけれども、そのことは別といたしまして、聞くところによりますと、南勢で県、松阪、津、伊勢市、それから経済連で公社をつくって近くそういった公社が発足するというのを聞いておりますけれども、ずっと前からそういうことを市で言っておりながらなぜ南勢よりも抱えたかという、その理由について一応お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

（産業部長（谷沢文男君）登壇）

○産業部長（谷沢文男君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘の四日市と場の整備が松阪と場の整備よりなぜおくれたかということですが、ご承知のように四日市食肉市場は昭和三十三年に開場いたしております。その後、やはり、四日市の消費等需要に対応するためのいろいろの要望なり検討が加えられております。したがって、四十七年にはまた市場法等の関係からやはり青果、水産、と畜というような市場の整備が県の考え方として県内の方向が出ておりますし、と畜場整備につきましても四十八年そういうような答申がなされております。こういうことを受けまして四日市におきましてもいろいろの観点から市場整備についての検討がなされております。また、先ほどご指摘のありましたそういう候補地について霞の港湾整備との関連等もいろいろ検討されてまいった経過がございますけれども、要は四日市としてその立地が非常に進みにくいという経過が一つございます。したがって、県内の全体の市場構成から言って四日市のそういう条件整備等との関係から、一応松阪が五十一年から先行したと聞いておりますが、四日市におきましても県の整備計画とあわせて今後の対

策を考えなければならぬ時期に来ていると思えます。なお、ご指摘の公社制につきましても当然議会のご指摘のようにその方向で考えるべき問題だと考えております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 伊藤信一君。

（伊藤信一君登壇）

○伊藤信一君 財政の豊かであった時代はたとえ一千万でも五千万でもこれを見逃したかもわかりませんが、今日の四日市の財政から見ると年々五千万円以上支出するということは大変な問題だろうと思えますので、特にこれは産業公営委員会で十分検討をされて早く県・市・業者で公社をつくるように促進委員会などをつくってお進めをいただきたい、その点につきましてはよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

（小井道夫君登壇）

○小井道夫君 議案九十二号の総務費の中で特別旅費追加補正がございますが、もしこれがさきの日米市長会への参加経費の追加だとするならば、日米市長会への参加経費の総額はどれだけになったのか教えていただきたいと思えます。

それから、款八の土木費の中で近鉄高架下整備工事請負費の自転車置き場の整備として計上されておりますが、これは場所はどこかということでございます。あるいは図書館南側の湯の山線高架下の整備なのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、道路橋梁費で末広橋が当初の一千五百万に対し三千万になっておりますが、この末広橋の追加補正という内容というもの、そして、その完成の見通しというものについてその辺の関係について明らかにしていただ

きたいと思ひます。

都市下水道費で羽津都市下水道新設改良二千四百万の追加補正と債務負担の変更がございますが、これによってどのような工事が追加施行されるのか。二号幹線水路の他の部分、少なくとも国一までの間の水路とはどうなるのかという関連を明らかにしていただきたいと思ひます。

議案九十五号の土地区画整理事業の特別会計で本年度から業務を開始する復興土地区画整理事業の清算交付金が計上されておりますが、現在不服審査請求が多数出されておると聞いておりますが、この間これらの人の中で清算徴収金が徴収できない事態を生むのではないか、この点どのように処理をなされるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、議案第三百三十三号の、先ほど問題になりました件、議案第一百八十八号ともかわりましてお尋ねいたします。思ひますが、富田二丁目地内雨水一号幹線水路の管渠布設工事その一で契約金額一億六百万になっております。これはいつ設計を終えられ国の補助等の関係もいつ調整がついたのか、そして、この設計に当たった職員の数とか、あるいは時間外勤務手当、そうした経費の関係、そして、今日九月議会に提案をされた理由ですね、こういう点を明らかにしていただきながら、この種の大型工事の設計、そして、その期間、あるいはそれに従事する職員、人件費、そういうもののかかわりを含めて設計の終わる時期、設計の問題、それから、議案に諮られるまでの間どうしているのか、それから、議案から工事発注、こうした日程的な期間的な問題、そうした関係を明らかにしていただきたいというふうに思ひます。

それから、これは当局にお尋ねするのはあるいは筋違いかもわかりませんが、三月議会なりで予算で審議して、そしてまた工事請負契約の締結議案として議会にはかられて、そして総務委員会で審査をされると、この総務委員会等においてこの審査される工事請負契約の審査のポイントとか、それからどれくらい時間をかけておるのか、

そういう点で当局側もこれに対応して審査に参加してみえるわけですが、特にいままで問題になったこと、こういう関連を明らかにしていただきながらその九千万円の是非の問題を論議したいと思うわけですので、その点をぜひ明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、水道事業の決算議案ですが、財政計画との関係を明らかにしていただきたいと思ひますし、それから、大口需要が減ったということですが、これが現実にとれくらの水量として、あるいは使用量として推定をされるのか。また、それについての検討は従来も指摘しましたが、その後も変わらないのか、何ら検討なされているのかなさ

れていないのかを明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） 第一番目の特別旅費でございますが、日米市長会ほかアメリカ各都市の視察関係で四人分、一人百二十九万五千二百五十六円の総額でございます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君） 高架下の自転車置き場の場所でございますませんが、これは湯の山線の下でございます。まして、ちょうど名古屋本線と湯の山線と分かれた根っこでございますか、分かれて少し湯の山寄りのところに設置するものがございます。

次に、区画整理の清算につきましての不服審査中のものがございますんですが、現在のところ百七十二件であるわけなのでございまして、建設省の方に不服審査請求が出てございます。ただいま建設省の区画整理課の法制係の方で

審査中でございます。この額につきましては、この額につきまして確定的な数字はまだつかんでいないわけなのでございます。おいおい建設省の審査の整理が進むに従いまして整備されてまいると思っています。

○議長（大谷喜正君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 第八款土木費中道路橋梁費につきましてお答えさせていただきます。末広橋の補正の内容とその完成の見通しはというご質問であったかと存じますが、今回当初でお願いいたしておりました一千五百万にさらに国の割り当て増加に伴いまして一千五百万計上させていただいておりますが、これによりまして橋台工当初で一基の予定であったのを二基ということで、下部工を全部完了する予定でございます。来年以降上部工、取付工に着手する予定でございますが、残事業といたしまして約一億二千三百万程度でございます。なお、このほかに小山田地内におきまして新六名橋を継続施行しております、これの残事業が来年三千万ということでございますが、来年度新六名を早く完成し、あと集中的に末広橋の方へかかりたいという考えでございます。見通しといたしましては五十四ないし五十五年という見通しでございます。

○議長（大谷喜正君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 羽津都市下水道路についてのお尋ねでございますが、五十二年度事業といたしましてはポンプ場につきましては昨年債務負担をお認めいただきまして設置を完了いたしました一千二百ミリポンプ一台の国費残分と、新しく来年豪雨までに設置しようとする一千八百ミリのポンプ一台に対する一部国費と債務負担をお願いしておるわけでございます。水路でございますが、これも昨年債務負担をお願いいたしまして先行させていただいて

おります二号幹線の国鉄横断ボックスの国費対象分と流入渠と羽津山線の横断ボックスの水路を計上させていただいているものでございまして、そのほかに債務負担行為といたしまして除じん機の設置をお願いしておるものでございます。あと二号幹線水路の国道までのおとどうするんだということもお尋ねございましたが、これにつきましては五十三年度、四年度と継続で施行させていただくことになりましたが、この水路線は用地はすでにもう確保済みでございますので、浸水対策上緊急な必要に応じて素掘り水路でも対処できるというような考え方をしておるわけでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 議案第百十八号の工事請負契約の関連でございますが、細部につきましてはちょっと超過勤務手当等の精算はいたしておりませんけれども、この工事につきましては下水道部が担当いたしておりますが、設計等が完了いたしましたのは八月でございます。それから、手続等を行いまして今議会に提案をさせていただいたという経緯でございます。細部の数字については承知をしておりますのであしからずご了解をいただきたいと思っております。なお、総務委員会で、工事請負契約の審査を、どのような形をポイントでやっておるかということでございますが、実は私、七月からまだ総務委員会で工事請負契約案件についてご審査の中へ入っておりますが、いずれにいたしましても総務委員会での工事請負契約の内容、案件の審査については内容全体にわたって十分ご審査をいただいております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 大口需要者の減少というのは一体どういふふうになっているかということですが、水道料金を値上げいたしましたして、その結果大口需要者、特に数字的に申しますと、一般家庭は二十五ミリ以下が大半でございますして、大口需要というのは四十ミリ以上を大体指しているわけでございますけれども、この四十ミリ以上の口径の水道の使用料金というものが五十一年度で当初予算に比べまして一億七千六百九十三万四千円減少してまいっております。これはやはり水道料金の体系が口径別に切りかえて大口需要者に対する負担が非常に高まりましたので、その結果抑制されたという結果になったんだと思います。したがって、大口の需要の各企業だとか、あるいはまた、官公庁でもしかりですが、非常に減少してまいっております。これに対する対策をどうするかということをご指摘になっておられました。われわれとしてはこの料金体系が水をたくさん使えば使うほど、普通のものとの購入関係ですとたくさん買えば買うほど安くなるのが通例でございますが、水道料金の場合にはたくさん使えば使うほど、あるいはまた、口径が大きくなればなるほど逆に高くなっていくというのがこの体系でございます。現在の体系を検討いたしましたして、さらにこれに追い打ちをかけるようなことをやれば、ますます使用量が減ってくるんじゃないかということと、それから、それじゃ原則的に足かせをかけて、特別に使わなくてもこれだけの料金を取るというふうな制度が是非かということは今後の検討課題として十分検討していきたいと思っておりますが、現状ではなかなかそういう考え方に踏み切ることが困難なようでございます。それと財政計画でございますが、決算書に上がっておりますように本年度の料金と支出のいわゆる損益勘定での関係では五億六千五百万ほどの黒字になっておりますが、これは逆に資本勘定の方で四億一千万ほどの負担をこの中でしていかなくちやいけないとか、いろいろその他に経費の負担等もございまして、最終的には五十一年度は三億九千万ほどの黒字になってきておりますが、この中に前年度の赤字分を補てんいたしますと、五十二年度に繰り越すところの黒字は三億一千九百万でございます。水道事業

の会計と申しますのは料金の収支から出てきた黒字、これは当然施設のために投資するいろんな資本勘定をその経費で賄っていかなければいけません。そのほかに非常にご理解願うのにとときき疑問いただかれるかもしれませんが、そういった資本的な投資というものは皆さんも会社をやっておみえになる方はよくご承知のように減価償却費によって積み立てております。水道局としてはそういった料金から上がった純益とその減価償却費を合わせたものから資本的なものを引いた残りが純益でございます。五十二年度のわれわれ推定としては二億八千万程度のものが残るといふふうに計算になっております。これが現況でございます。ここでお断りしておきたいのは、質問にはなかつたんですが、現在の四日市の水道料金を支えている水道事業というものは全部地下水によるいわゆる伏流水に依存しておりますが、本年度から県の北勢用水、これは表流水、木曾川流域から水を運んでまいりまして、それを水源の一部にするわけですが、そういうふうな水の取り方の体系が変わってまいりますと、この経費の問題も著しく変わってまいりますので、詳細については委員会ではいろいろご相談しつつ今後の水道料金の体系だとか、あるいは事業の経営の転換とかいふものをご相談申し上げたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 あと委員会の方でよく問題の点についてはご論議いただきましたと思いますが、その際特に百三号の關係で先ほど百十八号については八月に設計をしたということですけれども、いろいろ私が聞く限りではこの九千万と一億二千万と、仮に議会にはかるべき金額の数字が違った場合に五十一年度の実績でも八件ほどこの問題が出てくるわけですが、六月議会にははかれないが、しかし、設計が終わると、しかし九月議会にかけなきゃならないと、そのために多くのロスがあるということも聞くわけでございます。そうした事務効率の問題、経費の節減、工事の促

進効果を上げる、こうした関連もあわせてそうした議会の審議権とのバランスの問題もあわせてよく検討をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 他にございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門はお手元に配布しました付託議案一覧表（一）のとおりであります。

日程第三一 議案一一九号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十一、議案百十九号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

「市長（加藤寛嗣君）登壇」

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第百十九号は、市立四日市高等看護学院、看護婦、学生宿舍及び託児所改築工事の請負契約締結案であります。市立四日市病院の改築につきましては第一期工事を明年八月末完成の予定で施行中ですが、これに隣接して第二期工事を施行しようとするものであります。この工事請負契約の方法につきましては指名審査会の中に専門部会を設置して慎重に検討いたしました結果、第一期工事との関連から工事現

場の物理的諸条件を勘案し、円滑な施工と最良の成果を期待し、さらに昨今の経済情勢と地元業者の育成を考慮して、第一期工事請負業者と地元業者との共同企業体に発注することが最善の方策であると判断いたしました。随意契約により、大成、石原化工、生川建設共同企業体と金額三億一千九百万円をもって工事請負契約を締結しようとするものであります。どうかよろしくご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、本日まで受理した請願及び陳情は、お手元に配布しました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

なお、目下建設委員会で審査中の陳情第八号河川管理主管課の変更について及び請願第十三号諏訪公園内に半地下式駐車場設置については、取り下げの申し出がありましたのでご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る十月四日午後一時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

昭和五十二年十月四日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十二年十月四日(火) 午後二時開議

第一 議案第 九〇号 昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………

委員長報告：質疑、討論 議決

第二 議案第 九一号 昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について……………

第三 議案第 九二号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第一号)……………

第四 議案第 九三号 昭和五十二年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)……………

第五 議案第 九四号 昭和五十二年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………

第六 議案第 九五号 昭和五十二年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………

第七 議案第 九六号 昭和五十二年四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)……………

第八 議案第 九七号 昭和五十二年四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………

第九 議案第 九八号 昭和五十二年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………

第一〇 議案第 九九号 四日市市公告式条例の一部改正について……………

第一一 議案第一〇〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………

第一二 議案第一〇一号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する……………

……………

第三	議案第一〇二号	四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について……………	委員長報告…質疑、討論、議決
第四	議案第一〇三号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について……………	〃
第五	議案第一〇四号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
第六	議案第一〇五号	四日市市民ホール条例の一部改正について……………	〃
第七	議案第一〇六号	四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について……………	〃
第八	議案第一〇七号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	〃
第九	議案第一〇八号	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………	〃
第二〇	議案第一〇九号	四日市市防災会議条例の一部改正について……………	〃
第二一	議案第一一〇号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	〃
第二二	議案第一一一号	あらたに生じた土地の確認について……………	〃
第二三	議案第一一二号	町の区域の変更について……………	〃
第二四	議案第一一三号	四日市市と孤野町との境界の一部変更について……………	〃
第二五	議案第一一四号	町及び字の区域並びに名称の変更について……………	〃
第二六	議案第一一五号	市道路線の認定について……………	〃

第二七	議案第一一六号	市道路線の廃止について……………	委員長報告…質疑、討論、議決
第二八	議案第一一七号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二九	議案第一一八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三〇	議案第一一九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三一	議案第一二〇号	教育委員会委員の任命について……………	議案説明…質疑、討論、議決
第三二	議案第一二一号	公平委員会委員の選任について……………	〃
第三三	委員会報告第一〇号	総務委員会請願書審査結果報告……………	採否 決定
第三四	委員会報告第一一号	教育民生委員会請願書等審査結果報告……………	〃
第三五	委員会報告第二二号	産業公営企業委員会請願書等審査結果報告……………	〃
第三六	委員会報告第一三号	建設委員会請願書審査結果報告……………	〃
第三七	発議第四号	老人医療制度確立に関する意見書の提出について……………	議案説明…質疑、討論、議決
第三八	発議第五号	水産省設置に関する意見書の提出について……………	〃
第三九	発議第六号	市長専決処分事項の指定の全部改正について……………	〃

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)



○欠席議員(三名)

○議事説明のため出席した者

技術部長	水道事業管理者	病院事務長	次長	教育委員	職務代理者	副収入役	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	市長公室長	収入役	助役	助役	市長	財政部長	総務部長	伊藤治郎	齋藤久美	阿南輝彦	平井清三	坂倉哲男	三輪喜代司	加藤寛嗣	森安吉	山口信	山本忠	山中剛	小川四郎	高橋力三	中村信夫		
黒川薫	村山了	藪田裕	六田裕	山鹿夫	槌谷さだ子	荒木三郎	奥村仁人	石井三夫	杉本義広	川合一郎	谷沢文男	杉本治芳	矢野三郎																							

消 防 長 松 村 佳 美  
次 長 岡 本 林 衛

代表 監 査 委 員 森 幸 雄

○出席事務局職員

事務局 長	佐々木 晃 精
議 事 課 長	小 坂 靖
議 事 係 長	板 崎 大 之 丞
主 事	山 口 克 彦
主 事	金 森 伸 夫

午後二時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第五号により取り進めますので、よろしく願います。

○議長（大谷喜正君） 会議に先立ちまして、任期満了により昨日をもって退任されました前教育委員長龍池清真氏から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

〔龍池清真君 議場中央へ進む〕  
〔拍手〕

○龍池清真君 このたび私の退任に際しまして、ごあいさつを申し上げる機会を与えられましたことをまことにありがとうございます。

顧みますと、公選制度を通算いたしますと十三年間四日市の教育行政の推進に微力を尽くしてまいりました。たんですが、なにぶん非才の身でございます。皆様のご期待に沿いえなかったことがあろうかと思ひまして、その点非常に恥じ入る次第でございます。この間皆様から寄せられました数々のご厚意に対しまして心からお礼を申し上げます。お別れの言葉といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（大谷喜正君） この際、報告いたします。

議事説明者として、教育委員長職務代理者の出席を追加要求いたしましたのでご了承願います。

○議長（大谷喜正君） これより会議に入ります。

- 日程第一 議案第九〇号 昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び
- 日程第二 議案第九一号 昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

○議長（大谷喜正君） 日程第一 議案第九十号昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び日程第二、議案第九十一号昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

産業公営企業委員長 山本 勝君。

（産業公営企業委員長（山本 勝君）登壇）

○産業公営企業委員長（山本 勝君） ただいま議題となっております議案第九十号昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び議案第九十一号昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について産業公営企業委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十号昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。五十一年度の当事業決算におきましては総収益二十六億八千八百七十七万五千七百七十円に対し、総費用は二十六億五千四百二十六万九千七百七十五円でありまして、差し引き二千六百五十一万四千七百三十五円の純利益を上げることができ、これにより五十一年度においては累積欠損金も減少し、わずかながらも改善がはかられたのであります。この理由としては診療報酬の改定、高度医療の提供による医療収益の増加、また費用のうち給与費、材料費など予定より支出を要しなかったこと一因であります。院長はじめ関係職員の方々の努力によるところが大きく、その労を多とするのであります。しかしながら、今後の病院運営については累積欠損金、一時借入金の問題、人事院勧告による給与改定、さらには職員の計画的な増員確保の問題など依然として厳しいものがあるのであります。新病院開設時には市民の負託にこたえられる中核病院としての機能が十分に発揮できるよう万全を期するとともに、現在改築中の病院工事について若干のおくれ

が見られているので、工期、工事内容等契約履行に遺漏なきを期すべきことを要望いたしましたのであります。

以上の経過により当委員会は本件を認定すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議案第九十一号昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についてであります。五十一年度の当事業決算においては、総収益二十三億五千五百二十五万六千六百二十四円に対し、総費用は十七億八千九百四十五万五千七百八十八円であり、差し引き五億六千五百八十八万四千四百六十六円の純利益となりました。この原因としては、水道料金の改定、北勢水道用水受水費の減などによるものであります。五億六千万円余の純利益を生じたとはいえ、これらは拡張事業などの先行投資に向けられるのであり、また、五十一年度受水に至らなかった北勢水道用水については全量受水する五十四年度には六億九千八百万円程度の費用負担が考えられ楽観は許されないのであります。当委員会においてはこれらの状況を踏まえて種々論議がなされたのであります。特にその中で昭和五十一年度の給水収益の内容について質したところ、当初予算に対し口径二十五ミリ以下はいわゆる一般家庭用については約五千万円の増収であったが、口径四十ミリ以上のいわゆる大口利用者については約一億七千七百万円の減収であったとの説明がなされたのであります。当委員会においては料金改定、経済情勢の変化などの影響があったにせよ、予算編成時における見通しが甘かったことを指摘し、今後の予算編成において十分検討されるよう要望いたしましたのであります。なお、今後の事業運営についても北勢水道用水受水費などが加算されることなどにより料金の改定問題が急速に高まってくることを予想されるのであります。水需要の伸び率などについて、より一層研究を重ね事業の健全運営に努力されるよう要望いたします。

最後に、当委員会においては昭和五十一年度の水道及び病院決算の審査に当たって、本定例会に報告されている監査結果報告についても代表監査委員の出席を求め、一、水道局理事者と労働組合との間に成立した労働協定と監査と

の関係、二、議会における過去の審議経過と監査との関係、三、監査結果報告と決算審査意見書との関係、四、水道局部内規と監査との関係、五、監査指摘事項の指摘の仕方、表現の方法など数多くの質問、意見がなされたのであります。今後監査報告に際しては経理の取り扱いを含む事務処理などについて理事者側を事前に指導されるなど適切な措置を講じられ、いやくも客観的に見て誤解を招かないよう十二分に配慮し、公正かつ適正な監査が行われるよう強く要望いたしましたのであります。

以上の経過によりまして当委員会は本件については決算を認定し、利益剰余金処分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私 は議案第九十一号中、利益剰余金処分案はやむを得ないものと考えますが、その前提たる決算については認定に反対するものであります。その理由は幾つかあり、五十一年度水道事業会計予算の審議の場をはじめ、かねてからの私の水道事業に対する主張に通じるわけでございますが、ここではその一部について決算の結果と対比

しながら指摘するにしたいと思います。五十一年度の給水収益は四月からの水道料金の値上げによって五十年都比六二%、七億八千万円の大幅な増になっておりますが、四十九年十二月の料金改定時に示された財政計画における見込み額より六・二%、一億三千四百五十万の大幅減となっております。このことについて決算報告等では料金改定による需要抑制と景気回復のおくれから大口需要者の需要減を招いたなどと述べております。確かにそういう面があったとしても、通常の場合料金値上げ後の需要抑制はつきものであり、この場合も十分予想されたことであります。また、景気の動向についても当時先行き不安の状況でありました。これらの要素は財政計画には当然折り込まれていないのであります。それが少々の見込み違いにとどまらず大幅な差が生じたということは、一つには財政計画の立て方に誤りがあったことを示していると同時に、そして最も重要なことは、大企業等の大口使用者の現在の料金制度に重大な欠陥があることをはっきりと証明していると思えます。

私は、これまで機会あるごとに、その不合理、欠陥を指摘し改めるよう主張してまいりましたが、この決算の結果によっても、また五十年年度に入っても大企業等の大口使用者の需要が伸びず、すでに現計予算で見限る限りその給水収益が財政計画における見込み額よりも九・三%、一億六千七百万余りの減とこれまた大きな差が出ていること、さらに五十一年度の損益勘定におきましては北勢水道用水の受水費の全額の減額等により財政計画よりも多い純利益を確保したものの、五十二年度における純利益は受水費の関係を別にすれば財政計画を大幅に下回ることが予想されることなどを考えた場合、その必要性をますます痛感するものでございます。当局が市民の直接的な生活用水と違って利潤追求を目的とする大企業等の大口使用者の水道料金制度をすでに工業用水北勢水道用水等に採用されている契約水量制を採用し、その上に高度累進的な従量制をあわせた制度に早急に改め、水道事業の健全運営の一助とするよう重ねて要望するものでございます。

次に、五十一年度の北勢用水受水費は財政計画では一億七千四百六十六万円余り、当初予算では、一億二千八百九十八万三千元を計上されていましたが、決算はゼロとなっております。さらに、五十二年におきましては財政計画では二億二千七百四十二万六千元、予算では一億九千七百六十八万円が計上されていますが、実際の執行予定額は一億一千六百四十三万四千元が見込まれております。高くて問題の多い北勢用水の受水費減は五十一年度決算の結果も示しますように、当面の水道財政にとってプラスとなっていることとございますが、四十九年十二月の水道料金値上げ決定時において、その重要な基礎資料として示された財政計画の中に巨額の受水費を計上しておきながら、これが実際に受水可能になったのが二年半もたった五十二年六月からで、しかも、使用水量はことしの夏でも全くゼロというような事態になっていることに大きな問題があります。これは単なる財政計画の見込み違いではなく料金値上げの材料に財政計画を使ったと言われても仕方がなく納得することはできません。今後当局がこの北勢用水の高い受水費減額のほか、第三期拡張事業費などの財源負担の民主化、独算制の廃止、水道事業に対する国・県の大幅補助の実現等を図り、水道事業発展のために一層の努力をなされるよう要望するものでございます。

○議長（大谷喜正君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、議案第九十号昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決しました。

次に、議案第九十一号昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算を認定し、利益剰余金の処分については原案のとおり可決すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は決算を認定することに決し、利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第三 議案第九十二号 四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第三〇号 議案第一一九号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三号 議案第九十二号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし、日程第三十号、議案第百十九号工事請負契約の締結についての二十八件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

粉川 茂君。

〔総務委員長（粉川 茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川 茂君） ただいま議題となっており各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十二号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。第一条歳入歳出予算のうち歳出の主な内容は、総務費においては国有財産払い下げに伴う元検察庁及び法務局建物等の撤去費、職員希望退職者手当金の追加、衛生費においては衛生組合負担金の増額、屎尿中経貯溜槽の移転新設費の追加、消防費においては職員退職手当金、危険物の保安検査強化費の追加等であり、また、歳入については、歳出各科目に関連の特定財源のほか一般財源として市税の増加見込額を計上して収支の均衡を図るものでありまして、歳出第一款議会費、第二款総務費、第四款衛生費、第九款消防費並びに歳入全般についていずれも別段異議はありませんでした。また、第二条 債務負担行為及び第三条地方債についても別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十九号四日市市公告式条例の一部改正について、議案第百号四日市市職員定数条例の一部改正について、議案第百一号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について及び議案第百二号四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正についての四議案については別段異議はありませんでした。

次に、議案第百三号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてであります。

本件は最近における経済情勢の変化に対処するため、本年七月に地方自治法施行令の一部が改正され、議会に付すべき契約の最低予定価格の基準が従前の三倍の九千万円に引き上げられたことにより、本市においても現行の六千万円を九千万円に引き上げるものであります。今回の措置により公共事業の一層の効率的促進が図られるものと推察されますが、当委員会といたしましては担当助役の出席を求め、議会に付議されない契約にあっても市民から疑惑を持たれないよう十二分に配慮し、厳正かつ的確な契約事務の執行に当たると強く要望いたしましたのであります。なお、

本件については当委員会に付託される直前に本会議において市長から議案の訂正について申し出がなされ、これを承認したという経緯がありますが、今後このようなことを二度と繰り返さぬよう強く反省を求めた次第であります。

次に、議案第百五号四日市市民ホール条例の一部改正についてであります。本件は去る四月の本市行財政調査会の答申に基づく使用料、手数料の見直しの一環として昭和三十五年以來改正がなされていない市民ホールの使用料を改定しようとするものであります。今回の改定については各委員から当施設の規模、設備等を勘案し、また、市制八十年記念事業として予定されている総合文化会館とも関連して種々質疑がなされたのであります。当委員会としては現下の社会情勢を考慮しやむを得ないものとして承認いたしましたのであります。しかし、本条例中の減免規定については、過去において災害時以外には適用された例のないことから市長並びに担当助役の出席を求めたのであります。市長からは、当該規定の運用を拡大することは事務の混乱を招き、むしろかしいが、福祉団体等の使用については今後適用していききたいとの説明がありました。当委員会といたしましては市民文化の向上並びに市民負担の軽減を図るためこの規定の主旨に沿い十分活用するよう強く要望いたしましたのであります。

次に、議案第百七号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第百八号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については別段異議はありませんでしたが、非常勤消防団員という用語は、その対象範囲がわかりにくい。ため、さらに適切な表現について検討するよう意見がありました。

次に、議案第百九号四日市市防災会議条例の一部改正について、及び議案第百十一号新たに生じた土地の確認について、議案第百十二号町の区域の変更について、議案第百十三号四日市市と孤野町との境界の一部変更について、並びに議案第百十四号町及び字の区域並びに名称の変更についての五議案については別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十七号及び議案第百十八号の工事請負契約の締結についてはいずれも下水工事関係に係る請負契約

締結案であり別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十九号の工事請負契約の締結についてであります。本件は、市立四日市高等看護学院、看護婦、学生宿舎及び託児所改築工事の請負契約締結案であります。市立四日市病院の改築につきましてはご承知のとおり現在第一期工事を施行中でありますが、これに隣接して本件の工事を第二期工事として施行しようとするものであり、第一期請負業者と地元業者二社との共同企業体と随意契約により契約を締結しようとするものであります。当委員会としましては、かかる契約方法が本市においては初めてのケースであることから理事者より詳細な説明を求めるとともに、地元建設業界の実態を把握する等本件の審査に当たりましては特に慎重を期したのであります。各委員からは、工事の円滑化、あるいは地元業者育成の見地から長時間にわたり種々熱心な論議が交わされたのであります。当委員会といたしましては地元業者育成の立場から名目的な共同企業体とならないよう、また、工事の能率的施行のため今後の指導監督の強化を強く要望するとともに工事請負契約の締結に当たっては市民の疑惑を招かないよう公正かつ適正な競争の確保のために今後さらに一層の努力を重ね万全を期するようあわせて要望いたしました次第であります。

以上の経過をもちまして当委員会に付託されました関係議案についてはいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、教育民生委員長にお願いたします。  
訓覇也男君。

「教育民生委員長（訓覇也男君）登壇」

○教育民生委員長（訓覇也男君） たいだいま議題となっております各議案のうち教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十二号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第一号）のうち関係部分であります。歳出第三款民生費につきましては保育所費におきまして今回大矢知保育園ほか二園の増築費が計上されておりますが、市内には公立幼稚園の未設置地区が残っていることから、幼児教育施設の整備に当たっては関係部局で十二分に協議の上その適正配置に努めるよう強く要望いたしました。

なお、大矢知保育園における障害児保育の実態については交通事情等から勘案してその配置について再検討すべきことを要望いたしました。

また、青少年指導費の環境総合点検パトロールに關しまして青少年課の所管変更を契機として、この際育成会、補導委員会、PTAなど地域における各種関係団体の責務を明確にし子供の育成に万全を期するよう特に強く要望いたしました。

次に、歳出第十款教育費につきましては中部東小学校の土地購入費に關連しまして、小・中学校等教育財産の管理についての事務処理が遅れているものがあり、この際特に計画的にその処理を促進するよう強く要望いたしました。また、小・中学校の校庭開放事業につきましてはその条件整備を促進し、将来の学校開放を見越して抜本的にそのあり方を検討すべき時期に来ており、次期定例会までにその方針を決定するよう強く要望いたしました。

なお、小・中学校、幼稚園の保健用冷蔵庫の購入に關しまして、日本脳炎など任意による予防注射のあり方について検討すべきであるとの意見がありました。

次に、議案第九十七号昭和五十二年四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）及び議案第九十八号昭和五十二年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）の二議案につきましては別段異議ありませんでした。

議案第百四号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては健康保険法の一部改正に準じて助産費及び葬祭費を引き上げようとするものでありまして別段異議ありませんでした。

次に、議案第百六号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、本市行財政調査会の答申に基づき長期間にわたって据え置かれていた各体育施設の使用料を改定するとともに、体育施設関係の条例を統一するため新たに本条例を制定しようとするものであります。使用料の改定に当たっては体育施設の整備充実を図るなど市民の協力が得られるような施策を講じるべきであり、この点を特に強く要請いたしました。また、本条例中「使用の制限」及び「使用許可の取り消し等」の条項の運用に当たっては経験のある他市の実情等その実態を調査、検討して慎重に執行すること及び使用料の減免についてはその基準を定めておくこと等を要望いたしました。なお、使用料の引き上げは極力抑制すべきであり、また、使用制限に係る条例の解釈上に問題があるとして本案に反対の意見もありましたが、当委員会は賛成多数によりこれを承認いたしました次第であります。

以上の経過をもちまして当委員会に付託されました関係議案はいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、産業公営企業委員長にお願いたします。

山本 勝君。

〔産業公営企業委員長（山本 勝君）登壇〕

○産業公営企業委員長（山本 勝君） たいま議題となっております各議案のうち産業公営企業委員会に付託されました関係議案について当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十二号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

出第六款農林水産業費においてはマツクイムン防除事業費について質疑があり、理事者から今回は特に被害の大きい地域に重点配分したが、今後計画的に防除事業を進める考えであるとの説明がなされたのであります。しかし、当委員会においては本事業に対する補助が不十分であるため今後必要に応じて追加を行うこと、特に公共施設については率先して行うことなど事業に対する積極的な取り組みを強く要望いたしました。

また、地域農政推進特別対策事業費については、新規事業でもあり、今後の成り行きに大いに期待がかけられるところから事業効果があがるよう市が主導性を發揮してこれが推進を図られるよう要望いたしました。

歳出第七款商工費は宮妻峽ヒュッテ改築費の増額、諏訪商店街共同駐車場ほかの中小企業団体など共同施設建設費補助金が補正の主なものであり、また、歳出第十一款第一項農林水産施設災害復旧費は現年発生及び過年度発生災害復旧について国庫補助割当て見込み、割当て決定などによってそれぞれ補正を行うものであり別段異議はありませんでした。

なお、今回の補正予算中幾つかの補助金が各所に計上されているのでありますが、従来から補助金のあり方については多くの意見が出されているにもかかわらず、その支出基準が明確にされていないのでこの際この基準について細部にわたって検討し明確にされるよう強く要望いたしましたのであります。また、当委員会においては耕地事業の推進に関して種々論議がなされたのであります。現在団体営土地改良事業などにおいてはほとんど県費助成がされていないことから、本事業に対する県費助成及び枠拡大について強力に運動を進められるよう要望するとともに、特に新規事業である農村集落排水事業についても県費負担がいまだに決定されていないのであり、県費による高率補助が実現されるようあわせて要望いたしました。

議案第九十三号昭和五十二年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）については、一般会計からの

繰り入れに関して当市場のあり方、将来計画等論議がなされたのでありますが、当委員会としては三月の当初予算審査時にも申し上げたように県・市・業界などによる公社制移行が望ましいと考えるのであり、今後当施設の老朽、狹隘化に伴う改築整備とあわせてこれが早期実現を図るよう要望いたしましたのであります。

議案第九十号四日市市簡易水道条例の一部改正については、野田簡易水道の水沢簡易水道への統合、小林簡易水道に係る給水料金改定でありまして別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案についてはいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、建設委員長をお願いいたします。  
橋本増蔵君。

〔建設委員長（橋本増蔵君）登壇〕

○建設委員長（橋本増蔵君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案について当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十二号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第一号）の關係部分についてであります。

歳出第八款土木費の土木管理費につきましては二十五万都市として建築基準法に基づき県から建築確認事務を引き継ぐため建築主事設置等の準備費を追加するものであり、また、道路橋梁費につきましては国庫補助事業費の決定した日永八郷線、末広橋の事業費の追加補正等が主なものでありまして別段異議はありませんでした。

河川費につきましては国庫補助事業費の決定に伴う準用河川改修費の追加補正と市単独河川改良費の増額が主なものでありますが、工事施行に係る家屋損傷に対する補償金の増額補正に関連して工事の施行に際しては万全なる事前

対策と業者に対する適時適切な監督指導を行い周辺地域の住民に迷惑をかけることのないよう細心の注意を払うよう要望いたしました。

都市計画費につきましては県支出金の決定した常時交通量観測調査費の追加のほか、近鉄高架下自転車置場整備費等の追加補正が主なものでありますが、自転車置場の整備に当たっては、特に利用者の立場に立った効果的な整備をするとともに整備後においても設置場所の表示、PRに力を入れ市民が十二分に活用し得るよう、また、正しく利用されるよう指導されることを強く要望いたしました。

都市下水道費につきましては、国庫補助事業費の決定及び縁故債による施越事業の実施に伴い朝明、羽津、塩浜、落合の各都市下水道改良事業費の補正であります。工事施行箇所における現場の安全管理に十分な配慮をすると共に、公害防止事業計画の五十二年度末期限切れに対処し、特にその資金計画にはそこを来さぬよう強く要望いたしました。

歳出第十一款第二項土木施設災害復旧費につきましては別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十四号昭和五十二年四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）につきましては汚泥運搬委託料、北勢沿岸北部流域下水道事業負担金、認可設計委託料の追加並びに国庫補助事業費の決定に伴う工事費の減額等の補正が主なものであり、北勢沿岸北部流域下水道事業の実施に伴いこれを基幹とした本市全体の下水道整備計画の樹立を要望いたしました。

次に、議案第九十五号昭和五十二年四日市市土地画整理事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、浜田第二土地画整理事業の建物移転費等の追加及び本年度精算業務を開始する復興土地画整理事業の精算交付金の追加をするものでありますが、特に精算交付金については速やかに交付を行うとともに精算にかかる市債の利率につ

いては現下の低金利時代を十分反映させるよう努力することを要望いたしました。

次に、議案第九十六号昭和五十二年四月市営駐車場特別会計補正予算（第一号）につきましては本庁西の中央駐車場補修費の追加であり別段異議はありませんでした。

次に、議案第一百五号市道路線の認定について及び議案第一百十六号市道路線の廃止についてにつきましては、市道認定後の道路整備計画について関係地区住民に十分な説明を行い理解と協力を得るよう要望がありましたほか別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましてはいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 建設委員長に百十五号の市道路線の認定に関してお尋ねを、まず、したいと思えます。

この中で、海蔵川右岸と左岸線が新たに市道として認定されることになったことを、大いに歓迎するものですけれども、この認定に関連して国道一号線や新開橋との接点における交通対策、新開橋のつけかえ整備の問題が論議をされ、当局から何らかの対策が示されたかどうかお尋ねしたいと思います。

次に総務委員長にお尋ねをいたしますが、議案第一百三号については議会の議決に付さなければならぬ契約金額が当初の一億二千万からさしたる理由もなしに全く無定見とも言うべき朝令暮改式に九千万円に修正されたわけですが、

そのことと、それから過去においては地方自治法の施行令以上の金額を定めて今日に至ったこういう経過などかわりまして、その金額を一体どれだけにするのが妥当かについていろいろ論議されたことと思うわけでございます。特に事務の効率的執行、事務経費の節減、工事の效果的推進という面から、たとえば九千万円以上にした場合と一億二千万円以上にした場合の違いや影響などにどのような論議がなされたかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 橋本増蔵君。

〔建設委員長（橋本増蔵君）登壇〕

○建設委員長（橋本増蔵君） ただいまの小井議員の質問の議案第一百五号のその四関係でございますが、この新開橋の関連いたしましたる整備事業につきましては議案外でございますので協議いたしておりません。以上で終わります。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 粉川 茂君。

〔総務委員長（粉川 茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川 茂君） お答えいたします。ご質問の議案第一百三号はご承知のように最近における経済事情、工事の大型化に対処するため、地方自治法施行令の一部改正によりまして本市においても六千万円から九千万円に引き上げるための改正案件でありまして、総務委員会といたしましては五十年、五十年、五十二年の工事件数の中で六千万円以上、九千万円以上、一億二千万円以上の実績をも説明を受け、あるいは三重県下の他の都市の状況、あるいは類似都市の状況等、また仮契約を行ってから議会の承認を得るまでに幾日ぐらいの日数を経過するとか、いろいろそういう説明も詳しく受けまして本市としても九千万くらいが一番適当であろうという結論に達しましたので承認をしたわけでございます。簡単でございますが答弁にかえさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 百十五号の関連では議題外ということですが、この市道認定の場合なんかも道路の新設、改良整備の場合と同様に、その体系、あるいは交通の量、質が検討されて安全、円滑な流れが保障されるような対策を総合的にとられることは当然だと思っておりますが、海蔵川右岸、左岸線と国一と新開橋との接点にはずいぶん問題があります。この点での交通安全対策、あるいは新開橋の根本的のつけかえ整備について今後当局が善処されるよう要望しておきたいと思っております。

それから、百三号の関係でございますが、この議会の審議権、あえて地方自治法にもこの規定があるということの意味というものは、そしてまた、全国的に不祥事が起こっているという中でこの議会の議決を要するという問題の意味は非常に大切だと思っておりますけれども、同時に事務の効率的執行、事務経費の節減、工事の効果的推進という面からも検討してそのバランスをとって、金額を決めていく必要があるのではないかと。たとえば本年六月の議会にかかられました保々出張所・公民館の場合は六千五百五十万の工事でございますけれども、これを六月議会にかけるために複数の職員が約三カ月にわたって徹夜を含む残業に次ぐ残業を重ね、その手当額も約七十万余りに上ると言われております。議会にかけることがなければこうしたことは避けられ経費も節減できるわけでございますし、工事も入札完了して業者が決まっても、議決を経るまで約一カ月間のロスがございます。また、六月議会に間に合わなかった場合でも七月に入札ができる条件が整った場合には約二カ月から三カ月のロスが生じて、それだけの工事の効果的推進という面に影響が出ると思っております。こういう点も十分配慮されるように今後期待をしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 他にご質問もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案九十五号の土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）ですが、この議案につきましては復興土地区画整理事業費の計上に関して反対をするものでございます。この事業は県施行で昭和二十一年九月に着手され、五十二年一月に換地処分公告に至るまでに実に三十年余の長年月にわたって行われてきたわけでございます。なお、この本年度から事業が精算事務が六十年間までの間に市に委任されて進められるわけですが、これには多くの問題があるわけでございます。ここで若干の問題点を挙げて反対の理由といたします。

その一つは、換地処分に幾多の問題があり、関係者から百七十二件もの数多くの不服審査請求が出され、これらが未解決となっていることです。これについては改めて換地処分をやり直し、公正な解決を図るようすべきだと思います。

その二は、この事業が三十年余を要しただけでなく精算徴収金、交付金が昭和四十年時点の評価に基づいて行われているために実情に合わず著しく不公正が生じていることとでございます。これについては特に交付金について精算金の交付開始時点で評価をし直し国・県・市の補助を加えて適正な交付金を払うべきであると思っております。

その三点は、市が精算事務を受任したことにより市費の持ち出しが増えることとでございます。精算事務に伴う市費持ち出しになる分については全額県費で補てんさせるべきであります。少なくともこれらの問題点を解決してから事務を進めるよう関係当局の善処を強く求めるものでございます。

議案第百五号、百六号について、あわせて反対の理由を申し述べたいと思っております。市民ホールと各体育施設の使用

料を大幅に、たとえば市民ホールの場合には二倍に、運動施設につきまして全体の単価ベースで二・四九倍と値上げを  
するとともに、運動施設関係条例の統一化のための新条例の制定を行うものでございますが、私は次の理由によりこ  
の両議案に反対するものでございます。

一つは使用料値上げ問題についてでございます。行政財産、公共施設の利用等を含め行政サービスは本来すべて税  
によって賄われ無料であるべきであると考えられるわけでございます。個々の施設、あるいはサービスについてその利用  
者、受益者が不均等で特定のものに帰属するとしても、ほとんどすべての市民が職業や階層、趣味等々の違いや態様  
において何らかの施設、サービスの利用者、受益者となっているのでありまして、仮にその施設の利用者、あるいは  
サービスの受益者が不均等で特定のものに帰属するということを理由に使用料等を取るといたしましても特別の場合  
を除いて原価主義にとらわれず必要最少限にとどめるべきものと思うわけでございます。なお、今回の値上げに当  
り原価主義を強く打ち出しておりますが、石油コンビナート企業などの公害対策に九〇%以上も当たる公害対策課の  
人件費、物件費年間約一億数千万円をコンビナートに負担させることには反対しながら、スポーツ、文化施設使用料  
に原価主義を取り入れることはどうしても納得がいきません。文化、スポーツ活動は人間としての生活の中でも大切  
な分野に属するものであり、社会状況の変化発展とともにますます重要となっております。その強力な振興が時代の  
強い要請となっております。これを行政施策の中にしっかりと位置づけるかどうかによってその施設使用料の決め方  
にも違いが出てくると思います。四日市の行政が真に文化・スポーツの振興を考えるならば使用料を特殊な場合を除  
いて無料に、あるいは低廉にとどめ、さらに不足している施設づくり充実に当たるべきであると思います。まして  
行財政調査会答申をはじめ地方財政危機下の主財政対策として、しかも、最も緊要な大企業との税その他の負担の不  
公正を正すことをしないで、真っ先に市民の負担をふやす使用料の大幅値上げを取り上げることは全く容認できない

と思います。私は、今日の深刻な不況とインフレ下の経済社会情勢を考慮して、少なくとも当分の間使用料等を値上  
げせず凍結するよう求めましたが、これに反して値上げが進められることはまことに残念だと思えます。

次に、議案百六号の運動施設の設置管理に関する条例のうちの第四条一号から二号、第九条三号の規定については  
現在の市民ホール条例等にもございますが、これは市民の言論、集会の自由と民主主義を犯すことになりかねない規  
定でありまして反対であります。改めるべきであると思えます。このことは各地で右翼、暴力団の妨害により善良な  
団体等がそうした条例等の規定を盾に施設の使用を断られている事件が起こっていることでも明らかでございます。

以上の点を善処されたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件の採決に入ります。  
まず、議案九十五号昭和五十二年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）、議案第百五号四日市  
市民ホール条例の一部改正について、及び議案第百六号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の制定につ  
いての三件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた残り二十五議案について一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。暫時、休憩いたします。

午後三時六分休憩

午後三時二十三分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第三一 議案第一二〇号 教育委員会委員の任命について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十一 議案第二百十号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） たいだいまご上程の議案第二百十号は、本市の教育委員会委員のうち、龍池清真氏の任期が去る十月三日をもって満了いたしましたので、後任の委員として、栗原 弘氏を任命いたしたいと存じご提案申し上げます。なお、同氏の経歴はお手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただきご同意賜りますようお願いいたします。

い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については委員会の付託を省略し直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第三二 議案第一二二号 公平委員会委員の選任について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十二、議案第二百十一号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） たいまご上程の議案第二百一十一号は、本市の公平委員会委員のうち、芝田敬太郎氏の任期が去る十月三日をもって満了いたしましたので、引き続き同氏を選任したいと存じご提案申し上げるものであります。

なお、同氏の経歴はお手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただきご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については委員会の付託を省略し直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

○議長（大谷喜正君） この際報告いたします。

請願第十一号集会所建設補助金の増額等については、取り下げの申し出がありましたのでご了承願います。

日程第三三 委員会報告第一〇号 総務委員会請願書審査結果報告、ないし

日程第三六 委員会報告第一三号 建設委員会請願書審査結果報告

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十三委員会報告第十号総務委員会請願書審査結果報告、ないし、日程第三十六、委員会報告第十三号建設委員会請願書審査結果報告についてを一括議題といたします。

本件は総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願陳情に関する審査結果の報告であります。委員長の報告に対しご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（大谷喜正君） なお、総務、教育民生、建設の各常任委員長から、目下委員会で審査中の事件について、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第三七 発議第四号 老人医療制度確立に関する意見書の提出について、及び

日程第三八 発議第五号 水産省設置に関する意見書の提出について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十七、発議第四号老人医療制度確立に関する意見書の提出について、及び日程第三十八、発議第五号水産省設置に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、訓覇也男君からお願いたします。

（訓覇也男君登壇）

○訓覇也男君 たいいま議題となっております発議第四号老人医療制度確立に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表して一言提出理由の説明を申し上げます。

今日、全国的に国民健康保険事業の運営は年々増高する医療費に対応するため、特に財源確保に懸命の努力をして

おりますが、人口の老齢化現象の進行に伴う老人医療費の激増、高額療養費の増大等によって保険財政は重大な局面に立たされ、また、被保険者の負担能力もその限界にあるのが現状であります。よって、お手元に配布いたしました意見書を関係官庁に提出し高齢者医療保障の抜本的改革の断行を強く働きかけようとするものであります。どうかよろしく賛同賜りご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 次に、山本 勝君にお願いたします。

（山本 勝君登壇）

○山本 勝君 たいいま議題となっております発議第五号水産省設置に関する意見書の提出につきまして発議者を代表して、一言提出理由の説明を申し上げます。

わが国の漁業は二百海里時代突入によって、今後食糧安定供給体制の確立のため漁業外交をはじめ、沿岸、沖合いにおける漁業施策の再建等広範多岐にわたり、水産行政の推進が図られなければならないのであります。しかし、いまの政府の漁業に対する取り組みは高承のとおり国際間交渉に苦慮する余り遅々として進まないのが実情であり、漁業関係者に焦燥感を抱かせるなど国際情勢に即応できない行政体制の不備を露呈しております。

そこで、お手元に配布いたしました意見書を関係官庁に提出して行政体制の確立を求め、水産行政が円滑、迅速に推進されるよう要請するものであります。どうかよろしくご賛同賜りご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三九　発議第六号　市長専決処分事項の指定の全部改正について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第三十九、発議第六号市長専決処分事項の指定の全部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

生川平蔵君。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君　発議第六号　市長専決処分事項の指定の全部改正について、発議者を代表してご説明申し上げます。

本市議会が昭和三十五年九月に地方自治法第八十条の規定に基づき議会の権限に属する軽易な事項のうち、市長が専決処分をすることができる事項を指定いたして以来、十七年の年月が経過いたしました。その間物価水準、貨幣価値の大幅な変動をはじめ、自動車の増加に伴う交通事故の激増等社会情勢も大きく変化し、これに伴って当時指定した現行の市長専決事項は現状にそぐわない面も出てまいっている実情であります。したがって、この際これを見直し、お手元に配布いたしました案のように現状に即して全面的に改正するとともに、あわせて事務執行の能率と円滑を図ろうとするものであります。

なお、六に定める工事または製造の請負契約の変更にかかる事項については、今回新たに追加するものであります。市長におかれては特に工事の設計に当たって従来より以上に正確を期し、単に設計のミスといったこと等の理由により安易に本事項の運用がなされないよう、この機会に強く指摘をしておきます。以上、簡単ではありますが提出理由の説明といたします。どうかよろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（大谷喜正君）　以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十二年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦勞様でございました。

午後三時三十七分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

大谷喜正

署名議員

橋本増蔵

署名議員

野崎貞芳

第1日(9月26日)

発言順序	1	2
要旨	<p>一、教育問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合計画の経過について</li> <li>2. 五十四年度以降の計画について               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 施設の立体構成</li> <li>ロ 運動場の整備</li> </ul> </li> <li>ハ 学校施設の考え方</li> <li>3. 教育予算について               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当初予算の二〇%</li> <li>ロ 教育予算のたて方</li> </ul> </li> <li>4. 教育センターについて</li> </ol>	<p>一、教育問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害児教育について</li> <li>2. 社会教育について</li> <li>3. 青少年対策について</li> <li>4. 学習塾について</li> </ol>
氏名	清風会 後藤寛次	清風会 粉川茂

一般質問通告一覧表

(昭和五十二年九月定例会)

10	9	8	7
<p>一、不祥事件の再発防止とその問題点について</p> <p>二、笹川団地内における集会施設の設置について</p> <p>三、小山清掃処理所供用開始に伴う環境整備について</p>	<p>一、高校新設に関する問題について</p> <p>二、身体障害者にガソリンの無料提供を</p> <p>三、まつくい虫防除対策について</p> <p>四、平山物産悪臭対策を早期実現せよ</p>	<p>一、公害健康被害補償法の地域指定解除と公害防止計画事業打切りの動きに対する市当局の対応について</p> <p>二、深刻な不況インフレ下の市民生活を守る施策について</p> <p>三、再び車いすで歩けるまち(福祉都市環境)づくりについて</p> <p>四、近鉄阿倉川駅北西口の再開実現のために</p> <p>五、開発行為と行政に関して</p> <p>六、八〇周年記念事業について</p>	<p>一、公園及び子供広場の問題について</p> <p>二、末永焼却場の跡地利用について</p>
<p>自由クラブ 後藤長六</p>	<p>公明党 平野行信</p>	<p>日本共産党 小井道夫</p>	<p>市民クラブ 大森多喜三</p>

	6	5	4	3
	<p>一、水沢中学校の敷地について</p> <p>二、霞ヶ浦埋立計画区域内に四日市港のヘドロ埋立処分について</p> <p>三、市民参加の防災訓練について</p>	<p>一、当面する政策について</p> <p>1. 人事について</p> <p>2. 就学前教育</p>	<p>一、福祉について</p> <p>二、教育について</p> <p>三、近鉄塩浜駅西改札口設置促進について</p>	<p>一、教育問題について</p> <p>1. 教師の研修について</p> <p>2. 幼児教育について</p> <p>3. 教育委員会の機構</p>
	<p>市民クラブ 森 安吉</p>	<p>政策研究会 訓 覇 也 男</p>	<p>政策研究会 宇治田 良 市</p>	<p>清風会 伊藤 信 一</p>

12	一、 四日市の基本計画の見なおしについて 二、 高校設置の四日市の態度について	日本社会党 喜多野 等
11	一、 西浦区画残務事業について 1. 四日市工業高校問題について 2. 赤堀西町間道路完成について 三、 天白川鹿化川の国道一号線より大井川町間の改修について 四、 平山物産の悪臭について 五、 千歳小生線について	自由クラブ 山中忠一

付託議案一覧表 (一) (昭和五十二年九月定例会)

○総務委員会

議案第九二号 昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款 議会費

第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第九九号 四日市市公告式条例の一部改正について

議案第一〇〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について

議案第一〇一号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第一〇二号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について

議案第一〇三号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

議案第一〇五号 四日市市民ホール条例の一部改正について

議案第一〇七号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 議案第一〇八号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について  
議案第一〇九号 四日市市防災会議条例の一部改正について  
議案第一一一号 あらたに生じた土地の確認について  
議案第一一二号 町の区域の変更について  
議案第一一三号 四日市市と孤野町との境界の一部変更について  
議案第一一四号 町及び字の区域並びに名称の変更について  
議案第一一七号 工事請負契約の締結について  
議案第一一八号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

- 議案第一九二号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第三款 民生費

第一〇款 教育費

- 議案第一九七号 昭和五十二年四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）

- 議案第一九八号 昭和五十二年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）

- 議案第一〇四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

- 議案第一〇六号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○産業公営企業委員会

- 議案第一九〇号 昭和五十一年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

- 議案第一九一号 昭和五十一年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

- 議案第一九二号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

- 議案第一九三号 昭和五十二年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）

- 議案第一一〇号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第一九二号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

- 議案第一九四号 昭和五十二年四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

- 議案第一九五号 昭和五十二年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

- 議案第九六号 昭和五十二年四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)  
 議案第一一五号 市道路線の認定について  
 議案第一一六号 市道路線の廃止について

付託議案一覽表(二) (昭和五十二年九月定例会)

○総務委員会  
 議案第一一九号 工事請負契約の締結について

請願		受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一四号	五三九二二	四日市市八王子町字南野地区の市街化区域編入について	四日市市高花平四丁目一四七 高花平連合自治会 会長 真川 勇 ほか一九四九名	前川 辰男 川口 洋二 青山 峯男	建設		
第一五号	〃	「水産省」設置について	四日市市大字塩浜字午高二九一四番地 四日市地域漁業協同組合連絡協議会 会長 今村 庄	福田 香史	公産 公営 企業		
第一六号	〃	同和对策事業特別措置法の抜本的改正を含む延長について	四日市市寺方町七四二一一部落解放同盟三重県連合会 寺方支部長 川森重信 ほか一名	宇治田 良市 田中 基介 山本 勝 岩田 久雄	教育 民生		

第一七号	五二、九二二	高松海岸保全について	四日市市相生町一の七 四日市入浜権を取戻す会 会長 三浦増弘	宇治田良市 伊藤信一 天博文雄 小林博次 福田香史 福井道夫 小島良一 松島良一	総務
第一八号	五二、九二六	四日市市立保々小学校体育館等の新改築工事促進について	四日市市中野町一二六七 四日市市保々地区連合自治会 四日市市保々小学校建設委員会 会長 山川義男 ほか六名	天春文雄 宇治田良市	教育民生

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一四号	五二、九二二	四日市市立泊山小学校校舎増築について	四日市市大字日永五三〇一二六 市立泊山小学校校舎増築推進委員会 委員長 織田雅夫	教育民生

第一五号	〃	泊山幼稚園に二年保育実施に ついて	四日市市前田町一四番地六棟一四九号 四日市市立泊山幼稚園PTA会長 鈴木徹枝	教育民生
第一六号	〃	諏訪公園内駐車場の増設について	四日市市諏訪町二二一八 四日市市諏訪栄町連合自治会 四日市市都心部発展協議会 会長 大久保 憲一	建設
第一七号	〃	市立美術館設立について	四日市市諏訪町二二の三 日本陶磁協会四日市支部 支部長 川村 又助	教育民生
第一八号	五二、九二六	県営圃場整備事業に伴う海蔵川上流改修について	四日市市生桑町六〇二 四日市市三重地区連合自治会長 加藤 道男 ほか一名	産業 公営企業

委員会報告第一〇号

総務委員会請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
昭和五十二年十月四日

総務委員会

委員長 粉川 茂

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第二三号	五二二二六	朝鮮の自主的平和統一運動の支援について	四日市市東阿倉川町 在日本朝鮮人総連 合会三重県四日市 支部 委員長 許南石	喜多野 等	願意に沿いがたい。	不採択

第一三号	五二六二〇	韓国の自主的平和統一促進に関する決議について	四日市市塩浜本町一丁目七四 在日本大韓民国居 留民団三重県四日 市支部 団長 韓奉実 ほか二名	後藤 長六	願意に沿いがたい。	不採択
------	-------	------------------------	--	-------	-----------	-----

委員会報告第一一号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
昭和五十二年十月四日

教育民生委員会

委員長 訓 覇 也 男

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第四号	五二、三、一一	在宅ねたきり老人ひとり暮らしの老人に対する介護委託事業実施について	四日市市西富田三六一三三一 社団法人日本臨床看護家政協会三重県支部 加藤志げ ほか四六名	橋本増蔵 金森正 坪井妙子	願意妥当と認め、関係者と協議の上善処されるよう理事者に要望する。	採択
第一六号	五二、九、二二	同和对策事業特別措置法の抜本的改正を含む延長について	四日市市寺方町七四二一二 部落解放同盟三重県連合会寺方支部 長 川森重信 ほか一名	宇治田良市 田中基介 山本勝 岩田久雄	願意妥当と認める。	採択
第一八号	五二、九、二六	四日市市立保々小学校体育館等の新築工事促進について	四日市市中野町三六七 四日市市保々地区連合自治会 四日市市保々小学校建設委員会 会長 山川義男 ほか六名	天春文雄 宇治田良市	願意妥当と認める。	採択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第七号	五二、六、一〇	垂坂塵埃焼却場跡にスポーツ広場の設置について	四日市市浜田町二一 四日市野球協会 会長 竹野信雄 ほか二名	願意妥当と認める。	採択
第一四号	五二、九、二二	四日市市立泊山小学校校舎増築について	四日市市大字日永五五三〇一二六 市立泊山小学校校舎増築推進委員会 委員長 織田雅夫	願意妥当と認める。	採択
第一五号	五二、九、二二	泊山幼稚園に二年保育実施について	四日市市前田町一四番地六棟一四九号 四日市市立泊山幼稚園PTA会長 鈴木徹敏	その主旨を了とする。ただし、市立幼稚園未設置地区の早期解消と計画的な実施を強く要請する。	採択
第一七号	五二、九、二二	市立美術館設立について	四日市市諏訪町二二三 日本陶磁協会四日市支部 支部長 川村又助	願意妥当と認める。	採択

委員会報告第一二号

産業公営企業委員会請願書等審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
昭和五十二年十月四日

産業公営企業委員会

委員長 山本 勝

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一五号	五二、九二二	「水産省」設置について	四日市市大字塩浜字 午高二九一四番地 四日市地域漁業協 同組合連絡協議会 会長 今村 庄	福田 香史	その主旨を了とす る。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一三号	五二、六一三	耕地事業に対する負担金および原材料支給制度の改善について	四日市市生桑町六〇二番地 三重地区連合自治会 会長 加藤道男	その主旨を了とし、理事者に 関係機関に強く働きかけるよ う要望する。	採 択
第一八号	五二、九二六	県営圃場整備事業に伴う海蔵川上流改修について	四日市市生桑町六〇二番地 三重地区連合自治会 会長 加藤道男	その主旨を了とし、理事者に 早期実現を、関係機関に強く 働きかけるよう要望する。	採 択

委員会報告第一三号

建設委員会請願書審査結果報告

建設委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十二年十月四日

建設委員会

委員長 橋本 増蔵

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請 願

第一四号	五三九二二	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
		四日市市八王子町 字南野地区の市街 化区域編入につい て	四日市市高花平四丁 目一―一四七 高花平連合自治会 会長 真川 勇 ほか一九四九名	前川 辰 男 川 口 洋 二 青 山 峯 男	その趣旨を了とす る。	採 択

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九  
条の規定により申し出ます。

記

一 事 件

請願第一号 大瀬古新町及び永宮町の避難所建設について  
請願第一七号 高松海岸保全について

二 理 由

調査研究のため  
昭和五十二年十月四日

総務委員会

委員長 粉川 茂

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第三号 私立幼稚園教育振興について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十二年十月四日

教育民生委員会

委員長 訓 覇 也 男

四日市市議会

議長 大谷喜正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一六号 諏訪公園内駐車場の増設について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十二年十月四日

建設委員会

委員長 橋 本 増 蔵

四日市市議会

議長 大谷喜正 殿